

総 括 調 査 票

令和 6 年 6 月公表分（27 事案）

【 目 次 】

		頁			頁
(1)	[内 閣 府] デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））	1	(18)	[内 閣 府] [厚 生 労 働 省] 医療費適正化計画	50
(2)	[内 閣 府] 地方消費者行政強化交付金	9	(19)	[農 林 水 産 省] 鳥獣被害防止総合対策交付金	56
(4)	[デ ジ タ ル 庁] 政府情報システムのコスト構造の実態	13	(20)	[農 林 水 産 省] 林業・木材産業成長産業化促進対策等	61
(5)	[総 務 省] 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	18	(21)	[経 済 産 業 省] クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査	65
(6)	[法 務 省] 法務局地図作成事業	21	(22)	[国 土 交 通 省] 道路事業	68
(7)	[法 務 省] 外国人受入環境整備交付金	24	(23)	[国 土 交 通 省] 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業	72
(8)	[外 務 省] 外務省における交流・招へい関係事業	27	(24)	[国 土 交 通 省] 空港施設における機器整備費補助	76
(9)	[外 務 省] 無償資金協力（うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携）における施設整備型支援	30	(25)	[国 土 交 通 省] 北海道総合開発推進調査費	79
(10)	[財 務 省] 取締機器整備経費（無人航空機・スマートグラス）	33	(26)	[国 土 交 通 省] 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業	81
(11)	[文 部 科 学 省] デジタル教科書普及促進事業	35	(27)	[環 境 省] 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）	86
(12)	[文 部 科 学 省] 研究機器の使用実態等	38	(28)	[防 衛 省] 防衛装備品調達単価の価格算定の在り方（加工費率等）	89
(13)	[文 部 科 学 省] 史跡等買上	41	(29)	[防 衛 省] 防衛分野の先端的研究事業の成果把握等	93
(14)	[厚 生 労 働 省] 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	44	(30)	[防 衛 省] 近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性	96
(15)	[厚 生 労 働 省] 重層的支援体制整備事業	47			

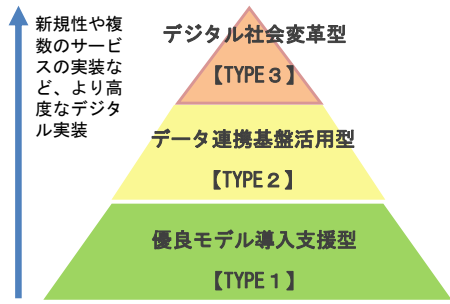
総 括 調 査 票

調査事業名	(1) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ (うち移住・起業・就業型))		調査対象 予 算 額	令和4年度(補正後): 93,223百万円の内数 ほか (参考 令和6年度予算: 55,223百万円の内数)			
府省名	内閣府	会計	一般会計	項 目	地方創生支援費ほか	調査主体	共同
組織	内閣本府ほか			目	デジタル田園都市国家構想推進交付金ほか	取りまとめ財務局	(福岡財務支局)

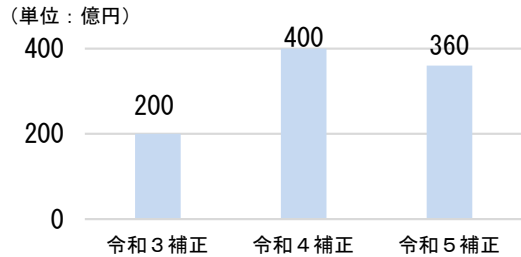
①調査事業の概要

【事業概要 デジタル実装タイプ 令和4年度補正(第2号): 40,000百万円の内数ほか(参考 令和6年度予算: -)】
 デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプは、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、他地域等で既に確立された優良モデル・サービスを活用して迅速な横展開を行う事業や、オープンなデータ連携基盤を活用する他地域のモデルケースとなり得る事業に取り組む地方公共団体を支援するため、令和3年度補正予算から創設された。デジタル実装タイプ創設から3年が経過し、これまで約5,000件もの事業(1事業あたり平均約1,600万円)を支援してきていることを踏まえ、その効果的かつ効率的な支援のあり方について検証する。

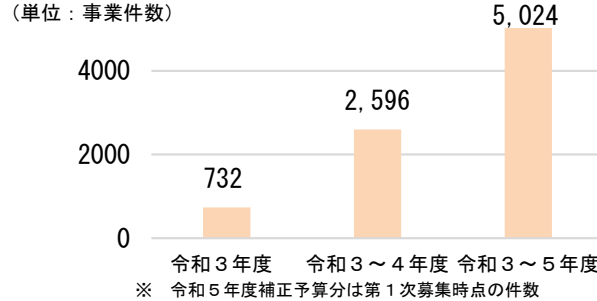
【図3】 デジタル実装タイプについて



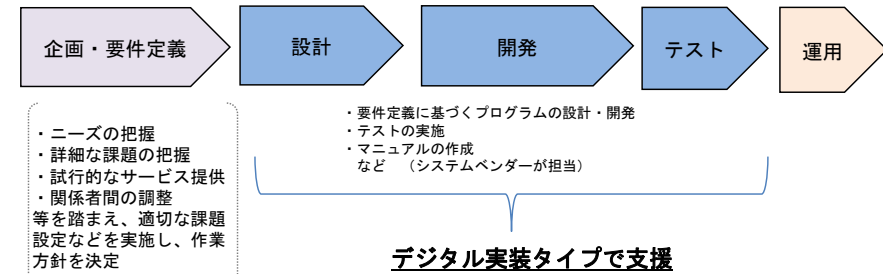
【図1】 デジタル実装タイプの予算の推移



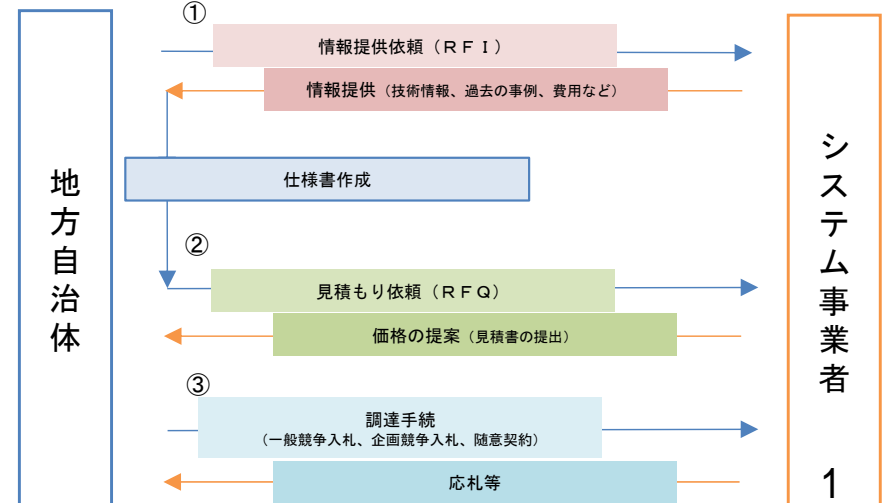
【図2】 デジタル実装タイプの累計支援事業数



【図4】 システム導入のプロセス



【図5】 システム調達手続の一般的な流れ (抜粋)



【問題意識】

論 点	1. 課題やニーズの把握	実装したサービスが住民に活用されないなど、想定した効果を得ていないケースが発生していないか。特に、デジタル実装タイプは、システム導入プロセスのうち、詳細設計からテストまでのシステム開発・実装のプロセスを支援の対象としているが【図4】、課題やニーズを把握し、そもそもデジタル化の必要性があるかなどの事前検討プロセス(企画・要件定義)が十分に行われているか。
	2. 調達手続の妥当性	随意契約や企画競争入札(プロポーザル)の応札状況などから見て、十分な競争原理の下で調達が行われているか。また、仕様書の作成状況や適切な見積書を複数徴求しているかなど、調達手続は妥当か【図5】。
	3. 優良事業への支援の重点化等	支援事業は、交付金の趣旨に沿った優良モデルの導入支援となっているか。また、好事例の横展開等のためにサービスカタログやモデル仕様書が作成されているが、目的どおりの機能を発揮しているか。
	4. 見える化の推進	自治体へのデジタル実装支援に係る経費等の公表状況は十分か。また、システム調達については、公共事業等のように、目線となる単価が設定されておらず、妥当な価格かの判断が困難である中で、自治体は、どのような情報が公表されていると有意義と考えているか。

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

②調査の視点

1. 課題やニーズの把握

想定した効果を得ているか把握するため、KPIの達成状況について調査を行った。

また、デジタル実装において重要と考えられるポイントについてヒアリングを行った。

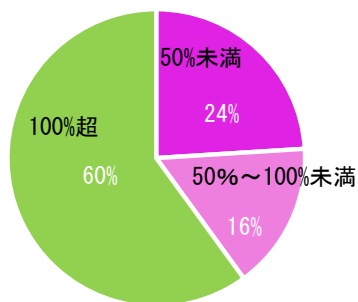
③調査結果及びその分析

1. 課題やニーズの把握

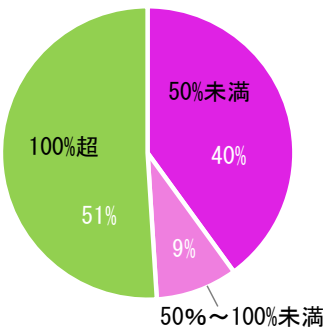
- デジタル実装タイプの交付金を活用した事業におけるサービスの利用実績等に関するKPI指標の達成状況について分析したところ、約4割の指標が目標未達であり、そのうち約2割の指標は達成率が50%未満だった。
特に、データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を行うTYPE 2/3事業については、KPIの達成状況が悪く、およそ4割の指標で達成率が50%未満だった【図6】。
- より高度なデジタル実装を支援するTYPE 2/3事業については、機能拡充等のために複数年継続して交付金を活用している事業が多く、令和3年度補正予算で採択された27団体のうち9団体が3年連続して交付金を活用しているが、設定したKPI指標の達成状況が悪いにもかかわらず、引き続き採択されている団体が多かった【図7】。
- 複数の自治体やコンサルティング業者等に対して、デジタル実装の成否の要因についてヒアリングを行ったところ、①解決すべき課題の適切な把握、②地域も含めた部局横断的な体制構築・意思決定、③利用者（住民等）のニーズ調査、④本格実装前の実証事業の実施など、交付金の対象となるシステム開発・実装プロセスの前に十分な事前検討・事前調整が行われているかどうか成否の要因との声が聞かれた【表1】。

【図6】 デジタル実装タイプのKPI達成状況（※）

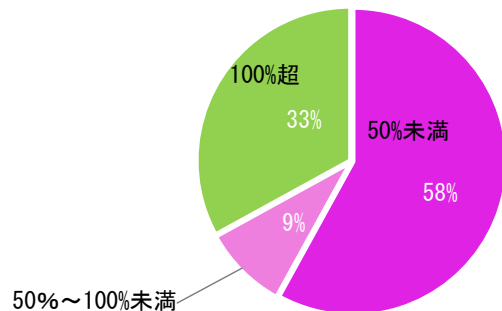
<令和3補正全事業>



<令和3補正TYPE 2/3事業>



【図7】 TYPE 2/3事業のうち令和3年度から令和5年度まで3年連続で本交付金を活用している事例のKPI達成状況（※）



※ サービスの利用率や利用人数など、サービスの利用実績に関するKPI指標の達成状況について分析

【表1】 デジタル実装において重要と考えられるポイント（ヒアリングにおける主な意見）

- 交付金活用前の助走期間（基本設計・要件定義）に十分な時間をかけ、解決すべき課題やニーズ把握、関係者調整を行うことが重要である
- デジタル実装に際しては、実装に向けた開発段階の前に、①検討段階（地域課題や市民ニーズの整理）、②実証段階（サービスの実証実験）といったステップを踏むことが重要である
- 交付金申請前に、県や市における中期計画策定が行われ、その段階で、部局横断的に、課題やどのようなシステムが必要かを議論し、意思決定していたことから実装がスムーズに進んだ
- 事業がうまくいった要因の一つは、デジタル実装タイプの交付金申請前から、実証実験の実施や地域の関係事業者との連携体制を構築するなど、事前に十分な検討を実施したことが挙げられる
- 事前検討を十分に行っていない中で、トップダウンで交付金を活用する方針が決まり、単年度でのデジタル実装という制約がある中、十分な検討・調整期間がないまま、交付金の申請を行ったケースがある
- 部局横断的な体制が構築できず、縦割りの議論に陥り、企画・検討がうまく進まなかった

④今後の改善点・検討の方向性

1. 課題やニーズの把握

効果的なデジタル実装を支援するため交付金を活用したデジタル実装前の十分な事前検討を必須とする制度設計とすべき。

具体的には、交付金申請前の

- ・地域も含めた部局横断的な体制構築と中期計画等による全庁的な意思決定
 - ・利用者（住民等）へのニーズ調査や市民の理解を得るための取組
 - ・実証実験・モデル事業の実施
- 等を交付金の申請要件とすべき。

また、実施している事業のKPIの実績等を公表するとともに、KPI指標が達成されていないにもかかわらず、拡充等のための事業を引き続き採択する場合には、その原因分析を行い、継続して事業を支援・実施する理由等を公表すべき。

【調査対象年度】
令和3年度

【調査対象先数】
総数：732事業

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

②調査の視点

2. 調達手続の妥当性（1）

システム調達に当たって、十分な競争原理の下で適切な調達が行われているかについて調査を行った。

【調査対象年度】
・令和3年度
・令和4年度

【調査対象先数】
2,596事業のうち
回答があった1,983
事業

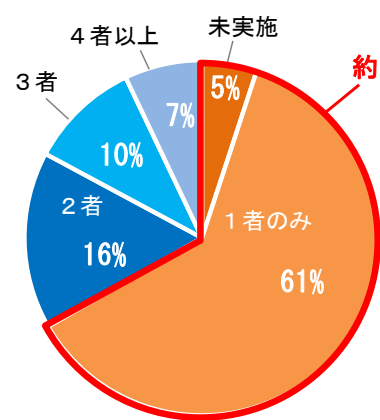
③調査結果及びその分析

2. 調達手続の妥当性（1）

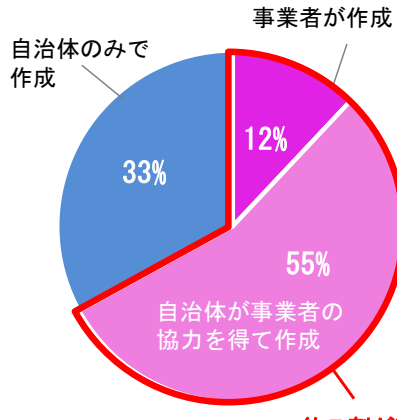
(1) 調達手続の状況

- デジタル田園都市国家構想交付金を活用したデジタル実装について、調達前に事業者へ情報提供依頼（RFI）を徴求していない事業が半数以上であり、見積書を取り寄せた数については、未実施又は1者のみが約7割と大半を占めた【図8】。契約実態については、約5割の調達が随意契約で、競争入札を実施していたとしても1者応札である割合がおおよそ4割であり、随意契約と合わせれば全体の約7割で調達への参加者が1者しかないなかった【図9】。
- 仕様書の作成状況については、事業者が仕様書の作成に関与している割合が約7割であり【図10】、そのうち、仕様書作成に関与した事業者にそのまま発注されているケースが約9割だった【図11】。
- こうした中で、見積書等を多く徴求している自治体ほど応札者数が多く、かつ仕様書の作成に関与した事業者が調達先となった割合が低いなど、競争的な環境の下で調達を行っていることがうかがわれた【図12、13】。

【図8】 見積書を取り寄せた数



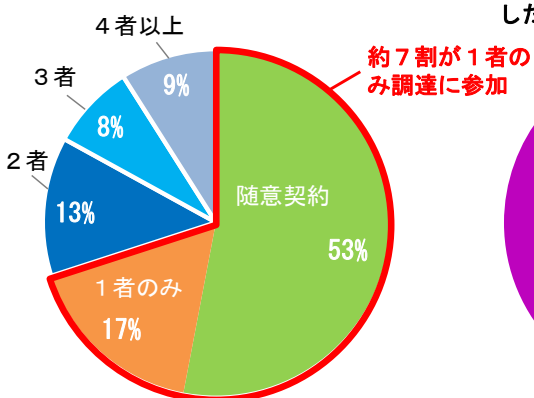
【図10】 仕様書の作成状況



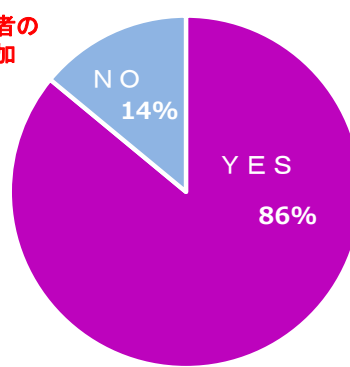
【図12】 見積書を取り寄せた数と応札者数

見積書取り寄せ数	応札者数				
	随契	1者	2者	3者	4者以上
1者	69%	15%	7%	4%	5%
2者	30%	25%	29%	7%	10%
3者	21%	15%	21%	26%	16%
4者以上	21%	10%	19%	13%	36%

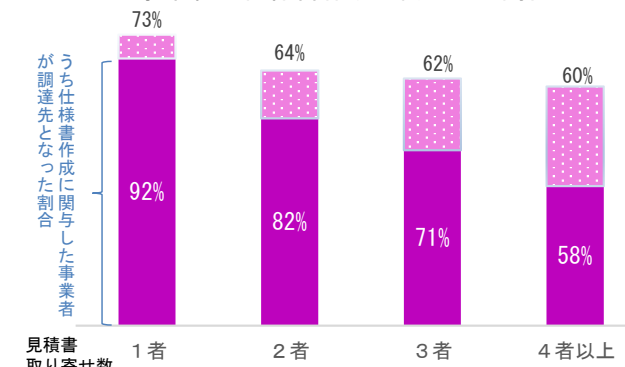
【図9】 調達時の応札者数



【図11】 事業者が仕様書の作成に関与した場合の調達先は当該事業者か



【図13】 見積書を取り寄せた数と仕様書作成状況の関係
事業者が仕様書作成に関与した割合



④今後の改善点・検討の方向性

2. 調達手続の妥当性（1）

- 特定の事業者ありきの調達を避け、十分な競争原理の下で適切な調達がなされるよう、
- 複数事業者への情報提供依頼や複数の見積書取得の義務化
- 原則、競争入札を実施することを要件化
- 仕様書や落札事業者（調達先）を公表するとともに、仕様書の作成に関与した事業者名の見える化等を行うべき。

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

②調査の視点

2. 調達手続の妥当性（2）

システム調達に当たって、十分な競争原理が働く環境の下で、適切な調達が行われているかについて調査を行った。

③調査結果及びその分析

2. 調達手続の妥当性（2）

(2) 見積書及び仕様書の状況

- デジタル実装タイプを活用した調達に係る実際の見積書を調査したところ、内容に大きなバラツキが見られた。新たなシステム・サービスの導入にもかかわらず、全く内訳が示されておらず、価格の妥当性の判断が困難であると思われる見積書が見受けられた【図14】。実際に、約2割の自治体は、具体的な見積りの内訳を事業者に求めていないとの回答であった。
- 情報システムの整備・運用等に係る見積りについては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（デジタル庁）において紹介されている「情報システムの調達に係る見積標準」（一般社団法人経済調査会）において、事業者間の見積りの比較や過去の調達事例との比較検証を容易とするため、見積書の標準書式を示している【図15】が、こうした書式に沿って、作業区分ごとに数量・工数・技術者ごとの単価が積み上げて記載されている見積書を取得しているのは一部の自治体に限られていた。

【図14】内訳がない見積書のイメージ

見積書

委託業務名 ○○市△□導入業務

見積金額 ￥ 5,000,000円

見積書

	数量	単位	単価	金額
部品調達費用	1	一式	-	2,456,000円(税抜)
システム構築、導入、運用及び保守費用	1	一式	-	6,044,000円(税抜)
			合計見積金額	8,500,000円(税抜)

【図15】「情報システムの調達に係る見積標準」において示されている見積書のイメージ

○○システム整備業務見積書（総括表）

経費区分	システム名	作業区分	見積価格（税込）	摘要
設計経費	○○アプリケーション	ソフトウェア開発（設計）	2,281,772	見積内訳書（1）
開発経費	○○アプリケーション	ソフトウェア開発（開発）	2,077,181	見積内訳書（2）
テスト経費	○○アプリケーション	ソフトウェア開発（テスト）	1,575,326	見積内訳書（3）
合計（税込）			5,934,279	

○○システム整備業務見積内訳書（1）

区分	作業項目	詳細項目	職種区分	単位	数量	単価(円)	金額	摘要
作業料金	要件定義	システム・ソフトウェア要件定義	プロジェクトマネージャ	人月	0.140	1,046,000	146,440	
			リーダー	"	0.269	917,000	246,673	
			サブリーダー	"	0.072	833,000	59,976	
			メンバー	"	0.009	738,000	6,642	
			基本設計	システム方式設計	(略)	"	(略)	(略)
詳細設計	(略)	(略)	"	(略)	(略)	(略)		
小計							1,987,066	
直接経費	旅費・交通費		式	1	87,273	87,273	直接経費内訳書(1)	
小計							2,281,772	

○○システム整備業務直接経費内訳書（1）

出張者	出張先	航空経費	その他交通費	合計	備考
○○△□	○○庁舎	0	24,000	24,000	
○○△△	△△庁舎	0	63,273	63,273	
小計				87,273	

④今後の改善点・検討の方向性

2. 調達手続の妥当性（2）

業者間での見積り比較や過去の調達事例の検証を行い、妥当性を判断した上で適切な発注がなされるよう、見積書の取得に際して、具体的な見積りの内訳を求めることを義務化すべき。

その際には「情報システムの調達に係る見積標準」に沿って、作業区分ごとの詳細な内訳が記載された見積書を参考とすべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

②調査の視点

3. 優良事業への支援の重点化等

交付金の趣旨である優良事例の横展開と考えられる事業への支援となっている。

また、好事例の横展開等のために作成されているカタログ及びモデル仕様書に係る自治体の意見を調査するとともに、自治体が独自に取り組んでいる好事例について調査を行った。

③調査結果及びその分析

3. 優良事業への支援の重点化等

- デジタル実装タイプは、他地域等で既に確立された優良モデル・サービスを活用して横展開を行う事業等を支援することを目的としているが、単なる既存システムのリニューアルや経費の大部分がWi-Fiルーター等の電子機器の購入に充てられている事業が散見されるなど、優良モデルへの支援という趣旨に沿ったものか判然としない事業が見られた。また、学校における電子機器の大量購入など、他の既存補助金との整理が必要と考えられる事業や、コンビニ交付サービスの導入など同様のシステムを各自治体で個別に整備している事業への支援も散見された【表2】。

【表2】優良モデル・サービスの横展開を行う事業等として支援している事業の例

- 《優良モデルへの支援という趣旨に沿っているか判然としない事業の例》
- ・自治体ホームページのリニューアル ・学校回線拡幅による学校ネットワーク回線の改善 ・Wi-Fiルーターの購入
 - ・自動芝刈機の購入 ・eスポーツイベントの開催 ・住民にアレクサ専用端末を配布
- 《他省庁の補助金との整理が必要と考えられる事業の例》
- ・学校における電子機器の購入等（GIGAスクール支援との整理） ・スマート農機具の購入（農水省補助金との整理） 等
- 《各自治体で個別に同様のシステムを整備していると考えられる事業の例》
- ・各種証明書コンビニ交付サービス ・要介護認定調査業務のデジタル化 ・子育て支援アプリ

- 好事例の横展開等のために作成されているサービスやシステムカタログ及びモデル仕様書について、現在は、事業者から掲載希望があり、かつ複数の自治体が導入したシステムを単に掲載しているが、自治体からは、導入自治体の評価を反映すべきなど、以下のような改善点の指摘があった【表3】。

【表3】カタログ及びモデル仕様書の改善点（自治体からの主な意見等）

- 導入効果や導入自治体の評価が反映されておらず、導入を検討すべきか判断できない。導入自治体からの評価等を重視して掲載するシステムを選定し、その効果や評価を掲載すべき。
- 示されている金額やスペックがどの程度の導入規模で試算されたか分からず、適正規模が判断できない。自治体規模や利用見込数等に応じた基本価格や推奨されるスペック、費用対効果等を示すべき。
- 同一サービスに複数のシステムが掲載されているが、システムごとの概要や特徴等が比較可能ではないため、長所・短所を整理してほしい。概念図等もつけてほしい。
- モデル仕様書で示しているそれぞれの機能の効果やコストが示されておらず、導入検討時に取捨選択できない。
- モデル仕様書を活用する場合でも、約2割の自治体が随意契約による調達方式を予定

- 自治体によっては、ベンダーロックイン等にならず適切な競争が働くよう、調達手続を工夫している好事例が見られたが、こうした取り組みの横展開は図られていない【表4】。

【表4】自治体における調達手続の工夫の好事例（自治体からの主な意見）

- 開発業者にシステムの要件定義や設計書、ソースコード等を納品させる契約を締結し、運用・保守会社を選定する際に当該要件定義等を公開すること等により、開発事業者以外が参入しやすい環境を整備している。
- 県内の複数自治体等が共同利用する協定を締結することにより割引価格で調達を実施している。
- 調達システムのミスマッチを防ぐため、候補システムのデモ操作の結果も踏まえた仕様書の作成や選定評価を実施している。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 優良事業への支援の重点化等

他の補助金との関係を整理して厳格化するとともに、交付金の趣旨に沿った優良事例の横展開への支援がなされるよう、モデル仕様書の対象事業や重複投資を回避することを目的とした共通SaaSの導入等の優良事例に支援を重点化すべき。

カタログ及びモデル仕様書については、自治体からの意見等を踏まえ、

- ・導入自治体による評価等を踏まえた掲載システムの選定
- ・導入自治体の評価等や、自治体規模等に応じた標準価格やスペック、システムごとの特徴等の掲載
- ・モデル仕様書が示す機能の目的やコストの明示
- ・モデル仕様書活用による加点要件として以下を追加
 - ① 実装前の十分な事前検討を促すため、モデル仕様書を活用した情報提供依頼の複数実施
 - ② 価格や企画内容を踏まえた競争を促すため、原則競争入札の実施等を行うべき。

更に、自治体の調達における好事例についても取りまとめて公表し、横展開を促していくべき。

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

②調査の視点

4. 見える化の推進

デジタル実装支援に係る経費等の公表状況や、自治体が調達に当たって把握したい情報について調査を行った。

③調査結果及びその分析

4. 見える化の推進

- デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプは、事業概要や事業費総額だけではなく、経費の詳細な内訳やKPIの達成状況等のPDCAに係る情報の公表が義務付けられているが、デジタル実装タイプはこれらの公表が義務化されていない【図16】。また、令和6年1月から、効果的なデジタル実装の計画策定や取組を支援することを目的として、デジタル田園都市国家構想データ分析プラットフォーム（RAIDA）において、自治体ごとのデジタル実装事例が公表されたが、依然として、経費の詳細な内訳等は公表されておらず、十分な情報が掲載されているとはいえない【図17】。
- また、システム調達については、公共事業等のように、目線となる単価が設定されておらず、妥当な価格であるかの判断が困難なことから、自治体からは、デジタル実装を検討するに当たって、他の自治体の調達時の仕様書や調達価格・調達先などの調達情報等が公表されていると有意義であるとの意見が多かった【図18】。

【図16】 デジタル田園都市国家構想交付金における公表事項

	事業概要	事業費用				委託先・再委託先の事業者名	KPI			事業の現況や課題	効果検証の結果	事業の見直し内容
		総額	詳細な内訳	決算額（調達価格）	支出方法等		指標	目標	実績			
地方創生推進タイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
デジタル実装タイプ	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×

経費の詳細・実績が公表されていない

PDCAに係る情報が公表されていない

【図17】 RAIDAによる公表例

東京都のデジタル実装事例

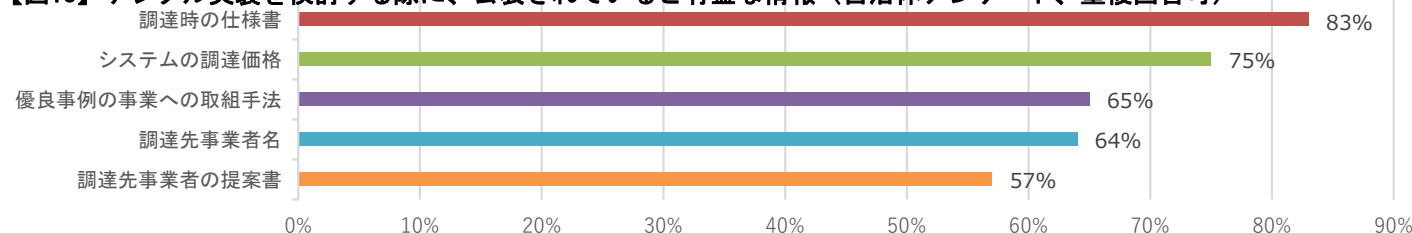
[全国のデジタル実装事例>](#)

分野	サービス分類	事業名	事業規模	実装TYPE	採択年度
交通・物流	運転免許認知機能検査のデジタル化	認知機能検査用タブレット端末の導入	23,815千円	TYPE 1	2022

事業概要

75歳以上の運転免許保有者が免許更新時に義務付けられている認知機能検査について、今後増加する高齢免許保有者の良好な免許更新環境の整備に対応するため、現在紙ベースで行っている検査をタブレットを用いた検査にすることで、検査関係事務の効率化及び受験者の負担軽減を図る。

【図18】 デジタル実装を検討する際に、公表されていると有益な情報（自治体アンケート、重複回答可）



④今後の改善点・検討の方向性

4. 見える化の推進

既に実装されているRAIDAも活用しつつ、地方創生推進タイプと同様、デジタル実装タイプについても、経費の詳細・実績等やKPIの達成状況等のPDCAに係る情報の公表を義務化すべき。

また、地方自治体のデジタル実装を後押しする観点から、仕様書や、調達価格・調達先等の調達情報等も公表すべき。

総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

①調査事案の概要

【事業概要 地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型） 令和4年度：53,223百万円の内数ほか（参考 令和6年度：55,223百万円の内数）】

デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの移住・起業・就業型は、東京23区内に在住又は通勤する対象者が、東京圏外（※）へ移住し、かつ以下の要件を満たす場合に、移住先の自治体が移住支援金を支給することを支援（国庫補助率1/2）するものである。

○対象者：過去10年間で通算5年間以上かつ直近1年間で、

- ① 東京23区内に在住している者
- ② 東京23区外の東京圏から東京23区内へ通勤している者

○要件：以下のいずれかを満たし、かつ移住先に5年以上居住すること

- ① 移住先で中小企業等へ就業し、その後1年間勤務（以下「就業タイプ」という。）
- ② 移住先で起業（以下「起業タイプ」という。）
- ③ 移住先で就業・起業するのではなく、テレワークにより移住前の業務を継続（以下「テレワークタイプ」という。）
その際には、移住先で生活し、仕事をするを想定（移住先で週3日以上を目安にテレワークを実施）
- ④ 移住先の市町村が関係人口として認める者（以下「関係人口タイプ」という。）

※「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域



地方へ移住 (東京23区在住者又は23区 への通勤者が移住)	最大100万円 (世帯：最大100万円 単身：最大60万円)
地域の中小企業等への 就業やテレワークで移 住前の業務を継続等	最大300万円 (最大100万円+200万円) 特別地方創生推進事業により支援
地域課題解決に資する 社会的事業を起業	

※18歳未満の子どもを帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算（R5拡充）

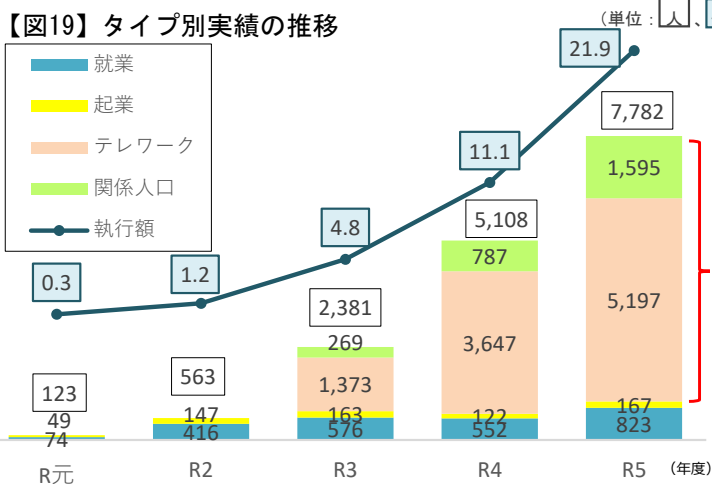
【問題意識】

本事業は、東京一極集中の是正及び地域における担い手の確保を目的として、移住者の経済的負担を軽減することにより地方移住を後押しする施策として令和元年度に創設されたが、その際には「地域にお金が落ち、循環する仕組みとなるよう留意すべき」とされた。その後、新型コロナウイルス感染症のまん延等を契機として、令和3年度にテレワークタイプ及び関係人口タイプが追加されたが、これらのタイプが移住支援金の支給実績の約9割を占めている状況にある【図19】。これらは必ずしも移住先における就業や起業が要件とされておらず、「地域にお金が落ち、循環する仕組みとなるよう留意すべき」とされた創設時の指摘に沿った制度設計となっているのか検証を行った。

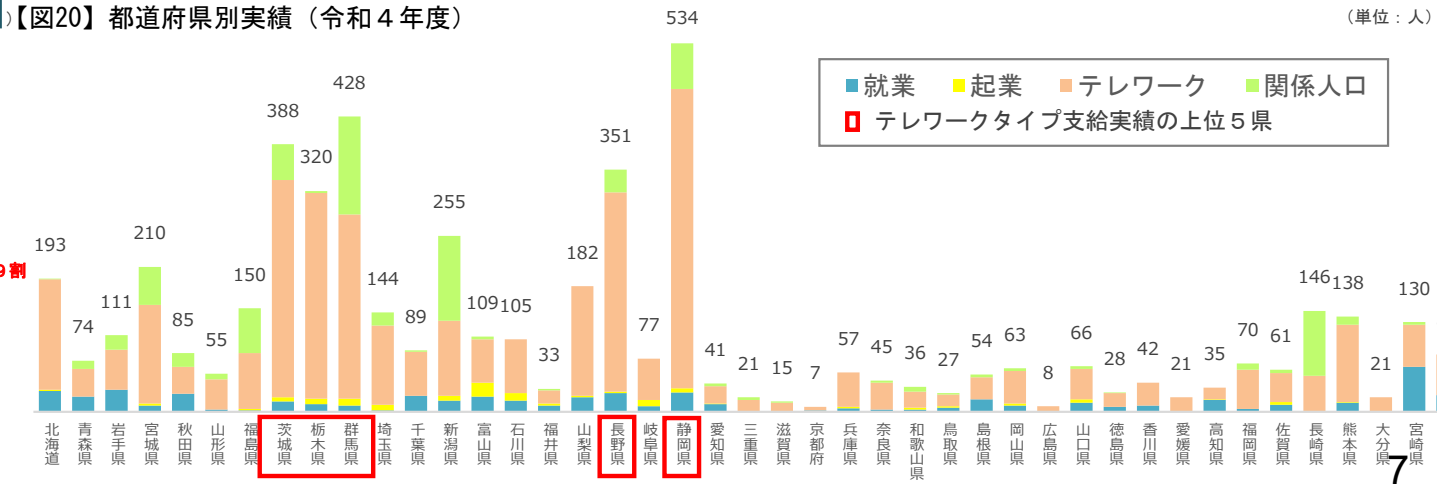
◆「わくわく地方生活実現会議」報告書～自分らしい生き方を地方に求めて～（平成30年6月）

- 東京一極集中を是正するため、地方において、中枢中核都市や小規模な市町村などの地域特性を生かして、若者等にとって魅力のあるしごとや暮らしの環境をつくり、ひとを呼び込むような施策を強化することが課題である。
- 若者を中心としたU・I・Jターンの拡大、女性や高齢者等の活躍の推進、外国人材の活用等により、地方における担い手の確保に取り組むことが課題である。
- 移住者の経済的負担を軽減することにより地方移住を後押しする大胆な施策として、地方創生推進交付金も活用し、支度金などの財政的な支援を行うべきである。（中略）その際、例えば移住者が、**本社が東京圏にある企業の支社等に就職する場合ではなく、その地域に本社のある企業に就職したり地域の資金循環に貢献が少ないフランチャイズ形態ではない起業をする場合に支援を行うなど、地域にお金が落ち、循環する仕組みとなるよう留意すべきである。**

【図19】タイプ別実績の推移



【図20】都道府県別実績（令和4年度）



総括調査票

調査事案名 (1) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ・地方創生推進タイプ（うち移住・起業・就業型））

②調査の視点

1. テレワークタイプについて

テレワークタイプについては、移住前の業務を継続して実施する仕組みとなっているが、事業創設時の趣旨に沿ったものとなっているか検証した。

2. 関係人口タイプについて

関係人口タイプの要件は、国から統一的な要件を指定せず、各自治体の裁量で定義することとしているが、事業創設時の趣旨に沿った要件が設定されているか調査を行った。

3. 要件遵守状況の確認について

定住を促すため、移住先において5年以上居住することや、就業タイプでは、移住から1年以上就業することを要件としているが、その要件遵守状況を把握しているか調査を行った。

【調査対象年度】

- ・令和3年度
- ・令和4年度

【調査対象先数】

1,742自治体のうち回答のあった1,420自治体

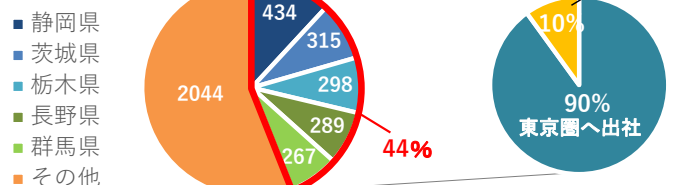
③調査結果及びその分析

1. テレワークタイプについて

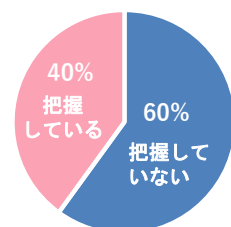
- テレワークタイプによる移住実績が多い自治体は、東京圏周辺に偏在しているが【図20】、移住実績の上位5県における移住者の出社先を調査したところ、約9割の出社先が東京圏であった【図21】。
※ 調査対象は、静岡県、茨城県、栃木県、長野県、群馬県の5県であり、テレワークタイプにおける移住実績の約4割を占めている。
- また、約6割の自治体が、テレワークタイプの要件である移住先で生活し、仕事をする、すなわち移住先で週3日以上を目安にテレワークを実施することの遵守状況を把握していなかった【図22】。
- テレワークタイプは、移住前の業務を継続しているため、「地域の担い手不足の解消」には資していない。また、週3日以上テレワークを実施することが要件となっているが、残りの勤務日は東京圏へ出社することが可能なため、他の要件と比較すると「東京一極集中の是正」や「地域にお金が落ち、循環する仕組み」とはなっていない。さらに、自治体における勤務状況の把握が不十分であり、実効性の確保がなされていないが、テレワークタイプの支援金単価は他のタイプ（要件）と同額に設定されている。

【図21】テレワークタイプによる移住実績上位の道府県における出社先について

(単位：人)



【図22】移住者の勤務状況に関する自治体の把握状況



2. 関係人口タイプについて

- 関係人口タイプでは、各自治体におけるまちづくりの方針や産業構造など地域の実情を踏まえ、支援する就業エリアの設定や就業タイプ等の対象とならない職種を支援対象とするなど【表5】、より効果的に「地域における担い手確保」等に資する要件を設定している自治体が見受けられた。一方で、約半数の自治体では、就業や起業に係る要件を設定せず、自治体のSNSに登録すれば支援対象とするなど「地域における担い手の確保」と無関係でも支援対象としていた。

※ 就業タイプは各道府県のマッチングサイトを經由して就業する必要がある。

【表5】関係人口タイプとして設定されている要件の例

- 主要路線沿線である市中心部に人口が集中し、人口が増加している一方で、その周辺市街地の過疎化が加速していることを踏まえ、周辺市街地のみを支援エリアに設定
- 基幹産業である農業従事者の減少等を踏まえ、就農者を支援対象に設定（就業タイプでは就農者は支援対象外）

3. 要件遵守状況の確認について

- 約3割の自治体は、移住後の居住に係る要件の遵守状況を担保するために、国が求めている、転出に伴う住民票の異動申請の際に支援金受給者であるかの確認を行っていなかった。
- 約7割の自治体では、上記の確認は行っていたが、そのうち約半数の自治体は、移住者が実際に移住先で生活しているかの居住実態の確認までは行っていなかった。
- 各自治体は、移住先で1年間就業を継続したことの確認を申請から1年以内に行えばよいこととされており、必ずしも移住者が1年間就業を継続していたかの確認を担保する仕組みとはなっていない。また、約4割の自治体は1年以内の就業継続の確認すら行っていなかった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. テレワークタイプについて

テレワークタイプは、就業・起業タイプと比較すると「地域の担い手確保」といった事業創設時の目的には資していないとも考えられるが、制度創設時の趣旨も踏まえた効果的な支援の在り方を検討すべき。

また、移住者への支援金支給要件であるテレワークの実施状況を自治体が把握するよう早急に対応すべき。

2. 関係人口タイプについて

これまでの設定事例も踏まえつつ、事業創設時の趣旨である「地域の担い手確保」等の目的に沿った要件となるようにすべき。

また、国において、各自治体の設定している要件を把握した上で、事業創設時の趣旨に沿った、効果的な要件の例を周知すべき。

3. 要件遵守状況の確認について

各自治体が要件の遵守状況を適切に確認する仕組みとし、自治体による確認を徹底させるべき。

総括調査票

調査事案名	(2) 地方消費者行政強化交付金			調査対象 予算額	令和5年度(補正後) : 3,250百万円 ほか (参考 令和6年度 : 1,650百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	消費者政策費	調査主体	共同
組織	消費者庁			目	地方消費者行政強化交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

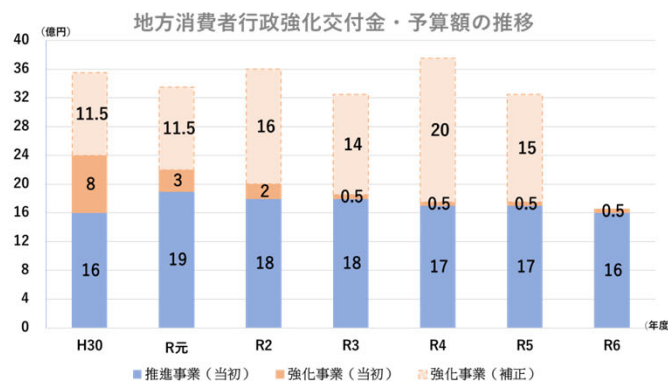
○地方消費者行政推進事業(定額補助)※フォローアップ対象

- 自治体が自治事務として取り組んでいる地方消費者行政において、平成29年度までに自治体が「地方消費者行政推進交付金」等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等、スタートアップに必要な事業に対し、引き続き支援するもの。なお、交付金の活用期限は最長で令和9年度末までとなっている。

(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

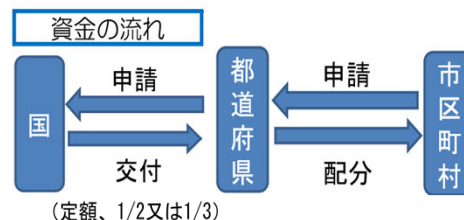
○地方消費者行政強化事業(1/2、1/3、定額補助)※新規調査

- 国として取り組むべき重要な消費者政策(消費生活相談のDX化、自治体間連携の促進、悪質商法対策等)の推進のため、積極的に取り組む自治体を支援するもの。



消費者行政推進事業に係る事業メニュー

- 消費生活相談機能整備・強化事業
- 消費生活相談員養成事業
- 消費生活相談員等レベルアップ事業
- 消費生活相談体制整備事業
- 市町村の基礎的な取組に対する支援事業
- 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
- 消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務



【前回の調査結果(令和元年度)の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 消費生活相談体制整備事業については、広域連携の積極的活用を含め、効率的な相談員の配置等を検討しつつ、交付金以外の財源により取り組むべき。
- 推進事業はスタートアップ支援であり、活用期限到来前に当初の目的を達成した事業、地域ニーズが低い事業等については、速やかに終了すべき。また、交付金の割合が高い事業は交付金以外の財源を確保する方策を検討すべき。
- 交付金事業が効果的・効率的に執行されているかどうか、事業毎の目的の達成度等について検証結果を踏まえた事業計画の策定、事業見直し等を行っていく必要。

反映の内容等

- 広域連携による消費生活センターの設置を積極的に支援することを前提に、消費生活センター設置の目標については人口カバー率で設定することとしており、自治体の限られた財政的・人的資源の中で効率的な地方消費者行政の体制整備に向けた取組を促進する。
- 活用期限到来前の事業であっても、真に必要な事業を精査させるなど、事業の速やかな終了に向けた取組を促進する。また、引き続き自治体の首長等に対して交付金以外の財源確保に向けた働きかけを行う。
- 令和3年度概算要求に向けて、交付金事業の効果検証を行うこととし、効果的・効率的な執行となるよう事業の見直しなどを行う。

総 括 調 査 票

調査事業名 (2) 地方消費者行政強化交付金

②調査の視点

1. 推進事業（定額補助）

○ 推進事業の交付金活用期限（最長で令和9年度末）に向けて、自治体において、消費者行政を安定的に実施していくための取組は進んでいるのか。

【調査対象年度】
令和2年度～
令和4年度

【調査対象先数】
都道府県：47
市区町村：149

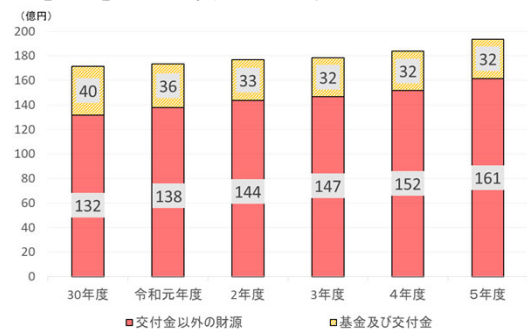
③調査結果及びその分析

1. 推進事業（定額補助）

○ 自治体が自治事務として取り組んでいる地方消費者行政においては、平成30年度以降、自走へ向けた取組を進めており、自治体における基礎的な体制整備支援を行う推進事業においても、事業費総額及び交付金額は漸減している【図1】、【表1】。

一方で、推進事業のメニューごとの活用状況を確認したところ、相談員の配置等のインシヤル的な相談体制整備への交付額は減少しているものの、広報・啓発といった、自治体において毎年度継続的に実施する事業に対する交付額は増加しており、加えて、推進事業全体における交付金割合についても高止まりしている状況であった【図2】。

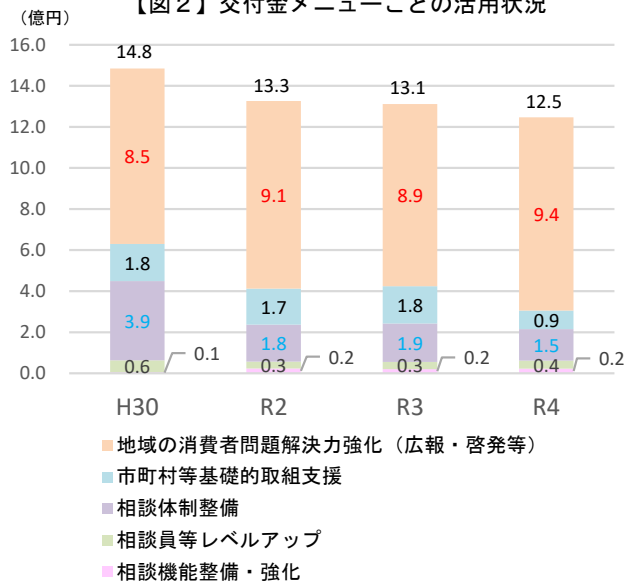
【図1】 地方消費者行政全体における財源の状況



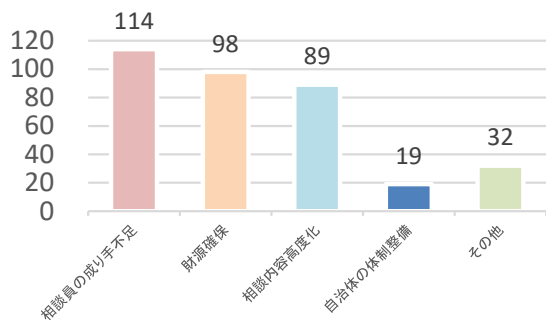
【表1】 調査対象先における推進事業の交付金割合（単位：億円）

年度	H30	R2	R3	R4
推進事業総額	19.0	15.4	15.2	14.3
うち交付金	14.8	13.3	13.1	12.5
交付金割合	78.1%	86.3%	86.2%	86.9%

【図2】 交付金メニューごとの活用状況



【図3】 消費者行政の懸念事項



○ 自治体を実施する消費者行政の取組の中で、近隣自治体と広域連携を行い相談体制を整備することで、消費者行政にかかる経費を削減することができたとの回答があった。

また、自治体が消費者行政を実施する上での懸念事項として、相談員の成り手不足や相談内容の高度化への対応といったものがあったが、これらについても広域連携により解決することができるとの回答も見られた【図3】。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 推進事業（定額補助）

○ 自治事務である消費者行政については、推進事業における交付金の最終的な活用期限である令和9年度以降においても、それぞれの自治体において安定的に実施されることが重要。

○ そのためにも、令和9年度末の交付金活用期限に向けて、自治体が交付金に頼らず取組を推進できるよう、既に自治体において効果を上げている相談体制の広域化等を含めた、より効果的・効率的な仕組みを推進することを検討するべき。

総括調査票

調査事業名 (2) 地方消費者行政強化交付金

②調査の視点

1. 推進事業（定額補助）

○ 前回調査以降、自治体は事業の効果検証及び事業の見直しを適切に実施しているのか。また、令和元年度以降に交付金活用期限が到来した事業において、交付金活用期限が到来する前から見直しを実施しているのか。

【調査対象年度】
令和元年度～令和5年度

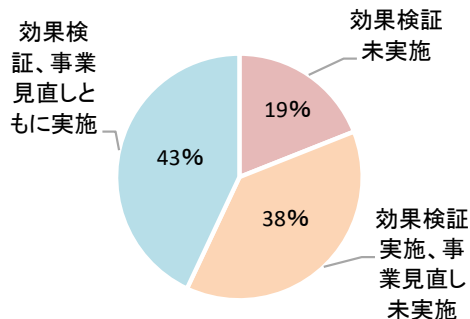
【調査対象先数】
都道府県：47
市区町村：149

③調査結果及びその分析

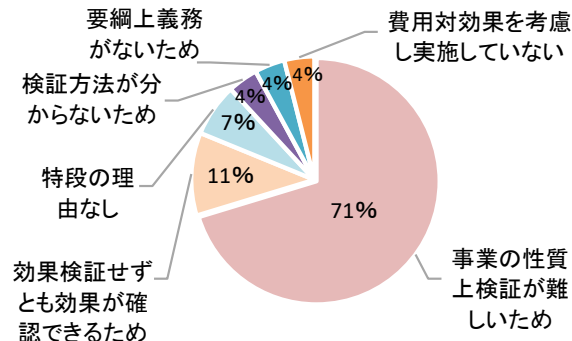
1. 推進事業（定額補助）

○ 前回調査で「事業の効果検証を行い見直しを行う」旨の指摘をしていたところ、実際に見直しを実施している自治体は全体の43%にとどまっております、指摘が十分に反映されていない自治体がある【図4】。
また、効果検証そのものを実施していない理由として、「事業（パンフレット配布や市民向け講座）の性質上効果の検証が難しい」と回答している例が最も多かった【図5】。
一方で、効果検証・事業見直しを実施している自治体においては、「各事業ごとに毎年度効果検証を実施し必要に応じて事業の縮小・廃止を検討」「最新の消費者トラブルの発生状況を踏まえて事業内容を見直す」など、適切に見直しを行っていた。

【図4】事業の効果検証の状況



【図5】効果検証未実施の理由



○ 前回調査で、「地域のニーズが低い事業は、交付金活用期限到来前であっても速やかに終了すべき」旨の指摘をしていたが、令和元年度以降に交付金の活用期限が到来した事業の対応状況を確認したところ、交付金活用期限到来前に必要に応じ自主財源へ移行させるなど見直しを実施している自治体がある一方で、交付金活用期限到来時に優先度・ニーズが低いといった理由で事業を中止・廃止している自治体が引き続き存在していた【表2】。

事業	期限到来前に自主財源へ移行	期限到来に向けて一部自主財源へ移行	期限到来により中止・廃止	中止等の理由	
				優先度低	ニーズ低
①消費生活相談機能整備・強化事業	10	6	2	1	1
②消費生活相談員養成事業	4	4	1	0	1
③消費生活相談員等レベルアップ事業	11	26	9	4	1
④消費生活相談体制整備事業	26	20	8	3	2
⑤市町村の基礎的な取組に対する支援事業	7	6	6	4	1
⑥地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	12	25	16	5	3
⑦消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務	5	1	3	1	1

【表2】

自治体における推進事業活用期限到来時の対応状況
(単位:自治体数)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 推進事業（定額補助）

○ 事業の性質上、効果検証が難しいと回答している自治体があるが、例えば実施事業が市民向け講座の場合、講座受講者への事後アンケート等を活用することで効果検証を行うことが可能と考えられる。

効果検証の手法の具体例や、他の自治体での見直しの好事例を示すなど、各事業において効果検証を適切に実施できる仕組みを整備すべき。

○ 自治体における優先度・ニーズが低い事業については、各事業における交付金活用期限到来前でも効果検証の結果を踏まえて、事業の中止・廃止を含めた見直しを行うという要件を、交付金の規定等に盛り込むよう検討すべき。

総括調査票

調査事案名 (2) 地方消費者行政強化交付金

②調査の視点

2. 強化事業 (1/2、1/3、定額補助)

○ 強化事業の各メニューの活用状況について、どのようなメニューが活用されているのか。また、メニュー間の活用状況に偏りが生じていないか。

○ 強化事業における達成目標を自治体はどのように設定しているのか。また、市区町村が設定する目標について都道府県はどのように関与しているのか。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先数】
都道府県：47
市区町村：149

③調査結果及びその分析

2. 強化事業 (1/2、1/3、定額補助)

○ 令和5年度に調査先自治体が実施した強化事業メニューの活用状況を確認したところ、メニュー数が28ある中で、メニューごとの活用団体数に偏りがあり、中にはほとんど活用されていないメニューもあった。国の重要な消費者施策と自治体のニーズを近づけ、さらなる重点化が必要である【表3】。

【表3】

【調査先団体のうち活用団体数が多かったメニュー】

- ・消費者教育の推進(66団体)
- ・国が指定するテーマの研修への参加
 - うち社会のデジタル化・電子取引拡大への対応(51団体)
 - うち消費者政策等の普及啓発(50団体)
 - うち消費者政策関連法改正への対応(50団体)
- ・配慮を要する消費者への対応力強化(40団体)

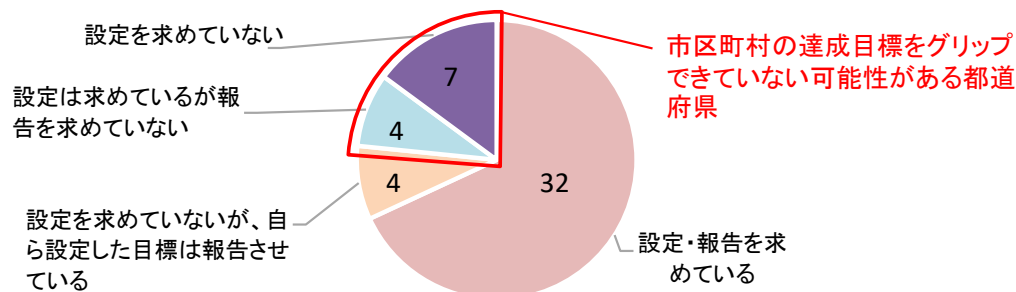
【調査先団体のうち活用団体数が少なかったメニュー】

- ・高度な相談対応、相談員等のメンタルケア(1団体)
- ・風評被害払拭(1団体)
- ・公益通報者保護制度推進(1団体)
- ・相談員のテレワーク体制整備(0団体)
- ・適格消費者団体設立支援(0団体)

○ 市区町村における強化事業の達成目標の設定方法を確認したところ、各市区町村で策定している消費者基本計画を基に、計画を達成するための具体的な数値目標を設定しているケースや、地域におけるその時々消費者行政の課題を解決することを念頭とした具体的な目標を設定しているケースがある一方で、例えば単に研修会への参加回数や、パンフレットを配布することなど、事業結果が地域の消費者行政にどのように寄与するのか効果が分からない、効果検証が難しい目標を設定しているケースがあった。

また、市区町村が設定する達成目標について、都道府県の関与状況を確認したところ、市区町村が設定した目標について、一部都道府県において十分に内容の把握・理解ができていない可能性がある【図6】。

【図6】市区町村の目標設定に対する都道府県関与状況



○ 自治体を実施する強化事業の事業計画・実績報告について確認したところ、都道府県全体の内容については消費者庁HP上で公表されているが、個別の市区町村の内容については公表されていない状況であった。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 強化事業 (1/2、1/3、定額補助)

○ 強化事業は時々の消費者行政における課題に柔軟に対応できるように、毎年度、活用状況を踏まえた各事業メニューの見直しを行うことはもちろん、国の消費者行政全体のPDCAサイクルに合わせた検討の機会を設けるなど、必要な事業に重点的に支援できるような仕組みを検討すべき。

○ 事業の達成目標は、定性的な目標や、単なる研修会等への参加回数などではなく、地域の課題解決に結びつくような、具体的な数値を用いた目標とする必要がある。

一方で、小規模自治体においてはそういったノウハウが蓄積されていないことから、都道府県、又は消費者庁が、市区町村の目標設定状況を把握し、適切な助言を行うべき。

○ 都道府県や消費者庁が、市区町村に対して効果的なフォローや効果検証を実施できるように、必要な情報の公表を検討すべき。

総括調査票

調査事案名	(4) 政府情報システムのコスト構造の実態		調査対象 予算額	令和5年度(補正後) : 1,286,453百万円 ほか (参考 令和6年度 : 996,538百万円)			
府省名	デジタル庁ほか	会計	一般会計 特別会計	項	情報通信技術調達等 適正・効率化推進費ほか	調査主体	共同
組織	デジタル庁ほか			目	情報処理業務庁費ほか	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

政府情報システム関係経費は、令和5年度予算(補正予算を含む。以下同じ。)において、約12,865億円であり、令和2年度から令和4年度の決算額においても増加傾向であることが分かる【図1】。

政府情報システム関係経費は増加傾向にあるが、システム経費には、デジタル庁に一括計上されるものと各府省庁に個別に計上されるものがあるほか、デジタル庁に一括計上されても執行は各府省庁が担っているシステムがある等、コスト構造が複雑化しており、国民にとって分かりづらくなっている。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(2024年6月21日閣議決定)」では「原則として、政府情報システムは、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス事業者が提供するサービスを活用して効率的に運用することとされているところであり、費用削減の一つの方策としてガバメントクラウドへの移行があるが、その効果についても可視化した上で検証する必要がある。

本調査では、政府情報システム経費の実態を調査するとともに、そのうちクラウド移行の取組に着眼して、その経費削減効果や課題を検証した。

【問題意識】

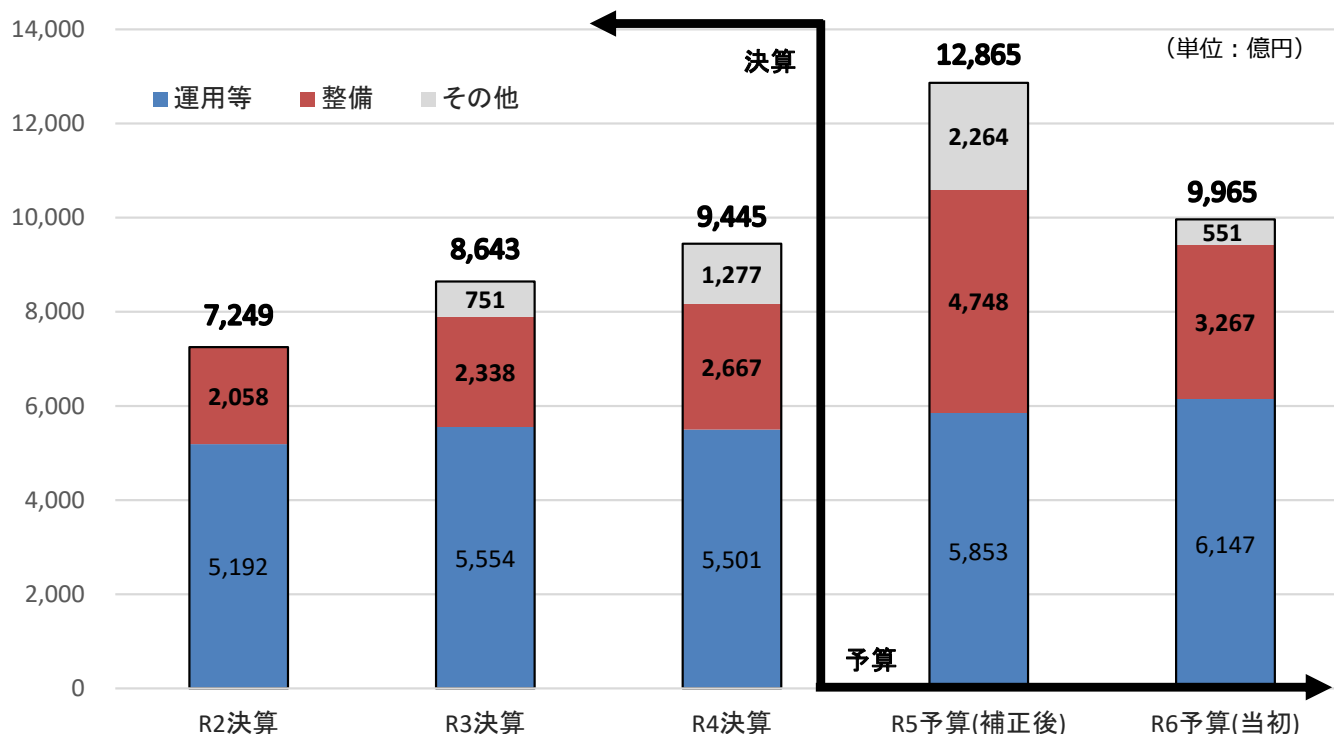
＜政府情報システムのコスト構造について＞

- 政府情報システムについて、システム全体の費用内訳はどのようになっているか。
- どの部分で政府情報システムのコストが増加しているのか。

＜ガバメントクラウド移行の効果と課題について＞

- ガバメントクラウドへの移行状況はどのようになっているか。移行により、コスト構造はどのように変化するか。
- 政府情報システムについて、クラウド移行の事前検討・効果検証は適切に行われているか。

【図1】政府情報システム関係経費の推移(一般会計+特別会計)



- **運用等経費** … 情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費
- **整備経費** … 情報システムの整備(新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう)に要する一時的な経費
- **その他経費** … 国の行政機関以外の情報システムに係る経費等(独立行政法人への補助金等)

※令和6年4月時点でデジタル庁から提供されたデータを集計。現在デジタル庁にて改めて各府省庁の計数を精査中であり、今後変動する可能性がある。

※四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

総 括 調 査 票

調査事案名 (4) 政府情報システムのコスト構造の実態

①調査事案の概要

- デジタル庁は、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務として令和3年9月に設置された。
- 政府情報システム関係経費とは、国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に要する経費をいう。
- 一般会計に計上される政府のシステム予算は、デジタル庁の統括・監理の下で戦略的な整備を行う観点から、原則デジタル庁に一括計上された上で、各府省庁に配分されて執行される。
- デジタル庁及び各府省庁は、政府情報システムを①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの区分に分類し計上している。デジタル庁はシステムに関する事業を統括・監理し、情報システムの標準化や統一化を行うことにより相互の連携を確保することとされている。

【表1】政府情報システム関係経費の範囲（概略図）

計上		執行		分類
一括計上対象 (一般会計)	デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁	①デジタル庁システム等
		移替えて各府省庁で執行	各府省庁	②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム ③各府省システム
一括計上対象外 (主に特別会計)	各府省庁	各府省庁	各府省庁	特別会計、特定財源の②③システム、その他補助金等

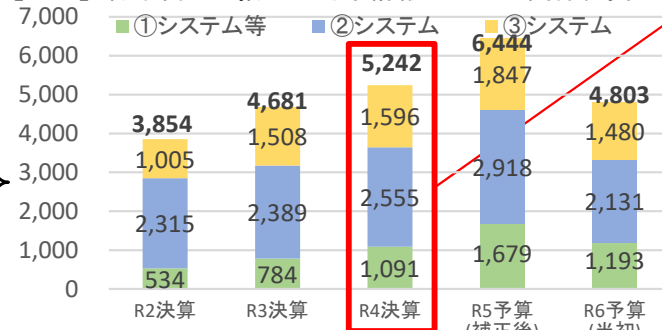
■ ① デジタル庁システム等：各府省共通で利用する基盤となるシステム等（補助金等含む）。デジタル庁が整備・運用を行う。

■ ② デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム：一定の規模があり、政策的に重要なシステム。各府省庁がデジタル庁と共同で整備を行い、各府省庁が運用を行う。

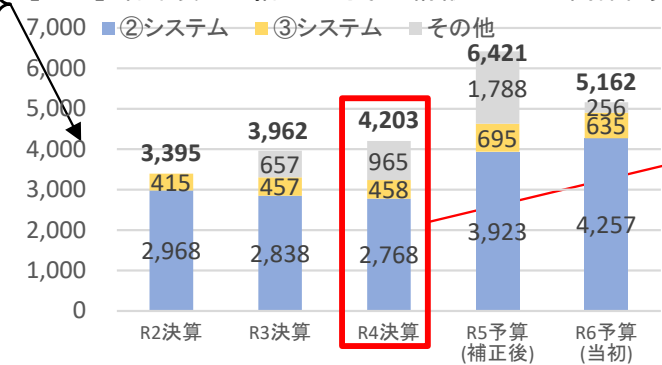
■ ③ 各府省システム：①及び②以外の全ての情報システムについて③として整理する。各府省庁が主体となって整備・運用を行う。

■ その他：国の行政機関以外の情報システムに関する経費等（独立行政法人への補助金等）。

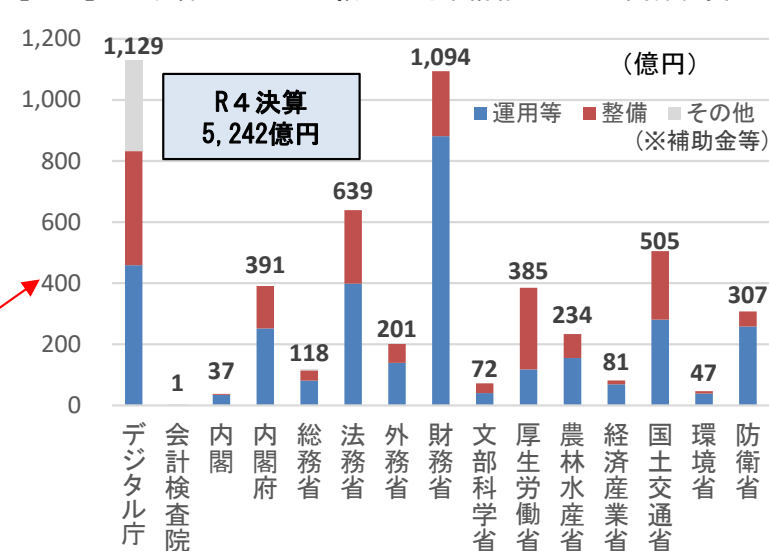
【図2】各年度の一括計上対象情報システム関係経費



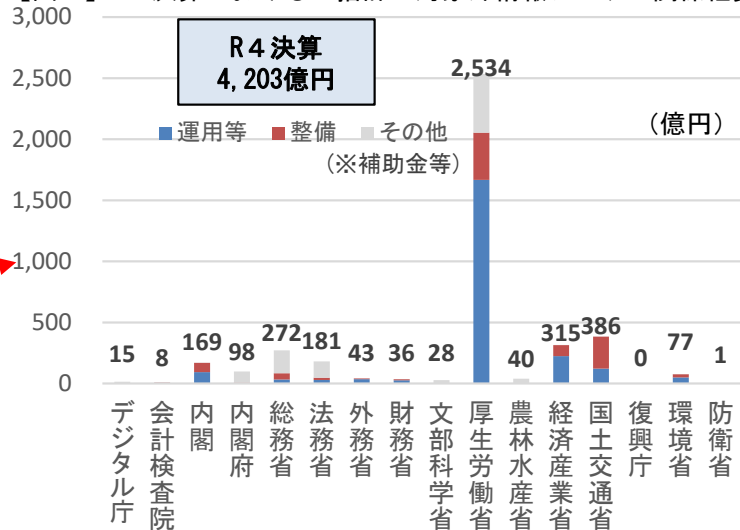
【図3】各年度の一括計上対象外情報システム関係経費



【図4】R4決算における一括計上対象情報システム関係経費



【図5】R4決算における一括計上対象外情報システム関係経費



※計数は現在デジタル庁にて精査中であり、今後変動する可能性がある。14
※四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

総括調査票

調査事案名 (4) 政府情報システムのコスト構造の実態

②調査の視点

【調査対象年度】

令和2年度～令和5年度

【調査対象先等】

・デジタル庁：1先
 ・各府省庁PMO（※）：24先
 ・うち回答のあった先：21先
 （24人）

※PMO・・・Portfolio Management Office
 各府省庁内のシステム全体のとりまとめを行う組織

1. 政府全体の情報システム関係経費の実態

○ 各府省庁の情報システム関係経費はどのような経費分布・構造になっているか。

③調査結果及びその分析

1. 政府全体の情報システム関係経費の実態

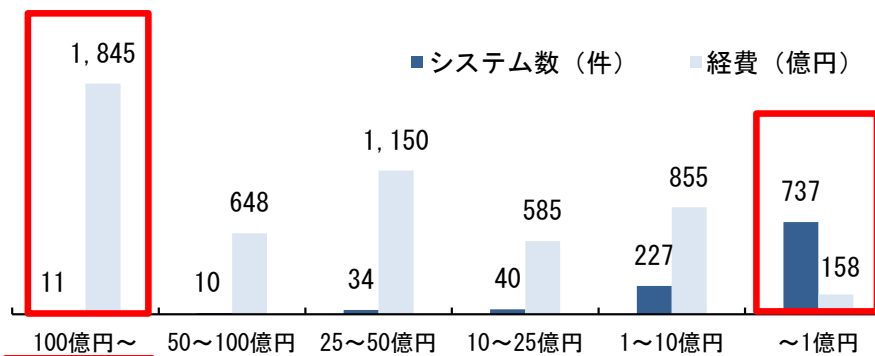
(1) 一括計上対象システム（一般会計）の個別の状況

○ まず、執行実績が確定している令和4年度の一括計上対象システム（1,059件：情報システムID別にカウント）について1件別に確認したところ、100億円以上のシステム数は全体の1%に過ぎず、1億円未満のシステム数が約7割を占めており、多数の小規模システムが、運用や保守などシステム全体の管理効率に影響を及ぼしている可能性がある。
 一方で、経費の面では、全体の1%に過ぎない100億円以上のシステムが全体の約35%を占める状況になっている【図6】【表2】。

【表2】経費規模別のシステム数と経費の割合
 （令和4年度決算）

システム数	100億円～	50～100億円	25～50億円	10～25億円	1～10億円	～1億円
システム数	11	10	34	40	227	737
経費	35.2%	12.4%	21.9%	11.2%	16.3%	69.6%

【図6】経費規模別のシステム数と経費（令和4年度決算）



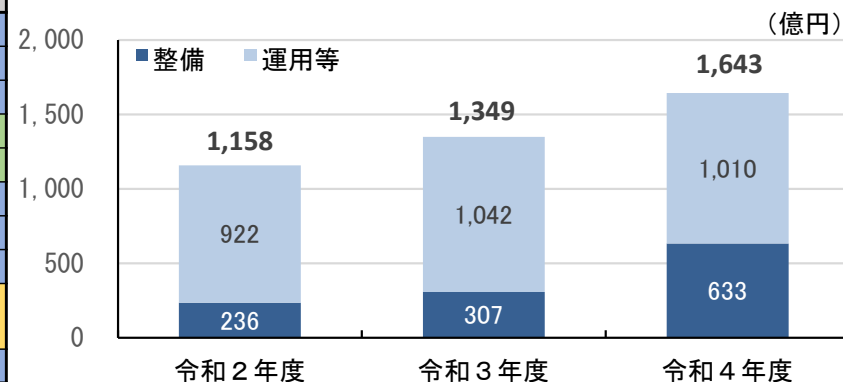
※情報システムの中に補助金等を含む

○ 次に、令和4年度決算ベースで経費が100億円以上である11システムのうち補助金を除く10システムを見ると、ほぼ全てが①デジタル庁システム又は②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムであり、デジタル庁が積極的に関与するシステムとなっている。
 経年の状況を確認したところ、令和2年度から令和4年度までに運用等経費が100億円程度増加していることに加え、整備経費も400億円程度増加（全体で約500億円増（約40%増））している。これらの一部の大規模システムが、政府情報システム関係経費全体に与える影響が大きい状態となっている【表3】【図7】。

【表3】令和4年度決算における上位10の一括計上対象システム（億円）

システム名称	R4決算
②国税総合管理（KSK）システム【財務省(国税庁)】	403
②登記情報システム【法務省】	203
②数値解析予報システム【国土交通省】	176
①第一期政府共通プラットフォーム【デジタル庁】	158
①ガバメントソリューションサービス【デジタル庁】	136
②国税電子申告・納税システム【財務省(国税庁)】	128
②国税庁LANシステム【財務省(国税庁)】	114
②出入国管理システム【法務省】	113
③新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム【厚生労働省】	106
②外務省情報ネットワーク・LANシステム【外務省】	105

【図7】令和4年度決算における上位10の一括計上対象システム（補助金を除く）の、経年の経費実績



総 括 調 査 票

調査事案名 (4) 政府情報システムのコスト構造の実態

③調査結果及びその分析

(2) 情報システム経費の可視化の状況

- 前頁まで分析してきたシステムごとの経費について、かつては、「ITダッシュボード」として、全てのシステムの運用等経費と整備等経費の内訳までが公表されていた【表4】。しかしながら、現在は、このような形では公開がなされていない。
- また、各府省庁が行う予算事業について、予算の執行状況や効果について点検を行う行政事業レビューという枠組みがあるが、現在は、一括計上対象システム全体で一つのレビューシートが作成されている【表5】。デジタル庁の所管するシステム（①デジタル庁システム等）では各システムごとのレビューシートが作成されているものの、それ以外の各システムごとのレビューシートが必ずしも作成されていない。このため、システムごとの状況が把握できず、効果的なレビューを行うことができない。

【表4】かつて内閣官房IT室が公開していたITダッシュボード（2016年度版、一部抜粋） 【表5】デジタル庁一括計上対象システム全体の行政事業レビューシートの一部

システム名	組織名	運用等経費	整備等経費	合計
記録管理・基礎年金番号管理システム	厚生労働省	¥51,630,529,000	¥18,449,663,000	¥70,080,192,000
ハローワークシステム	厚生労働省	¥40,840,255,000	¥9,516,832,000	¥50,357,087,000
年金給付システム	厚生労働省	¥32,410,968,000	¥6,753,467,000	¥39,164,435,000
国税総合管理システム(KSKシステム)	財務省	¥24,593,175,000	¥904,473,000	¥25,497,648,000
特許事務システム	経済産業省	¥17,095,252,000	¥8,205,313,000	¥25,300,565,000
登記情報システム	法務省	¥17,663,036,000	¥2,142,539,000	¥19,805,575,000

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
当初予算(A)	-	28,679	460,053	481,188	567,040
補正予算(B)	-	90,102	111,933	163,183	
令和5年度第1次補正予算				163,183	

→かつては、各府省庁が管理するシステムの経費等が全て対外公表されていた。

→現在は、一括計上対象システム全体で一つのレビューシートが作成されており、デジタル庁の所管するシステム以外の各システムごとのレビューが必ずしも作成されていない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 政府全体の情報システム関係経費の実態

- 小規模システムの数が多いことを踏まえ、デジタル庁は小規模な各府省庁システムについても、全体像を把握した上で、類似のシステムは共通化を検討するなど、全体で効率的なシステム構築を進めるべき。
- 少数の大規模システムが政府のシステム経費の大半を占めている構造を踏まえれば、大規模システムの効率化が重要である。デジタル庁において、大規模システムを重点的に統括・監理し、クラウド化（後述）等の取組を通じた中期的な全体の効率化計画を作成してシステムの監理を行うべき。システム経費については、整備経費の増加が大きいため、将来の運用経費の削減見込み等も含めた投資対効果を定量的に把握した上で、限られたリソースの下でも優先順位をつけながらシステムの整備を進めるべき。
- これらの議論を行う上では、政府情報システム関係経費の可視化が必須である。デジタル庁は各府省庁と連携して、政府情報システム関係経費について、一覧性を持った可視化を進めるとともに、行政事業レビューシートを活用して効果的なレビューを進めるべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (4) 政府情報システムのコスト構造の実態

②調査の視点

2. ガバメントクラウドの移行状況の実態

- 政府情報システムのガバメントクラウドへの移行状況はどのようになっているか。
- ガバメントクラウドに移行するシステムを対象に、コスト構造はどのようになり、またクラウド化によりどのような効果が期待されるか。

※PJMO・・・
Project
Management Office
プロジェクトを推進する組織

③調査結果及びその分析

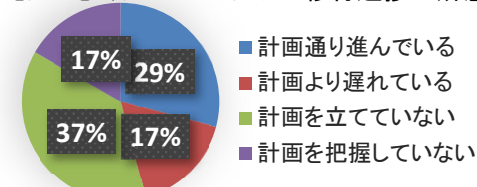
2. ガバメントクラウドの移行状況の実態

- 一般的に、情報システム経費は、オンプレミス（物理サーバを設置するシステム）からクラウドへ移行し、さらにモダン化（システムを最新の技術トレンドや標準に合わせて最適化すること）を行うことにより、コスト削減効果が期待できると言われている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）」では「原則として、政府情報システムは、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス事業者が提供するサービスを活用して効率的に運用する」とこととされている。
- 一方で、ガバメントクラウドへの移行検討対象となっている政府情報システムのうち、デジタル庁においては令和6年度中までに約8割のシステムがガバメントクラウドを利用または移行予定としているが、デジタル庁以外の各府省庁では、移行検討対象となっている742システムのうち63システムと、移行が進んでいるシステムは1割にも達しておらず、デジタル庁とそれ以外の各府省庁で移行の進捗状況に差が生じている状況となっている【表6】。
- 各府省庁PMOに対しアンケートにてガバメントクラウド移行の進捗についての所感を調査したところ、ガバメントクラウドへ移行するかどうかは各システム担当（PJMO※）がシステム更改の都度、個別に判断していることから「全体の移行計画を立てていない、把握していない」という回答が54%だった【図8】。

【表6】ガバメントクラウド利用開始時期別システム数

各府省庁	R6年度までに移行するシステム	移行検討対象システム	移行割合
デジタル庁	28	37	75.7%
デジタル庁以外	63	742	8.5%
合計	91	779	11.7%

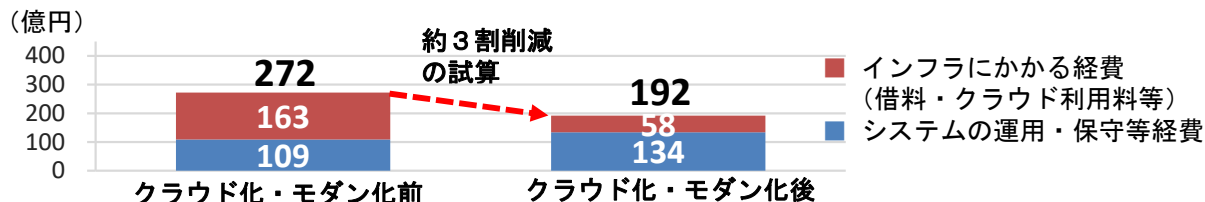
【図8】各PMOのクラウド移行進捗の所感



※PMOのうち21府省庁、24名から回答

- デジタル庁がガバメントクラウド移行システムを対象に実施した移行検証の予算ベースでの試算によると、令和6年度までにガバメントクラウドを利用開始する91システムのうち、新規構築するシステム等を除外した57システムにおいて、モダン化・クラウド化により、全体で約3割のコスト削減効果が出ると試算していた【図9】。

【図9】令和6年度までにガバメントクラウドへ移行する57システムのコスト削減の試算額（合計額）



- 一方で、ガバメントクラウドへ移行した後のシステムについて、移行後の投資対効果のフォローアップの検証を今後どう行うかを各府省庁PMOへアンケート調査したところ、一部のPMOでは「検証の計画はない」「把握していない」という意見があった。

④今後の改善点・検討の方向性

2. ガバメントクラウドの移行状況の実態

- 各府省庁PMOは、デジタル庁とも協力して、各府省庁ごとにガバメントクラウドへの移行計画を立て、計画的な移行を進めるべき。
- デジタル庁は、コスト削減が見込まれる成功事例を踏まえ、横展開が可能なシステムについて、統括・監理の中で、ガバメントクラウドへの移行を計画的に進めていくべき。
- デジタル庁は、政府の多数のシステムについて、移行後の経費削減の達成状況や試算と実態の比較・検証など、フォローアップも行うべき。
- 各府省庁PMOの中には、ガバメントクラウドに移行した後の効果検証を行う予定が無いとしたケースも見受けられることから、デジタル庁は各府省庁PMOと協働して、効果の検証を行うことを義務付け、コスト削減に向けて継続的に取り組むべき。

総括調査票

調査事案名	(5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業			調査対象 予算額	令和5年度：402百万円 ほか (参考 令和6年度：299百万円)		
府省名	総務省	会計	一般会計	項	情報通信技術高度利活用推進費	調査主体	共同
組織	総務本省			目	情報通信技術利活用事業費補助金ほか	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 本事業は、防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象：地方自治体、地方自治体と連携する民間団体等、補助率：1/2)
- スマートシティの個別具体的な取組としては、例えば、デジタル技術やデータの活用による、防災・災害情報のリアルタイムの取得・発信、効果的な健康増進、位置情報を活用した公共交通の効率的な利用や子ども・高齢者の見守りなどが挙げられる。
- 本事業が目指す「スマートシティ」は、一つのサービスを提供する過程で得られたデータを、一つの地域やサービスの中でのみ用いるのではなく、地域間や分野間で官民が相互に連携させることで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立てようとする取組である。
- そのため、本事業が主な補助対象としているデータ連携基盤は、地域間・分野間のデータ連携が技術的に容易に行えるよう設計されている「都市OS」の特徴(相互運用性、データ流通性、拡張容易性)を満たすことを要件としている。

■ スマートシティ (イメージ)



■ 都市OSの特徴

日本のスマートシティの実現課題	都市OSの特徴
①サービスの再利用・横展開 個別特化したシステムとなり、他地域への横展開が難しい	①相互運用 (つながる) 都市内・都市間のサービス連携や、各都市における成果の横展開を可能にする仕組み
②分野間データ利活用 分野毎にデータが独立しているため、分野間を横断したサービスが困難	②データ流通 (ながれる) 地域内外の様々なデータを仲介して連携させる仕組み
③拡張性の低さ システムの拡張性が低いため、継続的にサービスを進化させられない	③拡張容易 (つづけられる) 都市OSで利用する機能やアーキテクチャの更新にあわせて拡張を容易にする仕組み

②調査の視点

1. 本事業により提供されているサービスの利用状況について

本事業により提供されているサービスが、住民等からどのくらい利用されているか。

【調査対象年度】

原則として令和5年度
(データ未取得の場合は令和4年度)

【調査対象先数】

平成29年度～令和4年度の採択 全40件
(一部重複あり)

※スマートシティで提供されているサービスのうち事例が比較的多い防災、健康増進、交通の3分野で、利用頻度が把握できた事例(延べ16団体)を調査した。

2. 地域間・分野間のデータ連携の状況について

本事業が目指す地域間・分野間のデータ連携は、どのくらい行われているか。

【調査対象年度】

平成29年度～令和5年度

【調査対象先数】

地方自治体(67団体)と、地方自治体と連携する民間団体等(25団体)の計92団体に調査を実施した。(民間団体等2団体が2地域について回答している。)

※データ連携基盤(都市OS)の特徴が活かされているかとの視点から、本事業以外の国庫補助等(例：デジタル田園都市国家構想交付金)を受けて都市OSを導入した地方自治体等も調査対象とした。

総 括 調 査 票

調査事案名 (5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

③調査結果及びその分析

1. 本事業により提供されているサービスの利用状況について

【防災分野】

- 防災・災害情報の提供サイト等への年間アクセス数が把握できた事例では、一つの自治体等を除き、人口1人当たりアクセス回数が1を大きく下回り、平均して住民が年一回もアクセスしていない結果となった。全国各地の災害情報を掲載する気象庁HPの年間アクセス数（対総人口比）と比較して大きく下回っており、スマートシティの取組の中で地域の防災・災害情報を提供することへのニーズの低さが表れた【表1】。
- ピーク時（1日）のアクセス数が把握できた事例でも、人口1人当たりアクセス回数は気象庁HPを大きく下回っており、やはりニーズが高くないことが伺えた【表2】。
- アクセスが進まなかった背景の一つとして、庁内所管課や他の自治体等の協力を得られなかった結果、最新のデータをリアルタイムで公開できなかった、との指摘があった。
- 以上から、スマートシティや都市OSの導入ありきでサービスを提供しても、それだけで住民ニーズのあるサービスを提供できるわけではないことが分かった。

【表1】年間の人口1人当たりアクセス回数（防災・災害情報）

A団体	B団体	C団体	D団体	E団体	F団体	気象庁HP
0.28回	0.01回	0.26回	1.15回	0.10回	0.02回	66.13回※1

※1（出所）気象庁「気象業務はいま 2021」、政府統計の総合窓口（e-Stat）「人口推計：各年10月1日現在人口（2021）」を基に算出

【表2】ピーク時（1日）の人口1人当たりアクセス回数（防災・災害情報）

G団体	気象庁HP
0.01回	0.40回※2

※2（出所）国土交通省「令和4年度行政事業レビュー」、政府統計の総合窓口（e-Stat）「人口推計：各年10月1日現在人口（2021）」を基に算出

【健康増進分野】

- 健康増進サービスの利用者数が把握できた事例では、相対的に見て一定の参加率があった自治体等と、参加率が僅少にとどまった自治体等に分かれる結果となった【表3】。
- ただし、これらのうち最も参加率が高いサービスを提供する自治体等は、都市OSではないデータ連携基盤を導入していることが分かった（都市OS導入が必須要件化されていなかった過去の本事業で補助を受けたため）。このことは、住民ニーズのあるサービスを提供するための手段として適したデータ連携基盤の導入を支援するのではなく、都市OSという特定のデータ連携基盤の導入ありきで支援する現在の本事業の問題点を示している。
- また、二番目に参加率が高いサービスを提供する自治体等は、ウォーキングイベント等の参加者に対し、景品と交換可能なポイントを付与していた。ただし、イベント参加者に対するポイント付与は、本事業の支援を受けない自治体等でも実施している例があることを踏まえると、この結果をもって本事業が住民ニーズのあるサービスの提供につながっているとは言えない。

【交通分野】

- 交通関連のサービスの利用登録者数が把握できた事例と、交通関連の情報提供サイトへの年間アクセス数が把握できた事例があったが、相対的に見て一定の利用頻度があった自治体等と、利用頻度が僅少にとどまった自治体等に分かれる結果となった【表4・5】。
- 個別の事例では、過疎地の公共交通の効率的な活用のため、乗合タクシーの呼出しや公営バスの位置情報サービスを提供している自治体等で、利用頻度が比較的高かった。ただし、これらも本事業の支援を受けない自治体等でも実施している例があり、この結果をもって本事業が住民ニーズのあるサービスの提供につながっているとは言えない。
- 一つのサービスを提供する過程で得られたデータを他の都市や分野でも活用して、はじめて本事業が目指す「スマートシティ」として取り組む意義が生まれるが、そのような地域間・分野間のデータ連携がどのくらい行われているかを、次の項目で調査した。

【表3】人口に占めるサービスの利用者数（健康増進分野）

H団体	I団体	J団体	K団体	L団体
0.24%	2.25%	0.26%	3.67%	1.12%

【表4】人口に占めるサービスの利用登録者数（交通分野）

M団体	N団体
4.32%	0.95%

【表5】年間の人口1人当たりアクセス回数（交通分野）

O団体	P団体
2.69回	0.01回

総 括 調 査 票

調査事業名 (5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

③調査結果及びその分析

2. 地域間・分野間のデータ連携の状況について

① データ連携の全体的な状況

- 地域間・分野間のデータ連携のどちらも行っていない自治体等は47団体（50%）にのぼり、データ連携基盤（都市OS）の機能が十分活用されていない実態が把握された。
- 総務省の補助事業対象となっている40団体に限っても、どちらも行っていない自治体等は18団体（45%）あった。地域間・分野間のデータ連携が加点項目にとどまる本事業の問題点が把握された。

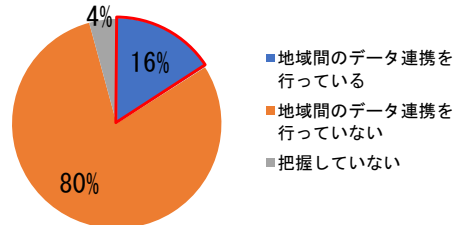
② 地方自治体間のデータ連携の状況

- 複数の地方自治体等の中でデータ連携を行っている自治体等は15団体（16%）にとどまった【図1】。
- 今後、地域間のデータ連携の具体的な予定はないと回答した自治体等が56団体（60%）を占めた。その理由として、21団体（38%）から「データ連携を行うメリットやニーズのあるサービスが見込めない」、6団体（11%）から「データ連携を希望する地方自治体等が見つからない」という旨の回答があった【図2】。
- また、具体的には、小規模な自治体に連携を持ち掛けても職員が不足して多忙のため説明を受けてもらえない、内容に関心を持ってもらえてもコスト負担について理解が得られない、といった指摘があった。一方、事前に県内の自治体間で調整したことで、共同利用とデータ連携が実現した事例もあった。
- 以上から、地域間のデータ連携については、導入後の連携は容易でないという実態や、導入時の連携を必須要件化していない本事業の問題点が把握された。

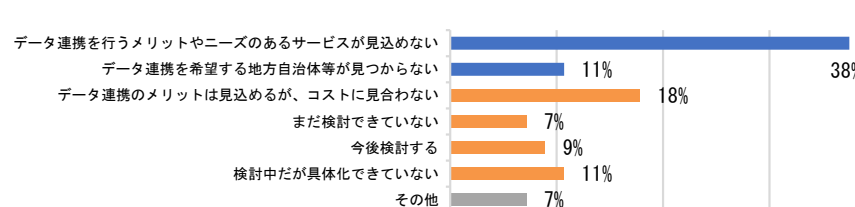
③ 同一の地方自治体等における分野間のデータ連携の状況

- 同一の地方自治体等において分野間でデータ連携を行っている自治体等は41団体（44%）と半数以下であった【図3】。
- 自治体内部の他分野のデータとの連携が進まない理由として、個別の分野を所管する原課のデータが紙でしか保存されていない、又は電子データだが標準化されていないため直ちに連携させられず、スマートシティ担当課としては電子データ化や標準化を進めたいが、原課が多忙で協力を得られない、といった指摘があった。
- また、企業等のデータと連携を進めて新たなサービスを提供したいが、個人情報保護法等との関係で提供のハードルが高い、営業秘密としてデータの提供を断られる、データを標準化するための予算について庁内で住民メリットを説明しきれず確保できない、といった理由から、企業等とのデータ連携が進まないといった指摘もあった。
- 以上から、スマートシティや都市OSの導入ありきでは、庁内や企業等の関係者が意義を理解し協力しない等の理由により、分野間のデータ連携が進まない実態が把握された。

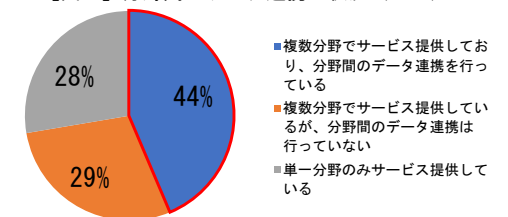
【図1】地域間のデータ連携の状況 (n=94)



【図2】データ連携を行わない理由 (n=56)



【図3】分野間のデータ連携の状況 (n=94)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 本事業により提供されているサービスの利用状況について

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、一定のニーズはあっても「スマートシティ」でなくても提供可能なものが含まれている。
- データを地域間・分野間で連携させ、より効率的・効果的なサービスを提供するという「スマートシティ」ならではの取組は、総じて不十分である。データ連携を必須要件化していない本事業の問題点に加え、スマートシティありきでは庁内や企業等の関係者の理解が進まずデータ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのか、その解決方法はICTインフラを導入さえすれば実現可能なのかについて、十分に検討することが求められる。

総 括 調 査 票

調査事案名	(6) 法務局地図作成事業			調査対象 予算額	令和5年度：4,619百万円 (参考 令和6年度：4,640百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項	登記事務処理費	調査主体	本省
組織	法務局			目	登記業務庁費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 「不動産登記法」第14条第1項の規定に基づき登記所に備え付けられる精度の高い地図（以下「登記所備付地図（※）」という。）は、法務局地図作成事業と地籍調査が車の両輪となって、全国的に整備を進めている。
- 法務局地図作成事業は、法務局・地方法務局が自ら登記所備付地図を作成する事業であり、市区町村等が実施する地籍調査とは対象地域を役割分担している。
- 現状、登記所備付地図の整備率は約59%にとどまっており、残る約41%は地図に準ずる図面（同条第4項）となっている。地図に準ずる図面（「公図」とも呼ばれる。）は、明治期から昭和以前までに作成された図面が大半を占め、登記所備付地図と比べると精度が劣っている。
- とりわけ、東京、大阪などの大都市圏では、登記所備付地図の整備率が低い。

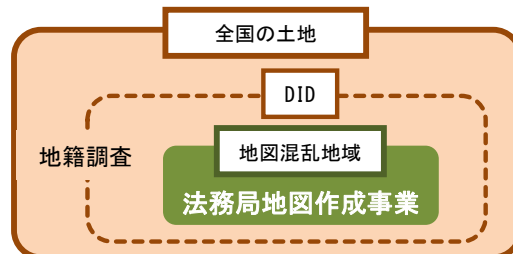
※ 登記所備付地図とは、公共座標値を有しており、土地の位置及び区画を現地に正確に再現することができる極めて精度が高い地図である。その精度の高さから、公共事業や不動産流通の円滑化、道路・下水道整備等の社会基盤整備、国土強靱化、事前の防災・減災、災害からの復旧・復興等の様々な場面で用いられている。

登記所備付地図の概要

- 登記所備付地図の給源は、法務局地図作成事業、地籍調査、「国土調査法」第19条第5項に基づく指定（以下「19条5項指定」という。）などであるが、このうち、地籍調査が最大である。
- 法務局地図作成事業は、作業の困難度等により全国実施型（10年間で300km²）、大都市型（10年間で30km²）に類型化し、計画的に実施している（※）。
※ ほかに、東日本大震災や熊本地震の被災地域で行う震災復興型がある。
- 地籍調査は、昭和26年から行われ、令和4年度末時点で進捗率は52%であるところ、都市部（人口集中地区）（以下「DID」という。）などで進捗が遅れている。
- 「19条5項指定」は、民間事業者等が実施する測量成果が一定の要件を満たす場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱えるよう、当該成果を国が指定する制度である。指定を受けた地図は、登記所に送付され、登記所備付地図として整備される。

地籍調査との役割分担

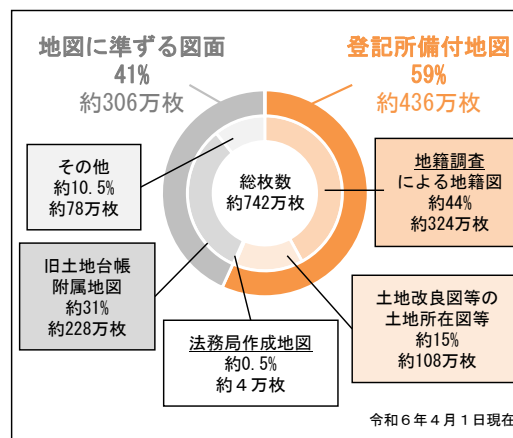
- 法務局地図作成事業は、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、難易度の高いDIDかつ地図混乱地域について行うこととされている。
- 市区町村等が実施する地籍調査は、その他の地域について行うこととされている。



DID…人口密度4,000人/km²以上かつ人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域。
地図混乱地域…公図と現況に6m以上のずれがある地域。

登記所備付地図の整備割合

- 地籍調査は登記所備付地図の最大の給源であり、地図の整備率は、地籍調査の進捗率に影響を受ける。



主な都道府県	登記所備付地図の整備率
神奈川	9%
千葉	13%
大阪	17%
京都	20%
東京	23%
青森	92%
佐賀	98%
全国平均	59%

総 括 調 査 票

調査事案名 (6) 法務局地図作成事業

②調査の視点

1. 地籍調査との連携強化について

法務局地図作成事業と地籍調査は各々実施しているが、両事業の連携強化を図ることで、効率的に登記所備付地図を作成することはできないか。

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

法務局・地方法務局：46先

市区町村等：1先

③調査結果及びその分析

1. 地籍調査との連携強化について

(1) 実施地区の選定について

法務局地図作成事業の実施地区は、DIDかつ地図混乱地域を対象として、災害リスク等の優先度が高い地区を法務局・地方法務局が選定することとされており、地籍調査と連携実施する体制が整備されていなかった。

(注) 地籍調査の実施地区は、都道府県と市区町村等とが協議して事業計画を作成した上、国土交通大臣の同意を得て決定されている。

(2) 連携実施の実例

平成27年度以降に法務局地図作成事業を実施した560地区のうち、地籍調査実施地区に近接して実施するなど市区町村等と一定程度連携している事例は16地区であった。しかしながら、544(97%)の地区ではほとんど連携が図られておらず、独自に法務局地図作成事業を実施していることが確認された。

また、連携して実施した事例について、法務局地図作成事業の担当者及び市区町村等の担当者に聞き取り等を行った結果は以下のとおりであり、連携実施をしたことによる好事例やメリットなどが確認された。

- 地権者への説明会、測量時の基準点の設置を一括して行うことができ、時間的コストの削減につながった。
- 現地事務所を共有するなど経済的コストの削減が図られた。
- 対象地区の所有者情報を共有することができ、所有者探索の効率化につながった。
- 単独で実施するよりも面的に地図を整備することができ、道路整備・公共事業の促進など実効性のある効果が得られた。
- 市区町村等において、地籍調査時の筆界に対する登記官等の助言・協力が得られやすかった。

(3) 法務局地図作成事業及び地籍調査における筆界未定率

令和2年度から令和4年度までの法務局地図作成事業及び地籍調査における筆界未定地^(※)の発生率(事業における対象の総筆数を筆界未定地となった筆数で除して得た割合)を調査したところ、両事業の筆界確認手続を単純に比較することはできないものの、以下のとおり、いずれの年度においても法務局地図作成事業の方が発生率が少ないことが分かった【表1】。

【表1】年度及び事業・調査別の筆界未定率

	法務局地図作成事業	地籍調査	
		全体	うちDID
令和4年度	0.6%	3.0%	5.4%
令和3年度	0.8%	2.5%	4.5%
令和2年度	1.1%	2.3%	3.3%

※ 筆界未定地とは、法務局地図作成事業や地籍調査等において、隣接地との筆界が確認できなかった土地のことであり、この場合、確認できなかった隣地との筆界線は登記所備付地図には表示されない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 地籍調査との連携強化について

- 法務局地図作成事業の実施に当たっては、
 - ・ 市区町村等と法務局・地方法務局との連絡会議を開催したり、市区町村等に対して法務局地図作成事業を実施する旨の通知を发出したりするなど、連携を強化するとともに、
 - ・ 法務局地図作成事業を実施する地区の選定に際して、地籍調査を実施又は予定している地区を踏まえた計画を作成するなど、市区町村等や地籍調査を所管する国土交通省との連携を強化しながら、法務局地図作成事業の予算及び作業の効率化を図るべき。
- 登記所備付地図整備に係る両事業の促進を図るため、DIDIにおける地籍調査の実施に当たり筆界の確認が困難であると見込まれる地域については、局所的に登記官や土地家屋調査士が関与するなどの支援体制を構築するとともに、法務局地図作成事業については、地籍調査との連携も踏まえ、単独で実施することが真に必要な箇所に重点化を図るべき。
- 上記取組を実施しつつ、効果的な登記所備付地図の整備促進につながるよう、法務局地図作成事業と地籍調査の特性等を踏まえ、法務局地図作成事業の役割について見直しを図る。

総 括 調 査 票

調査事案名 (6) 法務局地図作成事業

②調査の視点

2. 民間測量成果の活用等

民間測量成果を活用することや最新の測量技術を取り入れること等により、登記所備付地図の整備をより効率的に行うことはできないか。

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

法務局・地方法務局：46先
市区町村等：1先

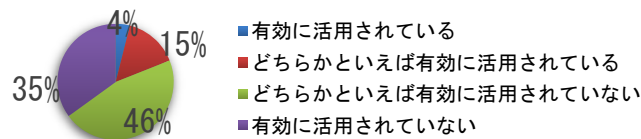
③調査結果及びその分析

2. 民間測量成果の活用等

(1) 「19条5項指定」制度の活用

「19条5項指定」制度について、法務局・地方法務局を対象にアンケートを実施し、制度の活用状況を調査した結果、一部の法務局・地方法務局において有効に活用されている実態が確認できたものの、多数の法務局・地方法務局においては当該制度の十分な活用がされず、民間事業者等における測量が登記所備付地図の整備に十分に活用されていないという実態が確認された【図1】。

【図1】民間測量成果の活用に関する法務局・地方法務局アンケート (n=46)



(2) 最新測量技術の活用等

法務省において、ドローンやMMS（モバイルマッピングシステム）などの最新の測量技術の動向や、これを活用して法務局地図作成事業の効率化を図ることができないか等について調査を行った。

測量手法	精度	メリット	法務局地図作成事業	地籍調査
ドローン等の無人機によるレーザ測量	誤差10cm程度	有人機では難しい地形でも局所的に測量が可能	活用不可（誤差2cmまで（※））	○ DIDでは活用不可（誤差2cmまで） ○ 山村部では活用可
飛行機・ヘリコプターによる航空レーザ測量	同上	広範囲の測量が可能	同上	同上

※ 登記所備付地図を作成する際に求められる測量誤差の限度であり、「国土調査法施行令」により規定されている。法務局地図作成事業の対象となるDIDでは、平均二乗誤差で2cm以内の精度が求められている。

測量手法	性能
MMS（※）による車載写真レーザ測量	○ 三次元点群データ（任意点群の集合）だけでは、地図を作成することはできても、境界標等の中心を直接測定することができないため、ターゲットの設置等による対策が必要となる。 ○ ガードレールや植栽等により、境界標等が死角となる場合は測定できないため、現地補測が必要となる。

※ MMSとは、「モバイルマッピングシステム」の略称である。車両等に3Dレーザスキャナ・カメラ及び自車位置姿勢データ装置を搭載し、移動しながら道路や周辺の地形・地物等を計測するシステムであり、人工衛星を活用した3Dによる測量が可能である。

いずれの測量方法も、現時点ではDIDにおける登記所備付地図として求められる精度を確保することや、境界標を測定することなどに課題があるものの、地図作成の作業工程のうち、高低差のある土地の現況の把握や地権者立会い時の説明資料の作成等において活用することで、作業の効率化が図られる可能性があることが確認された。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 民間測量成果の活用等

○ 「19条5項指定」制度が地籍調査において活用される際に、法務局地図作成事業においてもその成果を活用できるように、法務局・地方法務局と市区町村等が連携して当該制度を活用予定の地域について情報共有に努めるべき。

○ 地図作成の作業工程にドローン等の最新技術を取り入れることについて、引き続き、最新技術の動向に注視し、経費の削減や作業の効率化・合理化を不断に検討し、効果的な予算の執行に努めるべき。

総括調査票

調査事案名	(7) 外国人受入環境整備交付金		調査対象 予算額	令和5年度：1,100百万円 (参考 令和6年度：1,100百万円)		
府省名	法務省	会計 一般会計	項	出入国管理企画調整推進費	調査主体	本省
組織	出入国在留管理庁		目	外国人受入環境整備交付金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

○目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

○交付対象

- ・全ての都道府県及び市区町村
- ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象

○交付限度額

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	—	1,000万円
市区町村	5,000人以上	1,000万円
	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

※ ウクライナ避難民に対して特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、交付限度額を超えて交付決定等を行う場合がある（令和5年9月末までの運営費が対象）。

○交付率

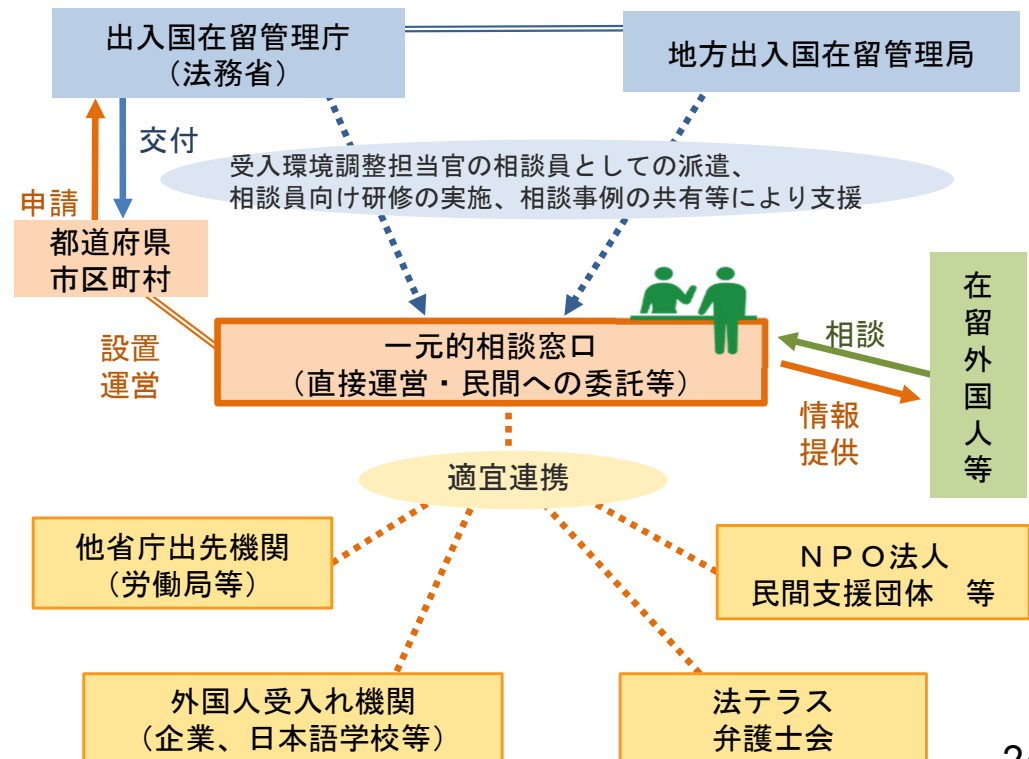
区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築 又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営 に必要な経費	必要経費の2分の1 (※)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている。

【事案の沿革】

平成30年度に外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援を開始した。交付団体は、平成30年度から漸増し、それに伴い交付額も増加傾向にある。令和6年度現在、全ての都道府県が一元的相談窓口を設置するとともに、外国人住民数500人未満の地方公共団体も含めた259団体が交付対象となっている。

事業スキーム



総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 外国人受入環境整備交付金

②調査の視点

1. 現状の業務量とコスト

○ 現状の一元的相談窓口に対するコストが、業務量と比べて過大となっていないか調査する。

2. 都道府県と市区町村の役割分担について

○ 都道府県と市区町村の一元的相談窓口における業務内容を調査し、それぞれの役割分担について検討を行う。また、業務内容に応じたオンライン対応の状況等についても調査する。

【調査対象年度】

令和5年度

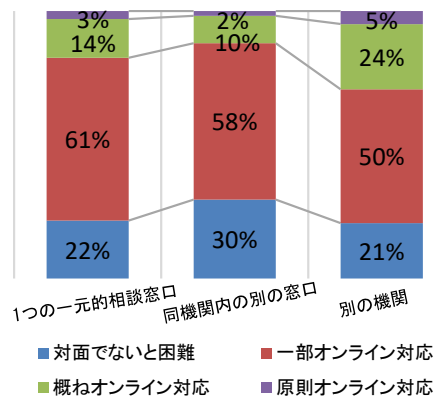
【調査対象先数】

法務省

地方公共団体：238先

(47都道府県、191市区町村)

【図3】オンライン対応調査 (n=179)



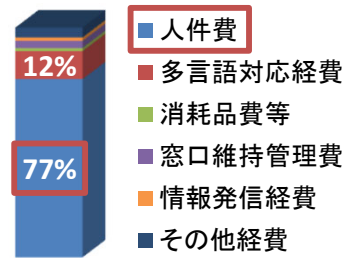
(注) 地方公共団体ごとに、上記3つの対応形態に分けて、「原則オンラインで対応可能(実際にしている)」、「概ねオンラインで対応可能(実際にしている)」、「一部はオンラインで対応可能(実際にしている)」、「対面でないが対応することが困難」のいずれかを選択。

③調査結果及びその分析

1. 現状の業務量とコスト

- 令和5年度は、全47都道府県で一元的相談窓口を設置・運営している。このうち、38都道府県では、市区町村レベルでも一元的相談窓口の交付対象となっている(最多は愛知県の22か所)。
- 現状の一元的相談窓口業務の業務量やそのコストを確認したところ、
 - ・ 1日当たりの相談件数(平均値)は、都道府県が6.7件、市区町村が9.6件
 - ・ 相談1件当たりの交付金額(平均値)は、都道府県が8,850円、市区町村が5,960円(運営費総額は左記金額の2倍超)となっており、全体をより効率化する必要があるとともに、より都道府県に業務を集約化できる余地がある。
- また、運営費の8割弱が人件費であり(多言語対応経費は1割超)、窓口を常設し、人を配備することにコストがかかっている状況である【図1】。

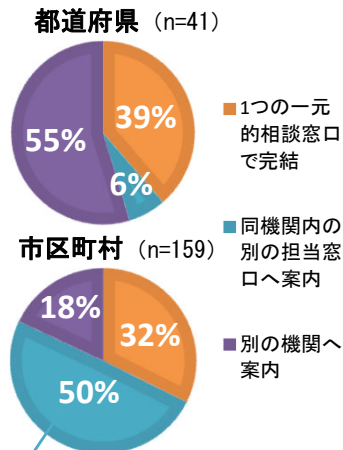
【図1】運営費内訳 (n=221)



2. 都道府県と市区町村の役割分担について

- <一元的相談窓口での相談対応形態>
- 一元的相談窓口で相談を受けた際の対応形態として、都道府県は「別の機関に案内」が過半を占め(55%)、市区町村は「同機関内の別の担当窓口へ案内」が過半を占めた(50%)【図2】。
- <一元的相談窓口での相談内容とオンライン化>
- 対応形態別の相談内容としては【表1】のとおり、
 - ・ 市区町村の「同機関内の別の担当窓口へ案内」は、税金、社保・年金、出産・子育てなどの行政サービスの案内が上位となる一方、
 - ・ 他の対応形態(「1つの一元的相談窓口で完結」や「別の機関へ案内」)では、都道府県と市区町村で共通して、入管、雇用、語学(日本語学習、通訳)関係が上位を占めた。
 - また、市区町村の「同機関内の別の担当窓口へ案内」に比べて、他の相談形態は、電話やオンライン等で対応しやすいという傾向も示された【図3】。

【図2】相談を受けた際の対応



(注) 地方公共団体ごとに回答のあった、総相談時間に占める上記3つの業務の割合

【表1】対応形態別の相談内容(上位3つ)

	1つの一元的相談窓口で完結		同機関内の別の担当窓口へ案内		別の機関へ案内	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
1	入管手続	日本語学習	日本語学習	税金	雇用・労働	入管手続
2	通訳・翻訳 ※同数	通訳・翻訳	入管手続	社保・年金	入管手続	雇用・労働
3	日本語学習	税金	雇用・労働	出産・子育て	医療	社保・年金

(注1) 地方公共団体ごとに、相談件数の多い順(上位5つ)に5pt, 4pt, 3pt, 2pt, 1ptを付して、ポイントの多い順に上位3つを並べた。(都道府県n=44、市区町村n=179)
 (注2) 相談内容「その他」の回答を除いた順位とした。「その他」が上位3つに入る場合は、都道府県及び市区町村の「1つの一元的相談窓口で完結」(1位、3位)、都道府県の「同機関内の別の担当窓口へ案内」(3位)。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 現状の業務量とコスト

○ 令和7年度以降の外国人受入環境整備交付金では、運営費の大半を占める人件費を中心に見直しを進め、真に必要な経費に限定できるように、交付要件や交付対象の再検討を進めるべきである。

2. 都道府県と市区町村の役割分担について

○ 都道府県と市区町村の間で業務の重複が多く、相対的にオンライン対応しやすい「1つの一元的相談窓口で完結する業務」や「別の機関へ案内する業務」については、各地方公共団体における実情を勘案しつつ、都道府県の一元的相談窓口を集約化を進めるなど、効率的かつ効果的なサービスに向けた検討を進めるべきである。

○ その上で、市区町村の役割を「同機関内の別の担当窓口へ案内」へと特化し、交付対象を多言語対応経費に限定していくなど、市区町村における物理的な一元的相談窓口の設置を前提としない制度設計を検討していくべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名 (7) 外国人受入環境整備交付金

③調査結果及びその分析

2. 都道府県と市区町村の役割分担について

<一元的相談窓口における多言語対応>

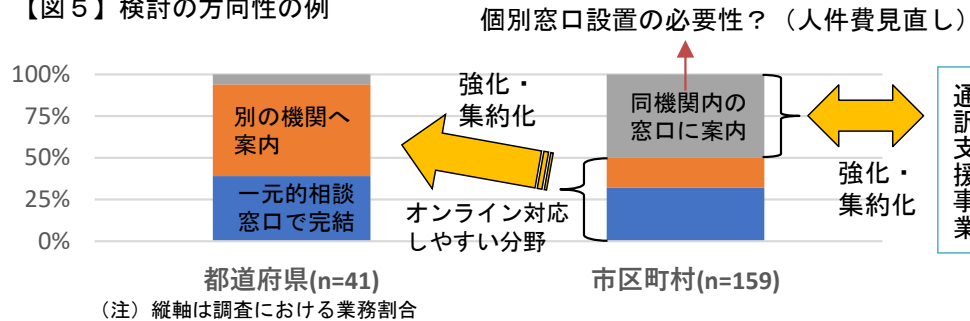
○ 今回の調査対象238団体のうち、130団体が「出入国在留管理庁通訳支援事業」（以下「通訳支援事業」という。）【図4】も併用していることが判明した。当該事業は、一元的相談窓口とは別途、地方公共団体の各行政窓口における通訳支援を行うものであり、一元的相談窓口との事業内容の重複等も懸念される。

○ 「通訳支援事業」と「外国人受入環境整備交付金」を集約化することにより、より効率的・効果的な多言語サービスを実現できる可能性がある。

【図4】通訳支援事業の利用イメージ



【図5】検討の方向性の例



(注) 縦軸は調査における業務割合

②調査の視点

3. 共同方式の活用

○ 共同方式の活用が進んでいない原因を調査するとともに、共同方式の更なる活用について検討を行う。

3. 共同方式の活用

○ 効率的な運営方式として、複数の地方公共団体で一元的相談窓口を実施する「共同方式」があるが、現状は一例のみとなっている。調査では、共同方式について「採用する議論が起きなかった」との回答が大半を占めたが（88%）、今後共同方式を採用することに関しては、「近隣の地方公共団体が自身をカバーしてくれる」又は「自身が近隣の地方公共団体をカバーする」形であれば問題ないとする回答が合わせて64%を占め、今後、共同方式を拡大できる可能性を示している【表2】。

【表2】共同方式の課題（n=221）

共同方式を採用しない理由	【表2】共同方式の課題（n=221）		
	制度を知らなかった	制度を知っていたが、議論がなかった	議論はあったが、採用に課題
制度を知らなかった	7%	88%	5%
問題がある	36%	42%	22%
共同方式の採用に問題があるか	71%	88%	47%

(注) 「共同方式の採用に問題がある」と回答した地方公共団体のみ質問し、3つの対応方法それぞれで「問題がある」か「問題がない」かを質問。数値は、それぞれの対応方法で「問題がある」と回答した割合。

○ また、「問題がある」と回答した地方公共団体についても、問題の所在は「同機関内の別の担当窓口に案内する」業務が中心であり、このような市区町村の中心業務を除けば、広域化を進展できる可能性がある。

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

法務省

地方公共団体：238先

(47都道府県、191市区町村)

④今後の改善点・検討の方向性

2. 都道府県と市区町村の役割分担について

○ 同時に、多言語対応経費についても、既存の「通訳支援事業」との一本化を図るなど、より効率的で充実した多言語支援を実現できるよう検討を進めるべきである。

○ 必ずしも「一元的相談窓口の設置」という形態にとらわれず、外国人がより円滑に地方公共団体のサービスを楽しむ、より効率的・効果的に複合的課題を解決できるよう、制度の見直しを進めるべきである【図5】。

3. 共同方式の活用

○ 特定の市区町村において、（都道府県と同様の）複合的な課題を解決する機能が必須となる場合には、

- 共同方式によって複数の地方公共団体が抱える課題を解決することを前提としつつ、
- 共同方式に参加している市区町村の「同機関内の別の窓口に案内」する業務には多言語支援を行うなど、共同方式の有効な活用方法について検討すべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名	(8) 外務省における交流・招へい関係事業			調査対象 予算額	令和5年度：2,193百万円 (参考 令和6年度：2,756百万円)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	広報文化交流及報道対策費ほか	調査主体	本省
組織	外務本省ほか			目	経済協力国際機関等拠出金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

外務省では、我が国の社会・経済・文化・対外政策等に関する理解を高め、ひいては我が国外交政策の円滑化や中長期的な親日派・知日派の育成・確保を図ることを目的として、諸外国・地域の政治決定や世論形成に影響のある又は影響を与えよう者を我が国に招へいするなど、各種の交流・招へい事業を行っている。これら交流・招へい事業には、地域担当部局で独自に実施するものだけでなく、国際機関への拠出金等により部局横断的に実施するものもあり、令和5年度に実施された事業、その予算額及び交流・招へいの参加人数(実績)は【表1】のとおりである。今回の調査では、【表1】記載の30事業について、予算の効率的・効果的な執行状況を確認する観点から、

- ✓ 事業の効果検証に資するような①目標設定が行われているか
- ✓ 事業の効果を長期にわたり発現させることに資する②フォローアップが行われているか
- ✓ オンラインツールの効率的な活用など、③コロナ禍を踏まえた事業内容の改善が行われているか の3つの視点について調査を行った。

【表1】令和5年度に実施された外務省における交流・招へい関係事業(今回の予算執行調査対象)(合計予算額：2,193百万円、合計参加人数：9,204人)

事業名	予算額(百万円)	参加人数	事業名	予算額(百万円)	参加人数
① 内外発信のための多層的ネットワーク構築	145	40	⑩ 次世代日系人指導者会議	9	7
② 閣僚級及び戦略的実務者招へい	205	119	⑪ 中南米日系人を通じた対外発信強化	8	1
③ 草の根平和交流招へい	22	9	⑫ マンスフィールド研修計画(日米行政官交流計画)	28	10
④ 日系人ネットワーク強化招へい	22	15	⑬ 日米交流の促進・相互理解のためのプロジェクト(SEED)	21	297
⑤ 日本特集番組制作支援事業	5	2	⑭ 中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業	6	6
⑥ 啓発宣伝事業等委託	138	6	⑮ ガザ教員招へい	8	-
⑦ 外国メディア向けプレスツアー	16	33	⑯ 中東における暴力的過激主義対策に関する対話	8	4
⑧ 外国報道関係者招へい	29	14	⑰ イスラム学校教師招聘事業	7	6
⑨ 青少年交流推進のための日本・モンゴル学生フォーラム	6	48	⑱ 国連人権条約体対日理解促進プログラム	4	-
⑩ 中央党校交流	5	-	⑲ アセアン留学生交流等拠出金	54	830
⑪ 中国若手行政官等長期育成事業	302	20	⑳ 親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	638	4,302
⑫ 日中共通課題理解促進事業	26	-	㉑ 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター拠出金	69	2,000
⑬ 日印IT交流	11	63	㉒ 日韓学術文化青少年交流基金拠出金	60	552
⑭ 北方四島住民との交流事業	197	-	㉓ 日韓産業技術協力共同事業体拠出金(日韓青少年交流キャンプ事業)	13	30
⑮ 日露草の根交流事業	5	475	㉔ ベルリン日独センター分担金	126	315

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 外務省における交流・招へい関係事業

②調査の視点

1. 目標設定について

各交流・招へい関係事業について、効果検証に係る定量的目標が設定されているかを確認する。

2. フォローアップについて

各交流・招へい関係事業について、フォローアップが行われているかを確認する。また、フォローアップの内容について、効果的な内容となっているかを調査する。

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

新型コロナウイルス感染症の流行によって、オンライン化を余儀なくされた交流・招へい関係事業もある中で、コロナ禍を踏まえ、事業内容にどのような工夫を行っているかを調査する。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先】
外務省：1先

③調査結果及びその分析

1. 目標設定について

各事業における定量的目標の設定の有無について調査した結果、全30事業のうち、【表2】記載の5事業で、定量的目標を設定していないとの回答があった。さらに、設定された目標の内容を精査したところ、【表3】記載の7事業については、効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容となっていた。

【表2】そもそも定量的目標を設定していない事業

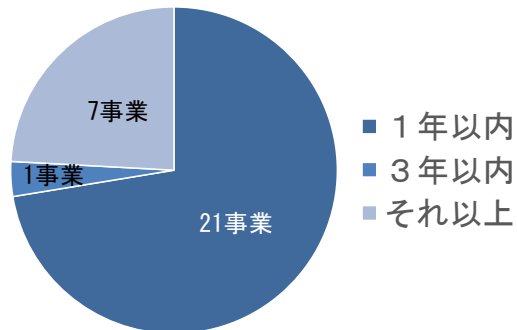
事業名
⑩ マンスフィールド研修計画（日米行政官交流計画）
⑳ 中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業
㉓ イスラム学校教師招聘事業
㉔ 国連人権条約対日理解促進プログラム
㉑ ベルリン日独センター分担金

2. フォローアップについて

各事業におけるフォローアップの実施の有無について調査した結果、全30事業のうち、1事業（国連人権条約対日理解促進プログラム）でフォローアップを実施していないとの回答があった。また、フォローアップを実施している29事業について、その実施期間を調査したところ、約7割の21事業が、事業実施後1年以内でフォローアップを終了するとしていた【図1】。

さらに、これら21事業のフォローアップの内容を精査したところ、事業終了直後にアンケート調査等のフォローアップを実施して以降、参加者との接点が失われているといった、フォローアップが十分とはいえない事業が2事業あった【表4】。

【図1】フォローアップの実施期間



【表3】効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容を設定している事業

事業名	目標の内容
事業の実施内容自体が目標となっているもの	
⑤ 日本特集番組制作支援事業	40分以上の番組の制作・放映
⑭ 北方四島住民との交流事業	北方四島交流受入事業の実施回数及び北方四島在住ロシア人の受入人数
㉑ ガザ教員招へい	被招へい者数×生徒数
㉒ 中東における暴力的過激主義対策に関する対話	中東における暴力的過激主義対策に関する対話のラウンドテーブルにおける中東地域からの参加者数
そもそも目標が定量的とは言えないもの	
⑪ 中国若手行政官等長期育成事業	日中両国の友好に寄与するような継続した関係を維持する
⑲ 日米交流の促進・相互理解のためのプロジェクト（SEED）	米国に対する好印象を育み、日米文化の相互理解を深め、将来日米両国の架け橋となり得る人材の育成を図る
事業と目標の関連性が著しく乏しいもの	
㉒ 日韓産業技術協力共同事業体拠出金（日韓青少年交流キャンプ事業）	毎年の日韓両国間の相互投資額の計

【表4】フォローアップが十分とはいえない事業とその内容

事業名	フォローアップの内容
⑭ 北方四島住民との交流事業	各事業終了直後の紙面アンケート調査及びそれを受けた次年度以降の事業内容の検討
⑮ 日露草の根交流事業	事業参加者へのアンケート

総 括 調 査 票

調査事業名 (8) 外務省における交流・招へい関係事業

③調査結果及びその分析

2. フォローアップについて (続き)

他方で、過去の事業参加者との関係を継続させる形のフォローアップを実施している事業【表5】や、オンラインでの同窓会を3年以上の長期にわたって実施している事業（アセアン留学生交流等拠出金）も認められた。交流・招へい関係事業の効果を長期にわたり発現させるには、過去の事業参加者が事業終了後も継続して対外発信等を行うことが効果的であるところ、上記のようなフォローアップは有効な手法であるといえる。

【表5】過去の事業参加者との関係を継続させる形のフォローアップを実施している事業

事業名	フォローアップの内容
④ 日系人ネットワーク強化招へい	アメリカにおいては、米日カウンシル年次総会のタイミングで東京あるいは米国都市において招へい参加者に限定した交流を実施。在米公館において日系人との意見交換等において過去の招へい参加者を招いている他、過去の参加者も現地の日系人の会合を主催し、大使館・総領事館関係者を招待する。カナダにおいては、在外公館における継続的な関係維持。
⑨ 青少年交流推進のための日本・モンゴル学生フォーラム	実施年度の参加者に事後に連絡を取り、そのうちの有志を次年度以降の実行委員会組織に参加させ、次年度以降の行事の企画・運営で共働する。
⑩ ベルリン日独センター分担金	(1) 組織内および協力機関とのフォローアップ会合を事業実施直後に開催 (2) 人的交流事業の参加者に対し事業参加報告書の提出を義務付け (3) 人的交流事業の参加者による各種同窓会の実現・運営に協力 (4) 事業参加者に対し、本人の許可を得た上でニュースレターを定期配信 (5) 事業参加者に対し、当センターの各種SNSをフォローするよう融通 (6) 当センターのネットワーキング・イベントに過去の事業参加者を招待

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

全30事業のうちコロナ禍前から事業を実施している27事業について、コロナ禍における対応及びコロナ禍後の事業内容を調査した結果は、【表6】のとおりであり、過半数の15事業がコロナ禍後に対面のみで事業を実施していた。当該15事業のうち、11事業はコロナ禍においてもオンライン実施としていない（対面で実施又は事業を中断した）事業であった一方、4事業はコロナ禍でオンライン実施としていた事業を対面実施に変更していた。

他方、コロナ禍後に一部オンライン化して事業を実施している12事業について、オンライン化によるメリットを問うたところ、事前説明会のオンライン化により、参加者の時間・費用的負担の軽減につながったという回答や、対面による交流に加えて、事前のオンラインでの交流及び事業終了後のオンラインでのフォローアップを実施することにより、より一層効果の高い交流を実現できるようになったという回答があった。

コロナ禍を経てオンラインツールの活用が浸透した状況を踏まえると、コロナ禍中にオンライン化していた事業のみならず、従来オンライン実施を行っていない事業も含め、現在対面実施としている事業について、オンライン化の余地がないか改めて検討すべきである。

その際は、上記の事例も参照しつつ、オンライン化によるメリットや事業参加者の要望も踏まえ、事業内容の効率化のみならず、事業効果を最大限発現させる観点からの検討が重要である。

【表6】コロナ禍における対応とコロナ禍後の事業内容

コロナ禍における対応		コロナ禍後の事業内容	
対面実施	2事業	オンライン化	0事業
		対面実施を継続	2事業
オンライン実施	15事業	(一部) オンライン化を継続	11事業
		対面実施に変更	4事業
事業中断	10事業	(一部) オンライン化して再開	1事業
		対面実施で再開	9事業

④今後の改善点・検討の方向性

外務省における交流・招へい関係事業を全体として一層効果的・効果的なものとしていくため、下記の観点からの改善・検討を不断に行うべきである。

1. 目標設定について

定量的目標を設定していない事業や効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容を設定している事業については、政策の見直しや改善に資するような定量的目標を早急に設定すべきである。

2. フォローアップについて

事業終了後も事業参加者との関係を継続する、フォローアップを長期にわたり実施するなど、事業の効果を長期にわたり発現させることに資するフォローアップの実施を各事業で検討すべきである。

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

従来オンライン実施を行っていない事業も含め、コロナ禍後に対面実施としている事業について、既にオンライン化している事業の事例も参照し、より効果的・効果的な事業とする余地がないか検討すべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名	(9) 無償資金協力(うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携)における施設整備型支援			調査対象 予算額	令和4年度:163,297百万円の内数 ほか (参考 令和6年度:156,200百万円の内数)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	経済協力費	調査主体	本省
組織	外務本省			目	政府開発援助経済開発等援助費	取りまとめ財務局	—

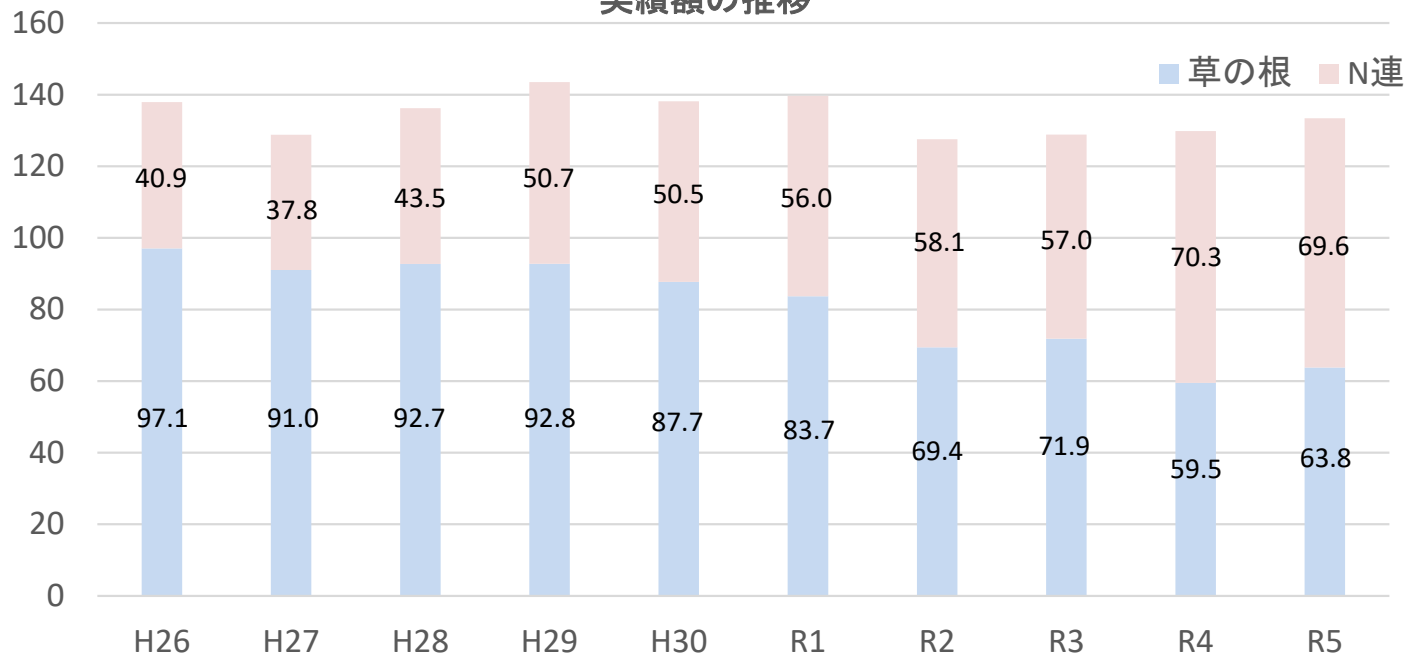
①調査事案の概要

【事案の概要】

- 対象となる支援：政府開発援助(O DA)の一つである無償資金協力は、開発途上地域の経済や社会の開発を主たる目的として、相手国政府等からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して開発のために必要とされる生産物及び役務を購入するための資金を無償で供与するものである。このうち、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」(以下「草の根」という。)では各在外公館において現地のニーズをくみ取った上で、開発途上地域で活動する非政府組織(NGO)等に対して資金を供与する形で実施され、「NGO連携無償資金協力」(以下「N連」という。)では日本のNGOに対して資金を供与する形で実施されている。案件の規模としては、原則、草の根は1件1,000万円程度、N連は1件1億円以下であり、予算規模全体で130億円程度となっている。
- 調査先：上記草の根及びN連のうち、施設整備に係る支援について、草の根は令和元年度及び4年度予算、N連は令和元年度及び2年度予算において実施した全在外公館(海外安全情報レベル4指定地域に所在等を除く)に対して調査を行い、案件の進捗、完了案件の活用状況を確認した。
- 問題意識：例年草の根等については、会計検査院の決算検査報告等でも、一部施設の活用状況の低さが指摘されており、国としてはNGOに資金供与した時点で予算の執行を終えるが、その資金が有効活用されているかについても責任を持つべきという観点で実施したものである。

(単位:億円)

実績額の推移



草の根事業のイメージ 上段：学校、下段：病院



総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 無償資金協力（うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携）における施設整備型支援

②調査の視点

1. 案件概要及び利用状況

- 施設整備に係る支援について、所在地域や用途はどのような状況か。
- 当該支援において整備された施設について、令和6年3月末時点で、どのような利用状況となっているか（時間、人数）。

2. 予算の執行状況

- 当該支援について、令和6年3月末時点で案件が完了（施設整備、精算及び不用額の返納、供用開始）しているのか。

【調査対象年度】

草の根：令和元年度及び令和4年度
N連：令和元年度及び令和2年度

【調査対象先（在外公館）数】

草の根：104先
N連：18先

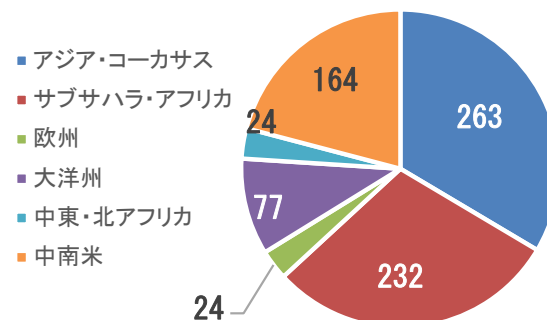
※海外安全情報レベル4指定地域に所在等を除く。

③調査結果及びその分析

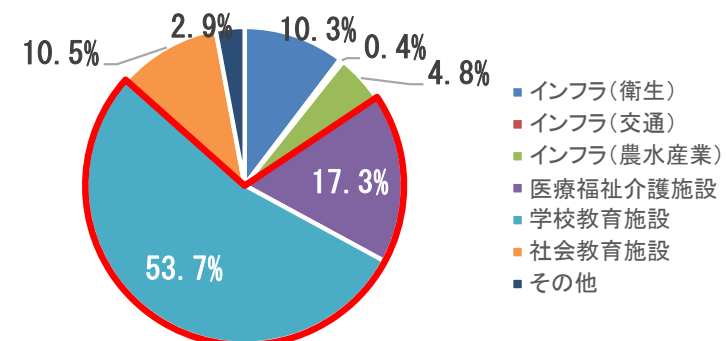
1. 案件概要及び利用状況

- 調査案件である784件の施設について、所在地域別及び用途別の分布は以下のグラフのとおり【図1】、【図2】。所在地域はアジア・コーカサス及びサブサハラ・アフリカが最も多く、次いで中南米となっている。用途別では学校教育施設及び医療福祉介護施設が7割以上を占めており、所在地域別に見ても学校教育施設がどの地域でも最多であった（アジア・コーカサス51.0%、サブサハラ・アフリカ58.2%、欧州87.5%、大洋州66.2%、中東・北アフリカ37.5%、中南米43.3%）。
- 各施設の利用状況については下表のとおり【表1】。未完了案件のほか（後述）、供用を開始しているものの利用時間・利用人数がゼロ若しくはゼロに近いものが16件存在（災害や治安の悪化、需要がない等の理由）している。

【図1】所在地域別（件）



【図2】用途別（%）



【表1】所在地域別・用途別の利用状況（令和6年3月末時点、単位：件）

地域	全案件	うち	
		未完了	低利用
アジア・コーカサス	263	34	5
サブサハラ・アフリカ	232	67	7
欧州	24	3	0
大洋州	77	23	1
中東・北アフリカ	24	1	3
中南米	164	18	0
合計	784	146	16

用途	全案件	うち	
		未完了	低利用
インフラ(衛生)	81	9	3
インフラ(交通)	3	1	0
インフラ(農水産業)	38	11	0
医療福祉介護施設	136	21	2
学校教育施設	421	82	5
社会教育施設	82	16	6
その他	23	6	0
合計	784	146	16

※ 未完了は施設整備、精算及び不用額の返納、供用開始のいずれかを終えていないもの。低利用は供用を開始したものの利用がゼロもしくはゼロに近いもの。

総 括 調 査 票

調査事案名 (9) 無償資金協力(うち草の根・人間の安全保障及び日本NGO連携)における施設整備型支援

③調査結果及びその分析

2. 予算の執行状況

- 令和6年3月末時点において、全案件784件のうち、146件が未完了となっております、別途4件が案件中止となっていた。未完了案件のうち、案件開始から5年程度経過している令和元年度予算において実施した草の根は38件となっていた【表2】。

【表2】未完了の案件数(単位:件)

全案件	784件
うち未完了	146件
うち草の根 (令和元年度予算において実施)	38件
うち草の根 (令和4年度予算において実施)	105件

※ 別途、資金は供与したものの、支障があり中止となったものが4件

- 事業が遅延している理由として、
- 治安の悪化や災害等のやむを得ないもののほか、
 - 当初の計画から生じた余裕資金の活用に時間を要しているもの
 - 施設は整備されているものの、完了後の検査で不備が発覚し供用を開始していないもの等も見られた。
- なお、【表2】以外にも、案件は完了はしているものの、在外公館が状況を把握していないもの、申請時とは別の施設が整備されているものも存在しており執行に改善が必要なものがあった。
- これらの案件を管理するにあたって、一覽的に案件の進捗やその後のフォローアップを把握する仕組みが存在しておらず、未完了となっている案件や施設の活用状況に係る悉皆的な状況把握は今回の調査を行うまで存在していなかった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 案件概要及び利用状況

- どの地域でも学校教育施設が最も多くなっており、これは国別開発協力方針に従ったものなのか、若しくは現地の要望があるからなのか、背景について検証の余地がある。また、草の根、N連以外の無償資金協力でも教育分野で多数供与しており、こういった他の支援とのバランスを考慮する必要がある。そのためにも、無償資金協力全体の計画及び執行を明確に管理する必要があるのではないか。
- 利用状況について、施設の利用状況が極めて低調な場合は予算の活用が効率的でないと言える。災害等によってやむを得ない事情がある場合を除き、需要の見込みがそもそも少ないものや、治安悪化を予期できたものなどは、案件の要請があった場合でも事前のスクリーニングを厳しくすべきである。

2. 予算の執行状況

- 予算の執行について、単年度予算事業であることを踏まえると、速やかな執行が望ましい。他方、5年程度経過しても執行が完了していない案件が散見されたため、精算等を含め、案件の進捗を一覽できる形での執行管理や案件の完了を徹底すべきである。また、地域によっては執行に時間を要するといった実情を踏まえれば、そのような地域については毎年度の予算措置を行うのではなく、執行の目途が立った時点で予算を措置することが適切であり、管理可能な案件形成の件数や時期を見直し、それに見合った予算額へ見直すべきではないか。

総括調査票

調査事案名	(10) 取締機器整備経費（無人航空機・スマートグラス）			調査対象 予算額	令和5年度：12,195百万円の内数 (参考 令和6年度：12,233百万円の内数)		
府省名	財務省	会計	一般会計	項	税関業務費	調査主体	本省
組織	税関			目	税関業務特別庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

税関では、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」という3つの使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会の実現に努めている。しかしながら、税関を取り巻く環境は、越境電子商取引（EC）の拡大による輸入許可件数の急増及び経済連携協定等の更なる進展等による国際的な商流・物流の変化、経済安全保障上の脅威への対処等、大きく変化している。

その中で、密輸手口の巧妙化に対し、先端技術を活用した税関業務の効率化に資する施策の一つとして、無人航空機及びスマートグラスを導入している。無人航空機及びスマートグラスについては、導入後一定の期間が経過していることから効果等の検証を行うものである。

無人航空機

不正薬物をはじめとした社会悪物品について、海港等における密輸及び漁船等を利用した洋上取引に対処するとともに、それらの密輸行為を抑止することなどを目的として配備している。具体的には、航空巡回による不審事象や不審船舶の発見、船舶の動静監視、外国貿易船への立入検査時における当該船舶等に対する上空からの監視等に活用している。

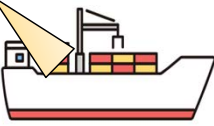
無人航空機の活用イメージ

○無人航空機の台数等（令和6年3月末時点）

台数	9台（※1）
単価	約90万円（※2）

※1 令和2年度に3台、令和4年度に2台、令和5年度に4台を配備した。
※2 機器ごとに金額が異なるため平均単価を示している。

無人航空機



船上・船倉等の監視



離島等の広域監視

スマートグラス

税関の輸出入貨物の検査業務について、輸入許可件数の急増や平成29年10月から開始された輸出入申告官署の自由化に伴い、遠隔地に配置された税関職員間の連携が必要な機会が増加している。

そのため、検査担当の職員が、遠隔地の通関部門や知的財産部門等（以下「関係部門」という。）の職員とリアルタイムで映像や画像等を共有することで、効率的な検査を行うことを目的に活用している。

スマートグラスの活用イメージ

○スマートグラスの台数等（令和6年3月末時点）

台数	37台（※3）
単価	約30万円（※4）

※3 令和4年度に27台、令和5年度に10台を配備した。
※4 イヤホン等の備品や機器の設定費用を除く機器1台当たりの単価である。

スマートグラス



検査担当の職員



関係部門の職員



②調査の視点

1. 無人航空機の活用について

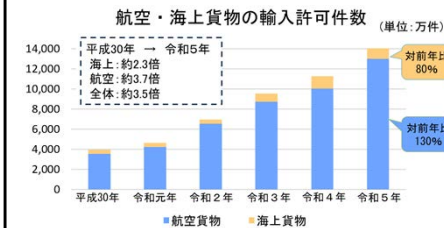
- 導入から3年程度経過していることから、稼働状況について検証する。

【目指す導入効果】

- ・ 短時間かつ広範囲に港湾状況や小型船舶等の動静把握が可能
- ・ 上空からの監視手段を加えることによる、密輸犯罪等の抑止力強化

2. スマートグラスの活用について

- 検査貨物が近年増加傾向にある中、効率的に検査が行えているか検証する。



【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

関税局、税関及び地区税関：10先

書面調査：税関職員369人

※貨物検査に従事する職員を対象とする。33

総 括 調 査 票

調査事案名 (10) 取締機器整備経費（無人航空機・スマートグラス）

③調査結果及びその分析

1. 無人航空機の活用について

○ 主として、日々の巡回時に使用することを想定し配備されているが、1機当たりの使用回数については年平均17回、最大でも37回であり、非常に低調な結果であった【図1】。

○ 現場職員に対し飛行の阻害要因の聴取を行い、その分析を実施したところ、

国土交通省が策定した無人航空機飛行マニュアルに沿って、風速5m/s以上での飛行停止の措置を講じており、使用可能日が限られる。

⇒無人航空機を配備した税関の主要港近辺で風速5m/s以上の風が吹いた日数は、令和5年度では平均274/366日（※）であり、監視等業務が港湾地区を主とすることを考えれば、風速5m/sという基準は非常に厳しい運用と言える。

※ 過去の気象データを基に最大風速が5m/s以上の日数を算出した。

港湾地区での飛行には港湾管理者の許可等が必要であるが、申請から10日程度の期間が必要な場合があり、監視対象船舶の入港スケジュールの乱れなどによる急な申請への対応といった柔軟な運用が難しい。

⇒一部の税関では、主要飛行区域での包括申請を行っている事例もある一方で、配備から1年以上経過しているにもかかわらず都度申請を行っているケースがある。

など、現場では「必要な時」に「必要な場所」での使用が困難な状況であり、導入効果の検証が行える程の実績は確認できなかった。

2. スマートグラスの活用について

○ 貨物検査では、これまではブランド品の真贋判定等に専門的知見を持つ関係部門の職員が現地に赴き確認する必要があったため、検査時間（移動時間）の短縮を目的に、遠隔検査機器としてハンズフリーで検査が行えるスマートグラスを導入することとした。

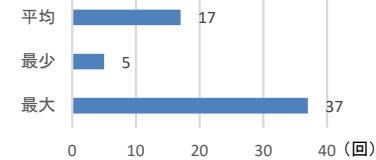
○ スマートグラスの使用による検査時間の効率化について、令和4年度に導入した27台を対象に2週間のサンプル調査（令和6年3月13日～27日）を行ったところ、110時間以上の検査の効率化が確認できた。

○ スマートグラスを実際に使用したところ、ヘルメット使用時の装着が困難であることや、カメラの照準と視線のズレなどにストレスを感じた。

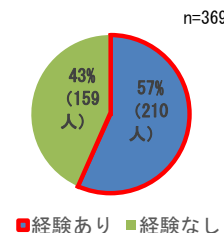
また、現場の職員から、リアルタイムでの動画送信や双方向での通話は非常に有効と支持を得ている一方で、「レンズに投影される画像による視界の制限」「眼鏡着用者は使用困難」等のネガティブな意見が多数あり、検査におけるスマートグラスの使用割合も6割を下回る結果となった【図2】。

○ 併せて、スマートグラスの代替として考えられる機器の希望調査を実施したところ、「使い慣れている」等の理由からスマートフォンでの検査を希望する職員が8割を超える結果となった【図3】。

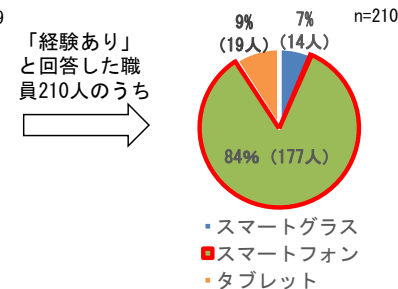
【図1】監視等における使用回数



【図2】貨物検査業務でのスマートグラスの使用割合



【図3】遠隔検査の際に便利だと考える機器



④今後の改善点・検討の方向性

1. 無人航空機の活用について 2. スマートグラスの活用について

○ 無人航空機については、天候により使用が制限されるため、当初想定していた港湾地区や島しょ部での使用に適しているとは言いがたい。

港湾管理者への包括申請の必要性が各税関で横展開できていない。事務的な問題は配備前に解決すべき。

使用実績に乏しく、導入効果の検証も行えない現下の状況では、新たな配備については認められない。

○ スマートグラスについては、検査の効率化が確認できたことから、有用性が認められる。

一方で、ハンズフリーの検査によるメリットよりも使い勝手を現場職員は求めており、今後の機器の導入に当たっては、現在と同等のパフォーマンスを前提に、スマートフォンへの機器の切替を含めた効果的な機器の導入に努めるべき。

○ 先端技術の導入に当たっては、既存機器を活用しての対応の可否、当該技術の活用事例を基にした使用方策の検討を徹底した上で、スポット導入による効果の検証を行うべき。

総括調査票

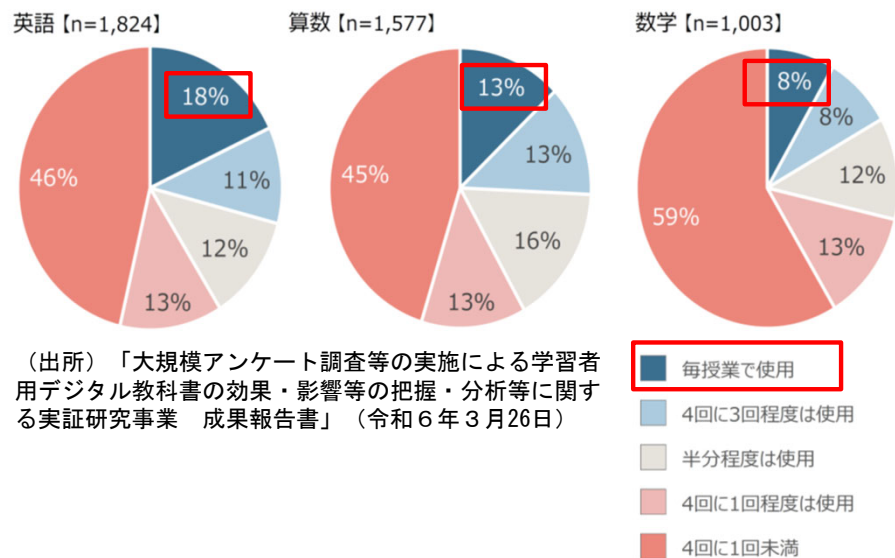
調査事案名	(11) デジタル教科書普及促進事業		調査対象 予算額	令和5年度：1,560百万円の内数 (参考 令和6年度：1,565百万円 (目) デジタル教科書購入費に計上)			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	初等中等教育振興費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	先端技術活用教育推進事業委託費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

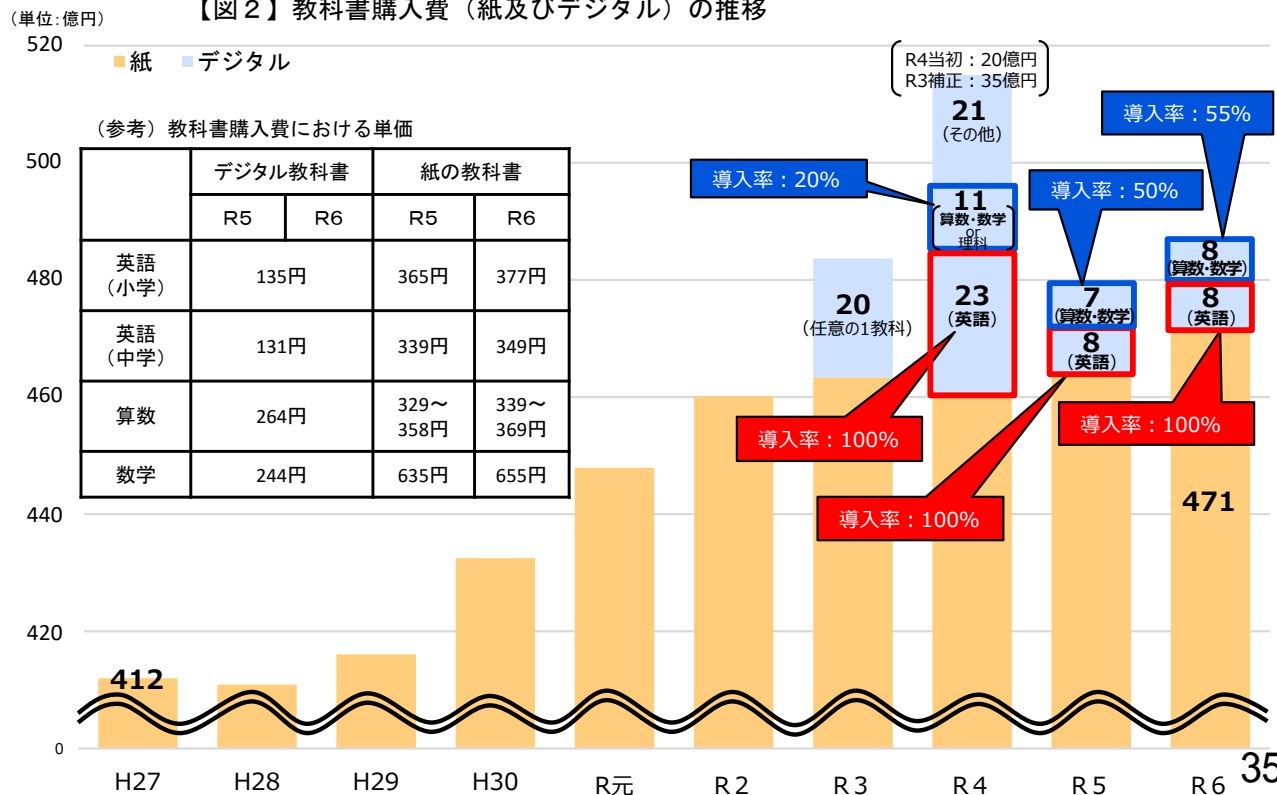
【事案の概要】

- デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の改正により使用が可能とされている。文部科学省は、令和3年度から、小・中学校等を対象にデジタル教科書の提供・普及促進を図る実証事業を実施しており、一部の教科において紙の教科書との併用が行われている。
- 令和6年度予算においては、「デジタル教科書購入費」(約16億円)として以下の予算を計上している。
 - ・ 英語：全て(100%)の小・中学校等に提供(小学校5年生から中学校3年生を対象)
 - ・ 算数・数学：一部(55%)の小・中学校等に提供(同上)
- 他方で、文部科学省の実証事業(令和6年3月の成果報告書)によると、デジタル教科書を「毎授業で使用」と回答した教員の割合は、英語：18%、算数：13%、数学：8%となっており、十分に活用されているとは言い難い【図1】。
- 1人1台端末の普及等により、デジタル教科書の活用は進んでいくと見込まれる。他方で、児童生徒数が減少する中においても、単価増等により、紙とデジタルを合わせた教科書購入費は増加傾向であり、財政負担の観点からも教科書の在り方を検討する必要がある【図2】。

【図1】 デジタル教科書の使用頻度



【図2】 教科書購入費(紙及びデジタル)の推移



総 括 調 査 票

調査事業名 (11) デジタル教科書普及促進事業

②調査の視点

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

都道府県教育委員会
経由で英語、算数・
数学を担当している
教員を抽出調査
(計983先)

1. デジタル教科書の活用状況等

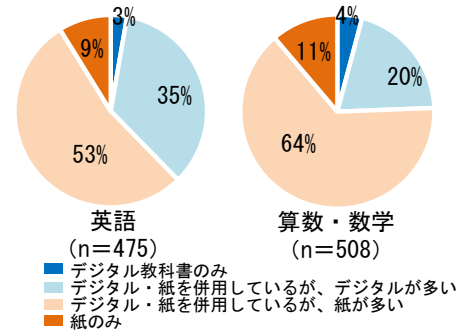
デジタル教科書が十分に活用されていない要因は何か。

③調査結果及びその分析

1. デジタル教科書の活用状況等

紙とデジタルの教科書の活用状況は、英語、算数・数学ともに、「デジタル教科書のみ」との回答は数%であり、「紙のみ」及び「デジタル・紙を併用しているが、紙が多い」の回答をあわせると6～7割となっている【図3】。デジタル教科書を毎授業で使用しない理由として、「デジタル教科書の機能を使わない場合は、紙の方が使いやすいため」との回答が最も多く、「紙もデジタルも内容は同じであるため」との回答も一定数存在している。紙とデジタルの教科書が「併用」という形で、その活用が現場の裁量に委ねられている結果、使い慣れている紙の教科書が使用され、デジタル教科書の活用が進んでいないことが推測される【図4】。なお、実地調査においては、児童生徒について、大人以上に端末に慣れている様子や端末と教科書の両方を机に配置することの不便さなどが見受けられた。

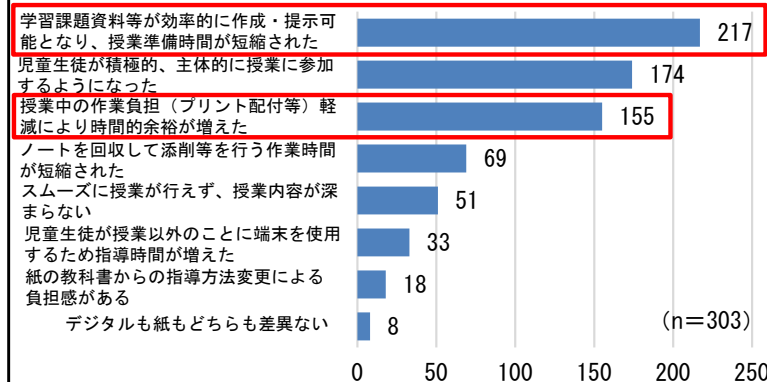
【図3】教科書の活用状況



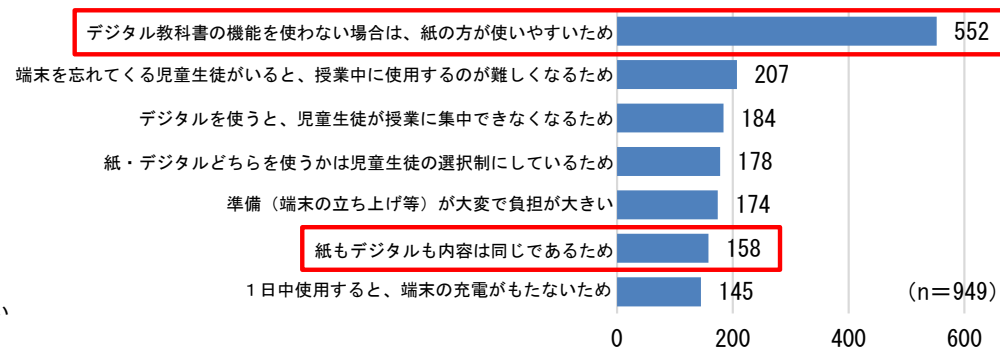
他方で、デジタル教科書を多く使うと回答した教員について、その使用感を聞いたところ、デジタル教科書の使用により、授業準備（資料作成等）や授業中のプリント配布等の効率化につながったとの回答が多く見られた【図5】。

また、デジタル教科書を活用するにあたってのサポート面の取組は、「教員同士のアドバイス」が最も多く、教員個人の創意工夫や試行錯誤によっているところが大きいと推測される【図6】。

【図5】デジタル教科書を多く使う教員の「使用感」(複数回答可)



【図4】デジタル教科書を毎授業で使用しない理由(回答数100以下は省略、複数回答可)



【図6】サポート面の取組(回答数100以下は省略、複数回答可)



④今後の改善点・検討の方向性

1. デジタル教科書の活用状況等

紙とデジタルの教科書が「併用」とされている結果、使い慣れている紙の教科書が使用され、デジタル教科書の活用が進んでいないことが推測される。

デジタル教科書のメリットを多くの教員が共有し活用を促すような取組（教育委員会や学校による研修等の組織的な取組）を進めつつ、例えば、デジタル教科書を導入した教科については、デジタル教科書の使用を原則とし、紙の教科書の在り方を見直すなど、紙からデジタルへのシフトを検討すべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (11) デジタル教科書普及促進事業

②調査の視点

2. デジタルコンテンツの扱い

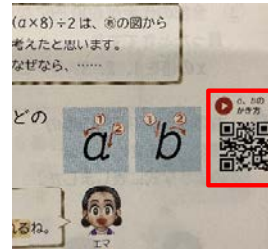
デジタルコンテンツの作成コストを教科書の単価に反映するという要望について

③調査結果及びその分析

2. デジタルコンテンツの扱い

近年、教科書において二次元コード（QRコード）が大幅に増加しており【図7・8】、その先のデジタルコンテンツの作成コストを教科書の単価に反映することについての要望がある【図7】二次元コード

◆教科書各社 デジタル注力 学校での活用 限定的か
 「2025年度から中学校で新たに使われる教科書では、教科書会社のデジタル重視の姿勢が鮮明となった。今年4月から英語のデジタル教科書が正式に導入されることを踏まえ、各社は競って教材作成に注力するが、学校現場での活用は限定的との見方もある。（略）デジタル教材は、生徒が学習用端末でQRコード（二次元コード）を読み込んで使う。（略）背景には、デジタル対応の程度が自治体の教科書選定に影響するという事情がある。首都圏のある自治体は今年度、採択時の検討項目に「デジタル教材の充実度」を加えた。（略）だが、デジタル教材は、学習効果を高めるための「補助教材」との位置づけだ。検定で文部科学省は、紙の教科書との関連性などを確認するとどめる。内容は教科書会社の責任とし、検定の対象外だ。（略）一方、現行の教科書にもQRコードは掲載されているが、デジタル教材へのアクセス数は「非常に少ない」（中堅の教科書会社）。千葉県内の公立中学校で社会科を教える男性教諭（26）も「動画の一つ見るのも時間がかかり、授業中には使いづらい」と語る。」（出所）読売新聞（令和6年3月23日）



（出所）啓林館
 （令和6年小学校6年生算数）

【図8】二次元コード数/冊

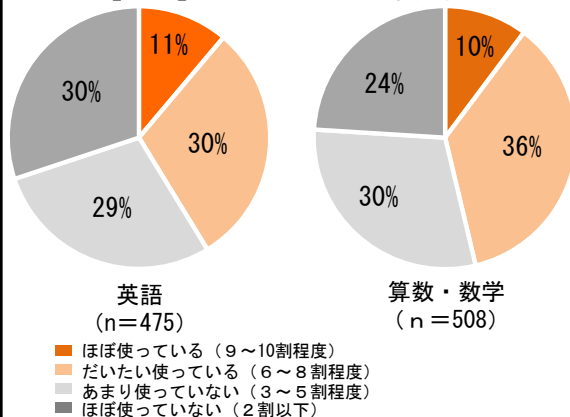
教科書	R7 使用	R3 使用
英語（中1）	83	50
数学（中1）	133	11

（出所）文部科学省調
 （注）二次元コード数とデジタルコンテンツ数は必ずしも比例しない

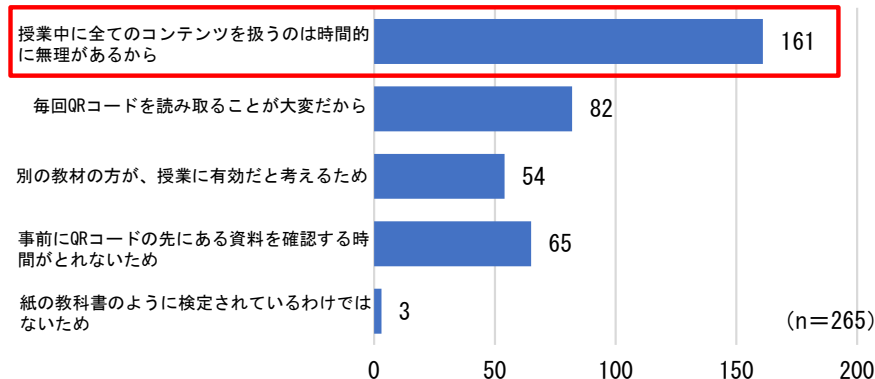
二次元コード先のデジタルコンテンツは、そもそも「教材」であって「教科書」ではなく、教科書本体と同様の検定がなされておらず、その作成コストは教科書の単価に反映すべきものではない。

また、二次元コードの活用状況を調査したところ、「ほぼ使っている」の割合が英語、算数・数学いずれも1割にとどまっている【図9】。活用しない理由は、「授業中に全てのコンテンツを扱うのは時間的に無理があるから」との回答が最も多く【図10】、自治体から採択されるために過剰な充実となっている可能性がある。

【図9】二次元コードの活用状況



【図10】二次元コードを活用しない理由（複数回答可）



④今後の改善点・検討の方向性

2. デジタルコンテンツの扱い

二次元コード先のデジタルコンテンツ作成コストは、教科書の単価に反映すべきものではない。

むしろ、紙とデジタルの併用となっている現状においては、二次元コードの増加に伴う教科書の頁数の抑制等を通じて、紙とデジタルを合わせた教科書購入費の抑制を図るべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名	(12) 研究機器の使用実態等		調査対象 予算額	【参考】令和4年度(調査対象実績額) : 3,997百万円 ほか ※調査対象先からの報告額を積み上げ			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	(科学技術振興費ほか)	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	(科学技術振興費ほか)	取りまとめ財務局	—

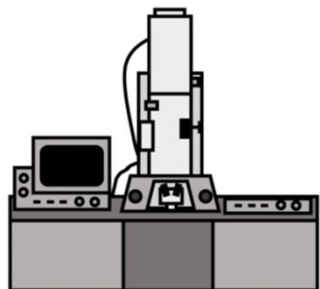
①調査事案の概要

【事案の概要】

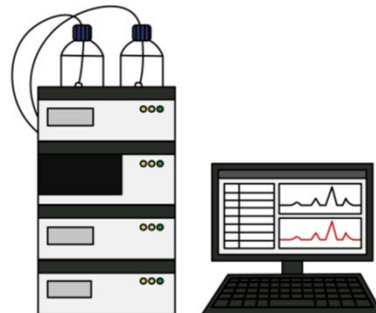
科学研究費補助金や運営費交付金など、研究機器の購入に充てることができる国費メニューは複数あるが、国費(一部国費含む)を財源として、国立大学法人及び国立研究開発法人において平成30年度～令和4年度に160万円以上で購入された研究機器のうち、相当程度の市場規模がある①電子顕微鏡、②一般分析用高速液体クロマトグラフ(HPLC)/液体クロマトグラフ(LC)、③液体クロマトグラフ質量分析装置(LC/MS)、④ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)、⑤蛍光X線分析装置、⑥セルソーター、⑦蛍光分光光度計(RF)の使用実態等について調査を実施した。

(参考) 各研究機器の概要

- ①電子顕微鏡…通常の光学顕微鏡は観察対象に光を当てて観察するのに対し、電子顕微鏡は電子線を用いて観察することで、光学顕微鏡よりも高い倍率で観察できる。内部構造を観察する透過型や、表面構造を観察する走査型などがある。
- ②一般分析用高速液体クロマトグラフ(HPLC)/液体クロマトグラフ(LC)…混合物を液体(移動相)にのせて微粒子等(充填剤)を詰め込んだ筒状のカラム(固定相)へ流して成分ごとに分離し、カラム出口に設置した検出器において、何が(定性)どれくらい(定量)含まれているかを知ることができる装置である。食品に含まれる糖やアミノ酸などの成分分析、血中薬物濃度の測定など、あらゆる分野で使われている。
- ③液体クロマトグラフ質量分析装置(LC/MS)…液体クロマトグラフ(LC)と、分離された物質をイオン化して分析する質量分析装置(MS)を結合させた複合分析装置である。液体に溶解し、イオン化するものであれば多くの化合物を分析することが可能で、洗浄剤中の添加剤の分析や、プラスチックの耐久性を高める添加剤の分析などに使われている。
- ④ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)…試料から出たガスを成分ごとに分離するガスクロマトグラフ(GC)と、分離された気化試料を検出する質量分析装置(MS)を結合させた複合分析装置である。大気中の成分分析や、製品の香気及び臭気の成分分析などに使われている。
- ⑤蛍光X線分析装置…対象物質にX線を照射した際に発生する蛍光X線を解析し、元素の種類や含有量を調べる装置である。対象物を破壊せずに検査可能で、微量に含まれる不純物の元素分析や、有害物質検査などに使われている。
- ⑥セルソーター…細胞の大きさや表面構造、内部構造などを解析し、特定の細胞を選択的に分離・回収する装置である。セルソーターで純化した造血幹細胞を白血病患者に移植する試みが行われるなど、医療分野でも使われている。
- ⑦蛍光分光光度計(RF)…試料に光を照射した際に物質が発する蛍光を測定する装置である。白色LEDや衣料の蛍光剤の評価、食品の産地や混合割合の測定などに使われている。



①電子顕微鏡

②高速液体クロマトグラフ
(HPLC)③液体クロマトグラフ質量分析装置
(LC/MS)④ガスクロマトグラフ質量分析装置
(GC/MS)

⑤蛍光X線分析装置

総 括 調 査 票

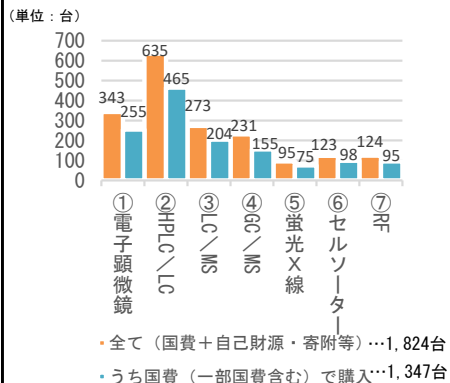
調査事案名 (12) 研究機器の使用実態等

②調査の視点

1. 国からの補助金等で購入された研究機器の使用実態について

購入したものの、あまり使用されていないものはないか。

【図1】今回調査した研究機器の内訳



【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
国立大学法人：48先
国立研究開発法人：7先

③調査結果及びその分析

1. 国からの補助金等で購入された研究機器の使用実態について

○ 世界トップクラスの研究力を目指す、又は日本の研究力を牽引する研究大学群の一翼を担うことを志向する大学と考えられる「国際卓越研究大学」又は「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」に申請した国立大学法人48大学及び国立研究開発法人に対し、研究機器の使用実態等についてアンケート調査を実施した。

○ 国費（一部国費含む）を財源として購入された研究機器のうち、購入時点での使用見込みが週2日程度以下（4割以下）であったものは3割（421台/1,347台）あり、購入以降の平均使用率も低調となっていた【図2】。

○ 購入時点での使用見込みが週2日程度以下（4割以下）だった研究機器（【図2】④⑤⑥の計421台）の購入理由を分析したところ、「共用機器が身近に無かった」という理由が2割程度あったことが分かった【図3】。

○ 使用頻度が低い（平均使用率4割以下）理由として、「特定の目的に特化している」、「使用頻度が高い機器ではない」が最も多かった【図4】。

【図2】購入時点の想定使用率と、購入時点で使用見込みが4割以下だった研究機器の購入以降の平均使用率

購入時点の想定使用率	台数	割合	購入以降の平均使用率	台数	割合
①ほぼ毎日（9割以上）	280	20.8%	①ほぼ毎日（9割以上）	2	0.5%
②週4日（7～8割程度）	222	16.5%	②週4日（7～8割程度）	3	0.7%
③週3日程度（5～6割程度）	402	29.8%	③週3日程度（5～6割程度）	29	6.9%
④週2日程度（3～4割程度）	147	10.9%	④週2日程度（3～4割程度）	102	24.2%
⑤週1日程度（1～2割）	272	20.2%	⑤週1日程度（1～2割）	278	66.0%
⑥使用予定なし	2	0.1%	⑥使用予定なし	7	1.7%
未回答	22	1.6%	未回答	0	0.0%
計	1,347	100.0%	計	421	100.0%

421件 31.3%

【図4】購入時点で使用見込みが4割以下かつ購入以降の平均使用率4割以下の理由

理由	台数	割合
①専門の技術人材が常時いない	37	8.8%
②想定していた用途に使えない	4	1.0%
③他の低コストの機器や手段を利用している	15	3.6%
④他の高性能の類似機器を利用している	20	4.8%
⑤その他	306	72.8%
⑥故障中	1	0.2%
未回答	4	1.0%
計	387	100.0%

(単位：台)

【図3】購入時点の想定使用率が4割以下だった研究機器の購入理由

購入理由	台数	割合
①老朽化や故障による既存機器の更新	67	15.9%
②既存機器の一部構成要素の高度化	28	6.7%
③共用機器が身近に無かった	74	17.6%
④プロジェクト専用の機器が新たに必要となった	240	57.0%
⑤その他	12	2.9%
計	421	100%

④今後の改善点・検討の方向性

1. 国からの補助金等で購入された研究機器の使用実態について

○ 国費（一部国費含む）を財源として購入されたにもかかわらず、使用頻度が低い研究機器が少なくない。研究内容や目的によっては共用化が難しいものもあるが、共用機器が身近にあれば機器を買う必要が無かった事例も見られる。

また、研究の進捗に応じて使用する場合など、使用頻度が低いことについては一定の合理性が認められる場合が多いが、共用化により使用機会の増加が期待できる事例も少なくないことから、共用化は引き続き進めていくべき。

○ 共用化が進んで共用台数が増えることにより、「まずは買う」ではなく、「まずはどこかにあるかもしれないので共用機器を検索してみる」と考える研究者が増えたり、「若手研究者が試行的に使える研究機材を買わなくても済む、といった効果が期待できるのではないか。」

○ こうしたことを踏まえ、研究者又は研究室単位で個人の研究のために研究機器を購入する場合には、組織内外で現実的に利用可能な共用機器がないことを確認するよう徹底させるとともに、国からの補助金等で研究機器を購入する場合には、事業によっては共用化を採択の加点要素とするなど、共用化を一層促進すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (12) 研究機器の使用実態等

②調査の視点

2. 共用されている研究機器について

共用されている研究機器の利用料はどのようになっているか。

専有されている研究機器が共用されていない理由は何か。

③調査結果及びその分析

2. 共用されている研究機器について

○ 共用されている研究機器のうち、利用する際に利用者へ課金しているかについて調査したところ、4割の研究機器で利用料の徴収（課金）が行われていることが分かった。

【図5】利用料（課金）の有無と購入価格別の課金率

購入価格	台数	うち	課金率
		課金あり	
1億円以上	35	30	85.7%
5,000万円以上 ～1億円	38	27	71.1%
2,000万円以上 ～5,000万円未満	71	37	52.1%
1,000万円以上 ～2,000万円未満	59	28	47.5%
500万円以上 ～1,000万円未満	79	21	26.6%
160万円以上 ～500万円未満	110	14	12.7%
共用全体	392	157	40.1%

○ 購入金額が高額であるほど利用料が設定されており、今回調査した共用されている研究機器のうち、購入価格が1,000万円以上の研究機器では6割にあたる122台で利用料が設定されていた【図5】。

○ 利用料算定の考え方については、メンテナンス代や水道光熱費分など維持費を賅える程度を徴収しているところが多かった。

○ 専有されている研究機器が共用されていない理由について分析したところ、「使用頻度が高い」、「特定の目的に特化している」が大半を占めていたが、特に研究者が個人の研究遂行のために購入した比較的安価な研究機器の中には、「特に理由がない」という事例もあった【図6】。

【図6】専有されている研究機器が共用されていない理由

共用されていない理由	台数	割合
①特定の目的に特化しており、汎用性がないため	225	23.6%
②使用頻度が高く、共用しても他の研究者等が使えないため	376	39.4%
③関係者以外に開放すると研究遂行に支障が出るため	220	23.0%
④機関に共用システムが整備されていないため	1	0.1%
⑤共用すると研究者の負担が増加するため	27	2.8%
⑥機器の管理人材がないため	29	3.0%
⑦特に理由なし	26	2.7%
⑧その他	51	5.3%
計	955	100%

④今後の改善点・検討の方向性

2. 共用されている研究機器について

○ 大学等にとって研究機器は重要な経営資源であり、研究機器の共用を促進することにより研究機器の有効活用を図ることは、研究力を向上させていく上で重要である。使用頻度が高い場合など、専有することに一定の合理性が認められる場合もあるが、共用されていない理由を見る限り、特定の目的に特化しているなど、潜在的に共用化されることが期待できる事例も少なくない。

○ 利用料金の徴収は、共用機器の整備・運用を継続的に行っていく上で重要な役割を果たす。高価な研究機器のみに限定するのではなく、比較的安価な研究機器にも利用者のカテゴリーを考慮しつつ、利用料を設定していくべき。

また、利用料金の水準については、当該機器を継続的に維持運営する観点から、維持費のみならず、購入費（減価償却費）を利用料金に含めることも考えられることから、大学等において利用料金制度の整備を進めるべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(13) 史跡等買上		調査対象 予算額	令和5年度：10,002百万円 ほか (参考 令和6年度：10,002百万円)			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	文化財保存事業費	調査主体	共同
組織	文化庁			目	史跡等購入費補助金	取りまとめ財務局	(九州財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、文化財保護法に基づき指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の適切な保存のため、地方公共団体が行う史跡等の公有化事業に対し、土地の買上げに要する経費の一部について補助を行うものである。

本事業は、①買上げは法律に基づき所有者に課される義務への補償として行われるため、本来は国が直接行うべきものであること、②こうした買上げは地方公共団体の財政事情の状況にかかわらず行われる必要があること、③買上げ後の土地の管理・整備に多額の経費を要することなどから、80%という高い補助率となっている。

なお、開発の切迫度や買上げ規模等に応じ、直接買上方式と先行取得償還方式の2つの方式により史跡等の買上げを実施している【図1】。

補助メニュー	概要
直接買上方式	比較的小規模の事業の場合に取得費等について補助を行う。文化財保護の観点から、史跡等指定地内の土地や住宅等の所有者が受ける土地利用制限に対する補償に代わるものとして、民有地の公有化を行う事業に要する経費を補助する。
先行取得償還方式	買上げ規模が大きく、かつ、開発等の切迫度から一括取得が適当な場合に地方債の発行により土地を取得し、その元利償還に要する償還金等について補助する（地方公共団体が先行取得の際に発行する地方債の10年償還に係る償還金等への補助）。

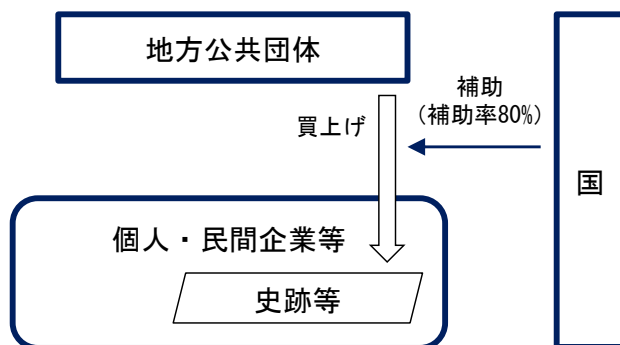
<補助対象経費>

土地購入経費、建物等物件購入経費、立木竹建物等移転補償経費 等

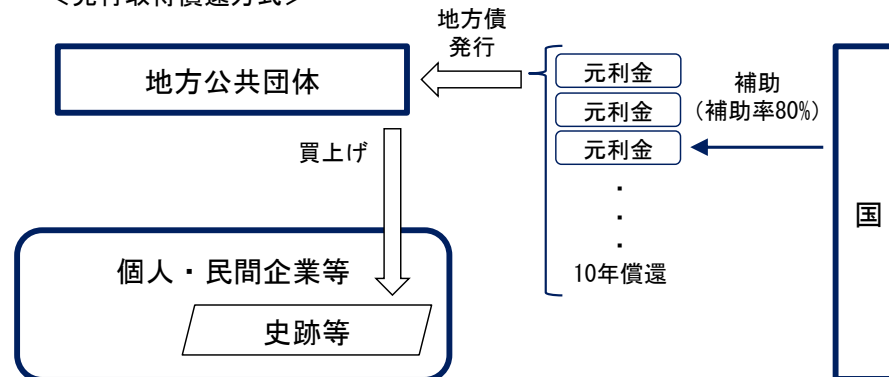
<補助率> 80%（上限なし）

【図1】事業スキーム

<直接買上方式>



<先行取得償還方式>



【参考1】公有化による整備の例



史跡安満（あま）遺跡（大阪府高槻市）

総 括 調 査 票

調査事案名 (13) 史跡等買上

②調査の視点

1. 史跡等の活用について

貴重な史跡等を国民共有の財産として適切に保存し、その後の整備・活用を図ることは、本事業の目的の一つであるが、公有化した史跡等について、適切に活用されているか。

【調査対象年度】
令和元年度～令和5年度

【調査対象先数（有効回答数）】
地方公共団体：233先

(2) 史跡等の活用方策について

本件調査において、公有化した史跡等を「活用している」と回答した135件について、より子細に分析すると、史跡等の周辺に他の文化財があるケースが120件であり、そのうち100件の史跡等が周遊ルートの設定や散策会の実施などにより、他の文化財と連携した活用を行っていることが確認できた【表1】。

また、建物の跡地など、現場には基礎部分等しか存在しない史跡等についても、VR等を用いて当時の姿を可視化するなど、有効に活用している事例がみられた。

【参考3】

史跡等は、その性質上活用が難しいものもあるが、優良事例等を周知することで、公有化後の史跡等の活用が促進される可能性がある。

③調査結果及びその分析

1. 史跡等の活用について

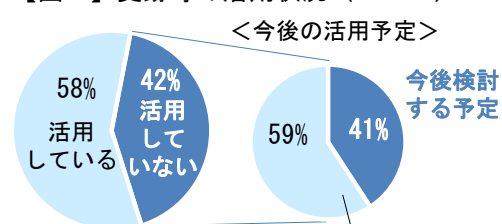
(1) 史跡等の活用状況について

本事業により公有化した史跡等の活用状況等について、事業主体である地方公共団体を対象に書面調査（以下「本件調査」という。）を実施したところ、42%（98件）の史跡等については、「活用していない」との回答があった。さらに、「活用していない」と回答のあった史跡等のうち、41%（40件）が活用方策は「今後検討する予定」であると回答しており、公有化後の活用方策について、事前に検討することなく買上げを行っている事例が散見されている【図2】。

実際に、一部の史跡等について現地調査を実施したところ、一見してどこが史跡等か判然としない事例もみられた【参考2】。

史跡等の種類や地方公共団体の状況に応じ、活用の方法については差が生じるものの、多額の公費を投入する以上、事前に公有化後の活用方策は検討されるべきであり、そうした検討が不十分な公有化事業を補助することは適当ではない。

【図2】史跡等の活用状況（n=233）



- ・活用のため整備中
- ・既に検討を始めている 等

【参考2】一見してどこが史跡等か判然としない例



【表1】他の文化財との連携状況（n=135）

周辺の他の文化財の有無		
あり（120件）		なし
連携している	連携していない	15件
100件	20件	

④今後の改善点・検討の方向性

1. 史跡等の活用について

(1) 史跡等の活用状況について

文化庁は、公有化後の活用方策の策定を補助要件として義務化し、補助金の交付決定にあたり、活用方策が十分に検討されていない史跡等については、緊急保全として取得する場合を除き、補助対象から除外するよう、制度内容を見直すべき。

(2) 史跡等の活用方策について

文化庁は、公有化後に史跡等を活用していない地方公共団体に対し、他の文化財との連携した活用や、VR等を用いた活用等、史跡等の有効活用事例の横展開を実施するなど、より史跡等が活用されるよう、指導・助言を行うべき。

【参考3】VR等を活用している事例



総 括 調 査 票

調査事案名 (13) 史跡等買上

②調査の視点

2. 史跡等の管理について

地方公共団体は、公有化した史跡等について、史跡等の所有者として管理義務があるが、適切な管理を実施しているか。

③調査結果及びその分析

2. 史跡等の管理について

(1) 史跡等の管理状況について

本件調査において、そもそも管理業務を実施していないという回答が3件あったほか、管理業務を実施している地方公共団体（221件）の管理業務の頻度をみると、【図3】のとおり、年12回以上実施している地方公共団体がある一方で、年1回にとどまっている地方公共団体もあるなど、管理業務の頻度にバラツキがみられた。
適切な管理頻度は、史跡等の種別、立地などにより異なるものの、少なくとも、地元住民等から草刈り等の管理に関する苦情を受けている事例が相当数みられていることから、適切な管理が行われているとは言い難い史跡等が存在している。

こうした事例について、地方公共団体からは、公有化時に管理費を含めた管理方針について十分に検討を行っていなかったことなどが理由として挙げられている。しかしながら、80%という高い補助率は、公有化後の管理・整備の負担が重いことを含め設定していることから、公有化後の管理方針が策定されていることを補助の要件とし、また、補助事業終了後に管理方針に従った管理ができていない場合は、補助金の交付決定を取り消すべきである。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 史跡等の管理について

(1) 史跡等の管理状況について

文化庁は、公有化後の管理方針の策定を補助要件として義務化し、補助金の交付決定にあたり、管理方針が定まっていない史跡等については、補助対象から除外するよう、制度内容を見直すべき。

また、文化庁は、補助事業終了後、一定期間管理状況のフォローアップを行い、管理方針に従った管理ができていない地方公共団体については、改善を指導し、それでもなお、改善が見られないと判断される場合は、補助金の交付決定を取り消すなど、制度内容を見直すべき。

(2) 史跡等の保全に関する注意喚起について

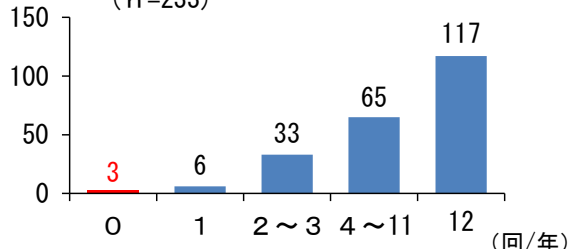
本件調査において、24%（55件）の史跡等について、適切な保全のための注意喚起を行っていないと回答があった【図4】。一部の史跡等については、花火やボール遊び等での利用や、公有地に所有者不明の物品が放置されているなど、史跡等の保全に支障をきたすおそれがある事例も確認された【参考4】。

史跡等であることを明示や、保全に関する注意喚起は、史跡等を適切に保存するための最低限の措置であり、確実に実施される必要がある。

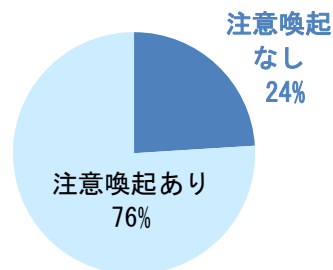
(2) 史跡等の保全に関する注意喚起について

地方公共団体は、史跡等の適切な保全を図るため、来訪者への注意喚起を徹底すべきであり、文化庁は、地方公共団体の実施状況を定期的にフォローアップすべき。

【図3】史跡等の管理状況（点検等頻度）
(n=233)



【図4】史跡等の保全に関する注意喚起の状況 (n=233)



【参考4】史跡等の管理状況の例
(所有者不明のビニールハウスが放置)



(注) 管理業務の具体的な内容は「巡視点検」、「除草・剪定」、「清掃」等。233件うち9件は、「雑草の繁茂期等、随時実施」等との回答で除外。

総括調査票

調査事業名	(14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業			調査対象 予算額	令和5年度：923百万円 (参考 令和6年度：923百万円)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	特定疾患等対策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省			目	小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業費負担金	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（以下「本事業」という。）は、幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において実施するものである。

実施主体：都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
補助率：1/2
根拠条文：児童福祉法第19条の22、第53条

- 本事業は児童福祉法第19条の22第1項に規定されている必須事業と同法第19条の22第2項及び第3項に規定されている努力義務事業等からなり、対象疾病数等の推移は【表1】のとおり。

【表1】対象疾病数・受給者数・予算執行率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象疾病数	762疾病	788疾病	788疾病
受給者数	117,753人	115,012人	115,000人
予算執行率	21%	20%	20%

【問題意識】

- 本事業はかねてから任意事業（現努力義務事業）の実施率が低調【表2】となっていたところ、令和5年10月1日より改正児童福祉法（以下「改正法」という。）が施行され、以下のとおり強化された。
- ・これまで任意事業であった各事業を努力義務化
 - ・「実態把握事業」を努力義務の事業として新設
- 改正法施行後、半年が経過したことから、実態調査を行い、改正法施行後の実施状況を調査するとともに実施率が低調な事業については、未実施の要因を調査・分析する。
- また、厚生労働省のHPにおいて公表している実態把握調査の手引き書等が理解され、活用されているか調査する。

<必須事業>（第19条の22第1項）

相談支援事業



<相談支援例>
・自立に向けた相談支援
・療養相談指導
・巡回相談
・ピアカウンセリング

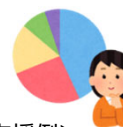
小児慢性特定疾病児童等自立支援員



<支援例>
・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案

<努力義務事業>（第19条の22第2項及び第3項）

実態把握事業



<支援例>

・地域のニーズ把握
課題分析

療養生活支援事業



・レスパイト
(一時預かり)

相互交流支援事業



・患児同士の交流
・ワークショップの開催

就職支援事業



・職場体験
・就労相談会

介護者支援事業



・通院の付添い支援
・患児きょうだいへの支援

その他の自立支援事業



・学習支援
・身体づくり支援

【表2】任意事業（現努力義務事業）の実施状況

事業名	令和2年度 (129か所)	令和3年度 (131か所)	令和4年度 (135か所)
療養生活支援事業	13か所(10.1%)	18か所(13.7%)	18か所(13.3%)
相互交流支援事業	41か所(31.8%)	41か所(31.3%)	44か所(32.6%)
就職支援事業	10か所(7.8%)	13か所(9.9%)	16か所(11.9%)
介護者支援事業	3か所(2.3%)	3か所(2.3%)	3か所(2.2%)
その他自立支援事業	17か所(13.2%)	22か所(16.8%)	25か所(18.5%)

(出所) 小児慢性特定疾病児童等の自立支援に資する研究班「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施状況」

総 括 調 査 票

調査事業名 (14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

②調査の視点

1. 事業の実施率について

改正法の施行から半年が経過したところ、各事業の実施率は改善しているか。

2. 未実施の要因について

実施率の低調な事業について、何が事業実施の妨げとなっているのか。また、事業実施に当たって何が必要とされているか。

3. 既存手引き書等の活用について

厚生労働省のHPにおいて公表している実態把握調査の手引き書等について、自治体が理解した上で活用できているか。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先数】

都道府県 : 47団体
指定都市 : 20団体
中核市 : 62団体
児童相談所設置市 : 8団体
合計 : 137団体

③調査結果及びその分析

1. 事業の実施率について

(1) 努力義務事業

令和5年度の各努力義務事業の実施状況は【表3】のとおり。

令和4年度調査より相互交流支援事業で17.8%、介護者支援事業で17.5%、その他自立支援事業で18.7%上昇しており、相互交流事業については、半数の自治体において実施されているものの、依然として実施率は低調となっている。

なお、必須事業である相談支援事業は135/137自治体で実施しており、ほぼ全ての自治体において実施済みであった。

【表3】努力義務事業の実施状況

事業名	令和5年度 (137か所)	令和4年度 (135か所)	対前年度
実態把握事業	60か所(43.8%)	-	-
療養生活支援事業	18か所(13.1%)	18か所(13.3%)	▲0.2%
相互交流支援事業	69か所(50.4%)	44か所(32.6%)	+17.8%
就職支援事業	22か所(16.1%)	16か所(11.9%)	+4.2%
介護者支援事業	27か所(19.7%)	3か所(2.2%)	+17.5%
その他自立支援事業	51か所(37.2%)	25か所(18.5%)	+18.7%

(2) 実態把握事業（努力義務事業）

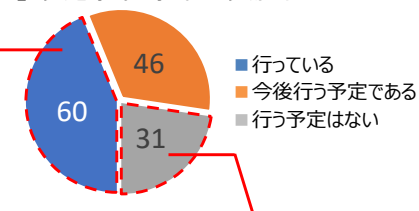
新たに新設された実態把握事業の実施状況は【図1】のとおり。改正法施行前においても93/137自治体で何らかのニーズ調査を行っていたところ、改正法施行により、「今後行う予定である」までを含めた自治体数は106/137自治体と増加しており、努力義務化の効果は一定程度あったものと思われる。

しかし、実態把握事業を実施している自治体においても把握した情報の分析評価まで行っている割合は34/60と約半数に留まっていた【図2】。なお、分析評価を「行う予定はない」とした理由は【図3】のとおり。

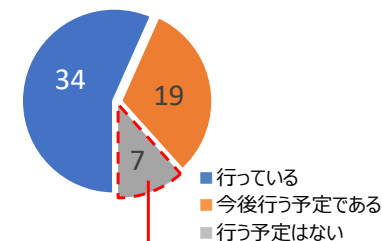
実態把握事業の実施予定がないとした理由は【図4】のとおり。聞き取り調査など他の方法で実施している自治体もある一方、「どう手を付けてよいか分からない」、「人員が不足している」、「必要性が分からない」といった理由で実施予定なしの自治体もあった。

実態を把握し、分析評価まで行っている自治体は34/137と低調であることから、当該事業の実施率を上げる必要があるのではないかと。

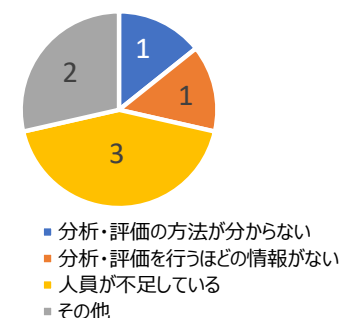
【図1】実態把握事業の実施状況



【図2】分析評価の有無



【図3】行う予定がない理由



【図4】行う予定がない理由



総 括 調 査 票

調査事業名 (14) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

③調査結果及びその分析

2. 未実施の要因について

(1) 未実施の要因分析

各努力義務事業について、未実施となっている要因上位3つを挙げてもらい要因分析を行った。

【表4】は要因上位3つのうち1位を集計したものであるが、いずれの事業についても「ニーズがない又は把握していない」が最も多くの割合を占めていた。単純にニーズがない場合も考えられるが、1. (2)の分析を踏まえるとニーズの把握ができていない、又は把握したニーズの分析評価までできていないことが事業実施に至っていない要因の1つであると推察できる。

【表4】未実施となっている理由

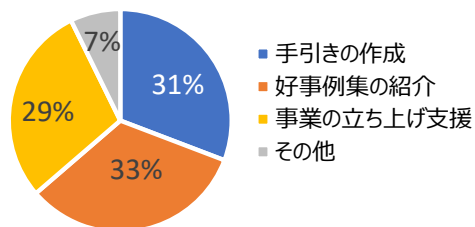
要因/各事業（未実施自治体数）	療養生活支援事業 (119)	相互交流支援事業 (68)	就職支援事業 (115)	介護者支援事業 (110)	その他自立支援事業 (86)
実施に向けて準備中	2 (1.7%)	7 (10.3%)	8 (7.0%)	5 (4.5%)	4 (4.7%)
ニーズがない又は把握していない	39 (32.8%)	27 (39.7%)	46 (40.0%)	49 (44.5%)	37 (43.0%)
他の施策において実施されている	23 (19.3%)	2 (2.9%)	12 (10.4%)	8 (7.3%)	5 (5.8%)
予算を確保できない	12 (10.1%)	3 (4.4%)	7 (6.1%)	9 (8.2%)	7 (8.1%)
人員を確保できない	10 (8.4%)	11 (16.2%)	16 (13.9%)	15 (13.6%)	16 (18.6%)
事業を委託できるNPO等がない	13 (10.9%)	4 (5.9%)	4 (3.5%)	6 (5.5%)	2 (2.3%)
対象人数が少なく事業化できない	3 (2.5%)	3 (4.4%)	3 (2.6%)	2 (1.8%)	2 (2.3%)
どのように実施してよいか分からない	8 (6.7%)	3 (4.4%)	7 (6.1%)	6 (5.5%)	5 (5.8%)
その他	9 (7.6%)	8 (11.8%)	12 (10.4%)	10 (9.1%)	8 (9.3%)

(2) 事業実施に当たり必要と考えるもの

自治体が各努力義務事業の実施に当たり必要と考えるものについては、【図5】のとおりであった。

事業の実施には、モデル的な事例が記載された手引きや好事例の横展開等が有効と推察される。

【図5】事業実施に当たり必要と考えるもの

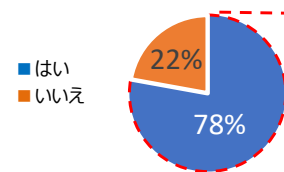


3. 既存手引き書等の活用について

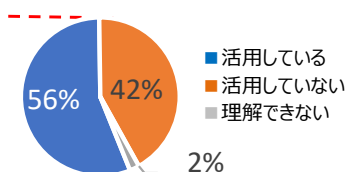
厚生労働省のHPで公表している実態把握調査の手引き書等の活用状況について調査したところ、【図6】、【図7】のとおりであった。

手引き書等を理解した上で活用していると回答したのは全体の44%であり、半数以上が活用まで至っていない状況であったことから、手引き書等の活用まで至る取組が必要ではないか。

【図6】手引き書等の存在を知っているか



【図7】手引き書等を理解し活用しているか



④今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の実施率について
2. 未実施の要因について
3. 既存手引き書等の活用について

○ 必須事業の実施率はほぼ100%であるが、努力義務事業について、一部の改善は見られるものの依然として低い水準であることから実施率の更なる改善を図るべき。

○ 小児慢性特定疾病はそれぞれ疾病の程度が異なることから個々のニーズを把握することが重要である。

厚生労働省は各自治体が実態把握事業を効果的に実施できるよう実態把握調査の手引き書等を再度周知するとともに、各自治体が理解した上で、きめ細やかなニーズ把握を可能とする仕組みを構築すべき。

○ また、事業の立ち上げ支援を引き続き実施するとともに立ち上げ支援によって得られた知見等から各事業の実施内容をまとめた事例集等を作成し、周知すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(15) 重層的支援体制整備事業	調査対象 予算額	令和5年度：32,238百万円 (参考 令和6年度：54,281百万円)				
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	生活保護等対策費ほか	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	重層的支援体制整備事業交付金	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

①調査事案の概要

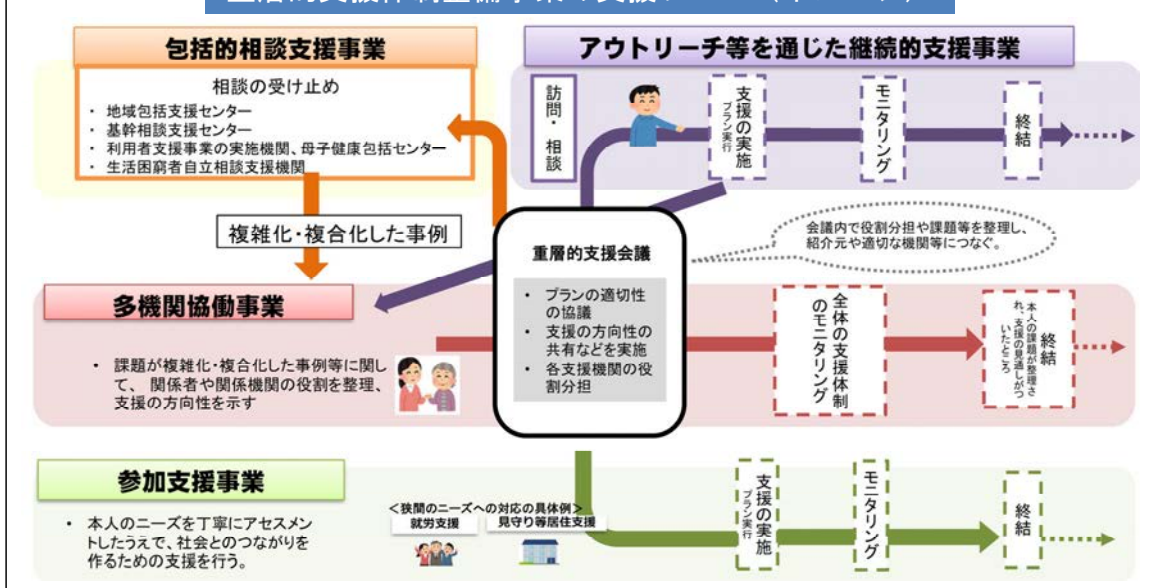
【事案の概要】

- 本事業は、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和2年の社会福祉法改正により創設された。
- 本事業に係る国からの財政措置については、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加した上で、一括して重層的支援体制整備事業交付金を交付している【表1】。
- 事業創設から3年が経過し、事業実施自治体が年々増加（令和3年度：42団体→令和4年度：134団体→令和5年度：189団体）していることを踏まえ、新たな機能である多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業（以下、「多機関協働事業等」という。）を中心に事業の実施状況等を調査した。

【表1】重層的支援体制整備事業の概要

	事業名	事業の目的	補助率等
既存事業	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ 	各法等に基づく負担率・補助率
	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る 	
新たな機能	多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る 	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	
	参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



総 括 調 査 票

調査事案名 (15) 重層的支援体制整備事業

②調査の視点

1. 各事業の実施状況について

事業の支援実績と事業実施体制との関係はどうか。

2. 定量的な目標設定等について

事業成果の定量的な目標設定状況、支援ニーズの把握の状況はどうか。

3. 補助基準額の設定について

交付金の執行に当たり、補助基準額は実態に即したものとなっているか。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先数】
事業実施市町村：189先

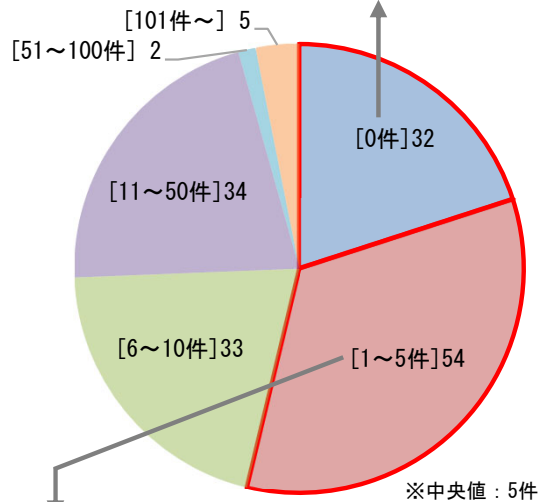
③調査結果及びその分析

1. 各事業の実施状況について

○ 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行った【図1～図3】。

【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながれた件数）
(注) 有効回答が得られた160先について集計

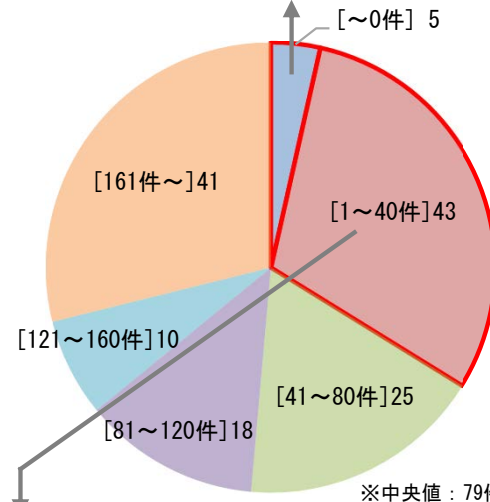
A市：実績0件／人口107万人／事業費5,019万円



B市：実績5件／人口3万人／事業費539万円
C市：実績5件／人口15万人／事業費2,161万円

【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）
(注) 有効回答が得られた142先について集計

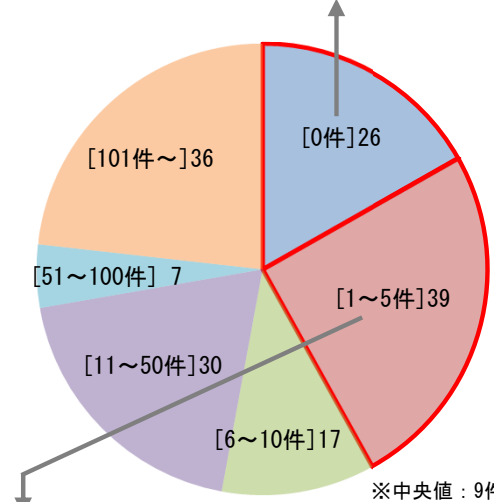
D市：実績0件／人口35万人／事業費2,400万円



E市：実績35件／人口4万人／事業費228万円
F市：実績35件／人口13万人／事業費750万円

【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）
(注) 有効回答が得られた155先について集計

G市：実績0件／人口50万人／事業費2,458万円



H市：実績5件／人口3万人／事業費237万円
I市：実績5件／人口11万人／事業費2,525万円

○ いずれの事業についても実績0件の自治体があった。特に、多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度を占めていた。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い。

○ また、支援実績の中身を見ると、支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じているケースもあった。

○ 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。

総 括 調 査 票

調査事案名 (15) 重層的支援体制整備事業

③調査結果及びその分析

2. 定量的な目標設定等について

- 自治体が本事業の実施にあたり、業務フローが確立されているかを確認する観点から、支援ニーズの把握状況や定量的な目標設定の状況について確認した。
- まず、自治体が事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握し、その結果を支援員等の配置に考慮しているかを確認すると、支援ニーズを把握しているが支援員等の配置に反映していない自治体が3割程度、支援ニーズを把握していない自治体が2割程度あった。
- 多機関協働事業等における事業成果を把握するための定量的な目標を設定しているかを確認したところ、8割程度の自治体が定量的な目標を設定せずに事業を実施していた。

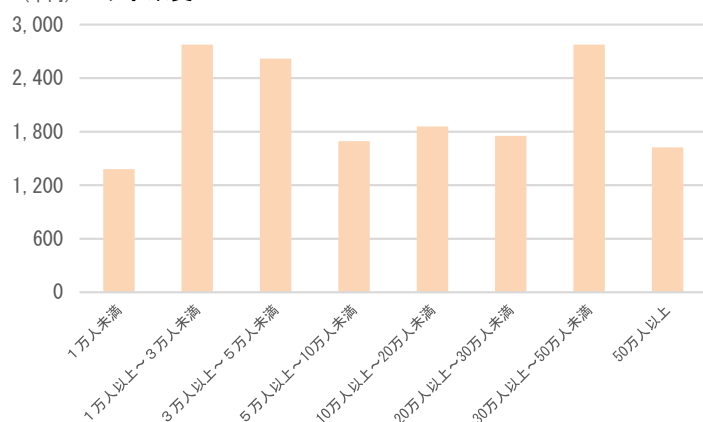
3. 補助基準額の設定について

- 多機関協働事業等の補助体系は、人口規模のみに応じて補助を行うものとなっている【表2】。
- これに対して、支援実績1件当たり事業費について見ると、人口規模別で同水準になって言えるとは言えず、ばらつきが大きい結果となっている【図4～6】。
- 支援実績が同じでも事業費に差が生じていること【図1～3】も踏まえれば、人口規模のみに応じた補助を行っていることで、実績に対して過大な補助を行っているケースがある可能性がある。

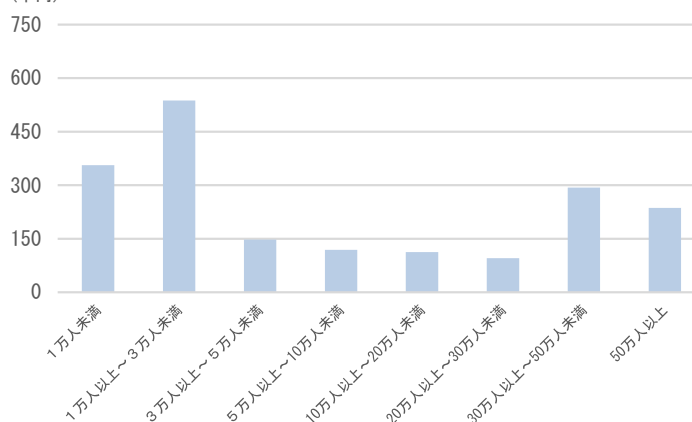
【表2】多機関協働事業等の補助体系

人口区分	基本額 ※3事業合計
1万人未満	25,300,000円
1万人以上～3万人未満	28,000,000円
3万人以上～5万人未満	31,000,000円
5万人以上～10万人未満	33,800,000円
10万人以上～20万人未満	42,000,000円
20万人以上～30万人未満	50,500,000円
30万人以上～50万人未満	56,000,000円
50万人以上	61,800,000円

【図4】多機関協働事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図5】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費

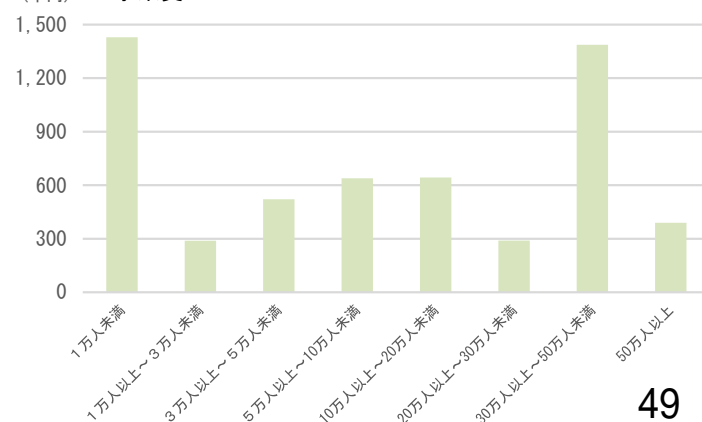


④今後の改善点・検討の方向性

1. 各事業の実施状況について
2. 定量的な目標設定等について
3. 補助基準額の設定について

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、厚生労働省は、実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示すべき。
- 補助体系について、現行の人口規模のみに応じた補助から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改めるべき。
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。

【図6】参加支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



総 括 調 査 票

調査事案名	(18) 医療費適正化計画	調査対象 予算額	令和5年度：11,923,799百万円 ほか (参考 令和6年度：12,011,794百万円)				
府省名	内閣府・厚生労働省	会計	一般会計	項	医療保険給付諸費ほか	調査主体	共同
組織	こども家庭庁・厚生労働本省			目	後期高齢者医療給付費等負担金ほか	取りまとめ財務局	(近畿財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）に基づき、高齢期における適切な医療の確保を図るため、国及び都道府県は、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、6年を一期として、医療費適正化を推進するための計画を定めているところである。
- 都道府県においては、将来の医療費の適正化前後の医療費を試算の上、同計画に定める取組目標の達成を通じて、医療費を適正化することが求められている。また、毎年度の進捗状況及び実績についても評価することが求められており、実績評価の結果、目標達成に必要なと認めるときには、高確法上、診療報酬に関する意見を厚生労働大臣に提出する手段が確保されている。

「高齢者の医療の確保に関する法律」抜粋

第十三条 都道府県は、(略)厚生労働大臣に対し、(略)に規定する厚生労働大臣が定める基準(次項及び次条第一項において「診療報酬」という。)に関する意見を提出することができる。

- 平成20年度以降、医療費適正化計画（以下「計画」という。）による取組が進められてきたところ、令和6年度から新たに第4期計画が開始されていることから、本調査においては、第3期計画の状況及び都道府県における第4期計画の取組方針等について明らかにする。

財源別	国費	地方費	保険料	患者負担等
国民医療費 45兆円	25% 11兆円	13% 6兆円	50% 22兆円	12% 5兆円

(出所) 厚生労働省「国民医療費(令和3年度)」

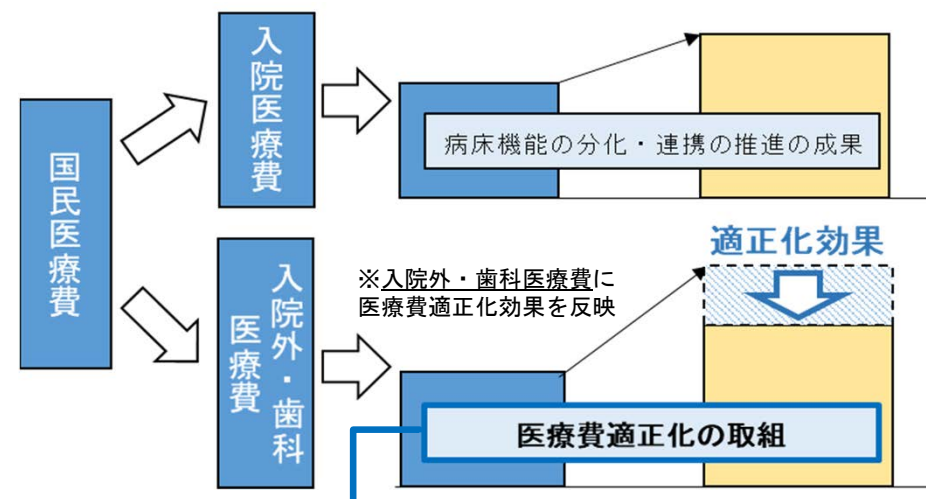
◆入院医療費及び入院外・歯科医療費の算出イメージ

	入院医療費	入院外・歯科医療費
P	病床機能区分ごとの一人当たり医療費	令和元年度の一人当たり医療費×令和元年度から令和11年度までの一人当たり医療費の伸び率
×		
Q	令和11年度の各区分ごとの患者数の見込み	将来推計人口

(主な適正化効果)

特定健康診査・保健指導	後発医薬品	生活習慣病(糖尿病)
特定健康診査の実施率70%、特定保健指導の実施率45%を達成した場合の効果額	後発医薬品数量割合80%に到達した場合の効果額	糖尿病一人当たり医療費の全国平均との差額を半減した場合の効果額

◆医療費適正化計画のイメージ



	第3期(平成30～令和5年度)	第4期(令和6～令和11年度)
住民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施率 ・ 特定保健指導の実施率 ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 ・ たばこ対策 ・ 予防接種 ・ 生活習慣病等の重症化予防の推進 ・ その他予防・健康づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施率 ・ 特定保健指導の実施率 ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 ・ たばこ対策 ・ 予防接種 ・ 生活習慣病等の重症化予防の推進 ・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 ・ その他予防・健康づくりの推進
医療提供の効率的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の使用割合 ・ 医薬品の適正使用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 ・ 医薬品の適正使用の推進 ・ 医療資源の効果的・効率的な活用 ・ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

総括調査票

調査事案名 (18) 医療費適正化計画

②調査の視点

1. 第4期計画の策定過程について

- 計画策定の中立性は確保されているか。また、検討や議論の経過が明らかにされているか。

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

都道府県：47先

2. 医療費適正化の状況及び今後の見込み等について

- 第3期計画の医療費適正化はようになっていたか。そもそも医療費見込みの推計方法は妥当であったか。
- 第4期計画の医療費見込みはとなっているか。

【調査対象年度】

平成30年度～令和5年度

【調査対象先数】

都道府県：47先、厚生労働本省：1先

3. 計画の管理体制等について

- 算出した医療費見込みは適切に管理されているか。
- 都道府県別の一人当たり医療費の全国平均との地域差を半減に関する施策について、適切に管理されていたか。
- 第4期計画で新たに取り組むこととされた施策について、適切に取り組むことが示されているか。

【調査対象年度】

平成30年度～令和5年度

【調査対象先数】

都道府県：47先

※石川県については、調査時点で第4期計画が策定・公表されていないことから、パブリックコメントに付された計画案によるもの。

③調査結果及びその分析

1. 第4期計画の策定過程について

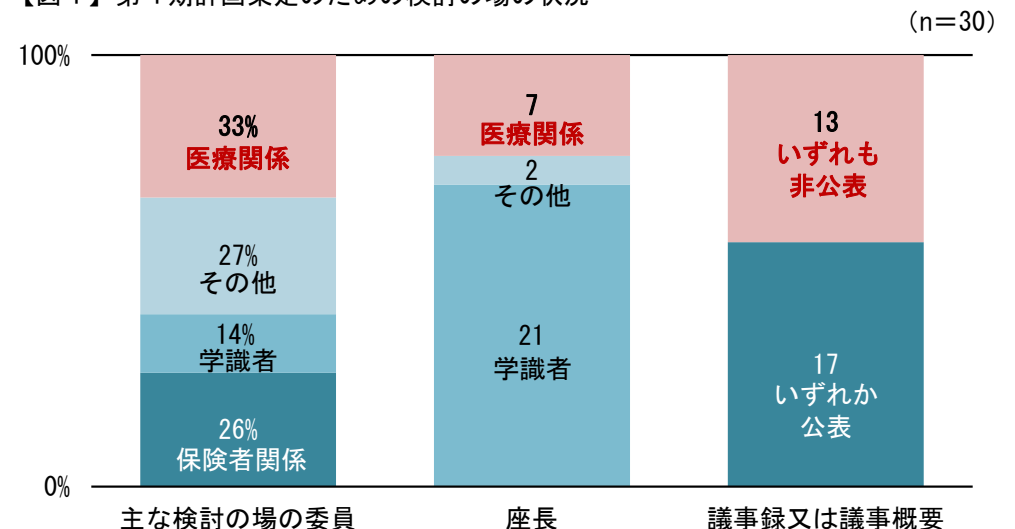
- 第4期計画の策定に当たっては、法令に基づく審議会等や役所内部の検討会を除くと、30先の都道府県において、第4期計画策定のための検討の場を設けて議論が行われていた。
- 検討の場の委員の構成割合は、全体の平均では「医療関係」が最も多い。また、意見を取りまとめる座長に相当する方の所属を確認したところ、中立性を確保するため学識者関係者が就いているところが最も多いが、医療費を受領する立場の医療関係者が就いているところも存在していた。さらに、副座長に医療関係者が就いているところも含めると14先、そのうち座長及び副座長のいずれも医療関係者が就いているところは2先存在した【図1】。
- 議事録又は議事概要については、非公表が半数程度となっている理由を都道府県に確認したところ、設置要綱等に公表を規定していないことや、計画に関する厚生労働省告示に規定されていないことが理由として挙げられたほか、非公表が慣例となっていること、特段必要がないと判断したことを理由としているところも存在した【図1】。

※【図1】については、財務省によるアンケート調査結果。

※医療法に基づき医療提供体制全体を議論する都道府県医療審議会、高確法に基づき策定した計画を協議する必要がある保険者協議会及び役所内部の検討会を除いて、検討の場を設けていた30先における回答を集計したもの。

※「その他」は主に市町村会や公益団体等関係者となっている。

【図1】第4期計画策定のための検討の場の状況



総 括 調 査 票

調査事業名 (18) 医療費適正化計画

③調査結果及びその分析

2. 医療費適正化の状況及び今後の見込み等について

(1) 第3期計画の医療費について

①医療費の見込みと実績の比較

○ 第3期計画の医療費適正化効果額は▲0.6兆円（50.3兆円→49.7兆円（▲1.2%（▲0.2%/年）））を見込んでいたところ、期間の最終年度の令和5年度の医療費は、計画策定時の医療費見込み（適正化後）を大きく下回る予定である。第3期計画の医療費見込みが達成されたかのようにみえるが、計画の開始前年度である平成29年度時点で既に実績（令和元年9月公表）が計画（平成29年度中に各都道府県で算出した推計値を国で集計）を下回っている。これは、入院外医療費見込みを算出する際に、平成26年度の実績医療費を出発点に、過去の実績等を踏まえた伸び率で延伸していることにより差異が生じているものである。加えて、医療費適正化の対象となっていない入院医療費も含まれており、医療費総額の比較だけでは医療費適正化が達成されているかは判断できない【図2】。

○ 入院と入院外に分けて医療費の水準の推移（平成26年度=100）を確認すると、新型コロナウイルス感染症の影響にも留意する必要があるが、いずれも計画を下回っている。なお、入院医療費の伸びが計画を大きく下回っていることに留意する必要がある。

②医療費適正化効果額

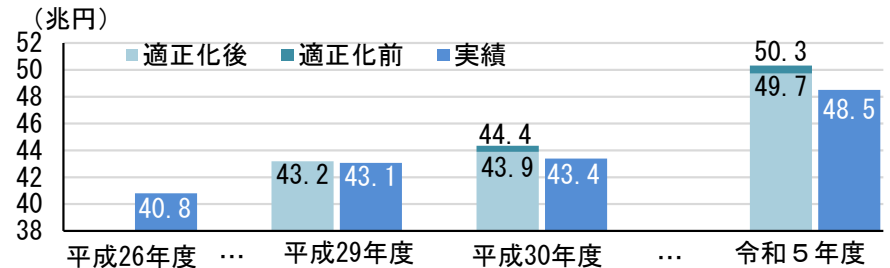
○ 次に、計画の効果額そのものに着目したところ、後発医薬品の効果が全体の約7割を占めるなど、単一の施策に依存している状況にある。足元の進捗状況が目標値に届きそうな施策もあれば、進捗が思わしくない施策も存在した【表1】。

③入院外医療費の伸びの要素分析

○ 医療費が計画を下回っていることについて、入院外医療費推計に用いた伸び率について確認したところ、全体としては、見込んだ医療費の伸び（適正化前）に比べて抑制されている。ただし、個別の要素を確認すると、医療費適正化の影響が生じる高度化等の伸び（高齢化や診療報酬改定等の制度要因以外による伸び）は計画（適正化前）に比べて微減（計画:+2.3%、実績:+2.1%）しているが、他方で、医療費の伸びの抑制に最も寄与したのは診療報酬改定等である。計画段階では診療報酬改定等による影響は中立とされているため、実績において医療費を抑制する構造となっている。なお、計画段階で過去の医療費適正化の効果の影響を控除するため+0.5%を加算しているが、このうち+0.3%は入院医療費に係るものであることに留意する必要がある（この影響を除いて比較すると、計画:+2.0%、実績:+2.1%）【図3】。

※【図2】、【表1】、【図3】については、厚生労働省提供データ等から試算。

【図2】 医療費見込みと実績（実績見込み）の推移



項目	計画	実績	差
入院	100	105.5	108.3
入院外	100	104.4	107.1
合計	100	105.3	105.3
令和5年度	123.6	117.9	119.5
差	▲0.9兆円	▲0.3兆円	程度

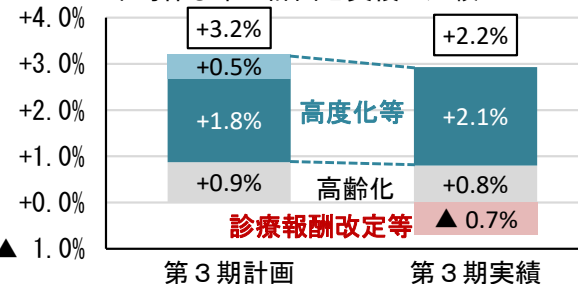
※「医療費見込み」は都道府県で策定した第3期計画の医療費の見込みを機械的に足し上げたもの。ただし、一部の計数については、厚生労働省による計算結果が含まれる。「実績」は国民医療費によるもの。ただし、令和4・5年度は概算医療費を基に推計した実績見込みである。

【表1】 第3期計画の適正化効果額

(単位:億円)

項目	計画	割合	施策の進捗状況等
特定健診・保健指導	170	3.0%	・ 特定健診の実施率 (目標) 70%、(足元) 56.5%
糖尿病	1,000	17.3%	・ 特定保健指導の実施率 (目標) 45%、(足元) 24.6%
後発医薬品	3,970	68.8%	・ 後発医薬品の使用割合 (目標) 80%、(足元) 79.6%
重複・多剤投薬	630	10.9%	
計	5,770	100.0%	

【図3】 入院外医療費の一人当たり医療費の平均伸び率の計画と実績の比較



※計画期間中の平均値による。ただし、第3期実績は令和4年度までの平均値による。第3期計画の「高度化等」は平成21～25年度の高齢化等に起因する一人当たり医療費の伸び率の平均値である。第3期計画の「+0.5%」は、過去の後発医薬品の普及や平均在院日数の減少の影響に伴う医療費適正化効果の影響を控除するため、計画段階で加算している。

総括調査票

調査事案名 (18) 医療費適正化計画

③調査結果及びその分析

(2) 第4期計画の医療費について

医療費の見込みと医療費適正化効果額

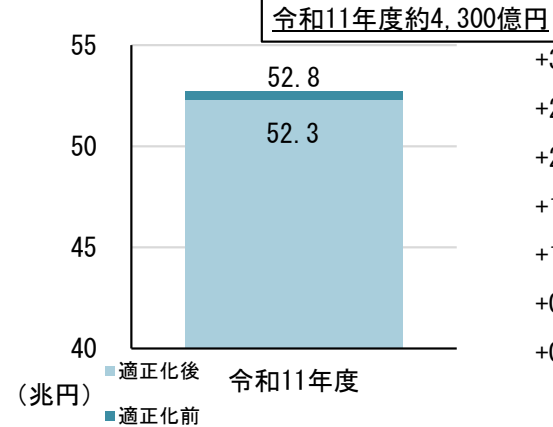
- 都道府県が策定した第4期計画の医療費見込みを機械的に集約すると、令和11年度の適正化後の医療費は52.3兆円、医療費適正化効果額0.4兆円である。医療費を▲0.8% (▲0.1%/年) 抑制することを目標としているが、第3期計画と比べてその効果は縮小している【図4】。
- 入院外医療費の推計に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度の医療費の実績から、平成27年度～令和元年度の高度化等に起因する一人当たり医療費の伸び率の平均値等を用いて延伸している。なお、医療費の伸び率の内訳を確認すると、第3期に引き続き、過去の後発医薬品の普及等に伴う医療費適正化効果の影響を控除するため0.4%が加算されており、診療報酬改定等の影響は中立とされ織り込まれていない【図5】。
- ※【図4】については、都道府県公表値を機械的に集計。
- ※【図5】については、厚生労働省提供データ等から試算。
- 厚生労働省において機械的に試算した医療費適正化効果額の内訳を確認すると、後発医薬品が約5割を占めており、引き続き当該施策に依存している。ただし、後発医薬品は、令和3年度の効果を基に算出することになっているが、厚生労働省の統計調査によると、数量シェア1%当たりの医療費適正化効果額は令和3年度をピークに減少していることに注意する必要がある。なお、都道府県独自の取組を効果額として見込んでいる都道府県はなく、歯科に直接関係する適正化効果額は見込まれていなかった【表2、図6】。
- ※【表2】については、厚生労働省において機械的に試算。
(令和6年4月25日第50回 社会保障ワーキング・グループ資料から引用)
- ※【図6】については、厚生労働省「医薬品薬価調査」を基に算出。

3. 計画の管理体制等について

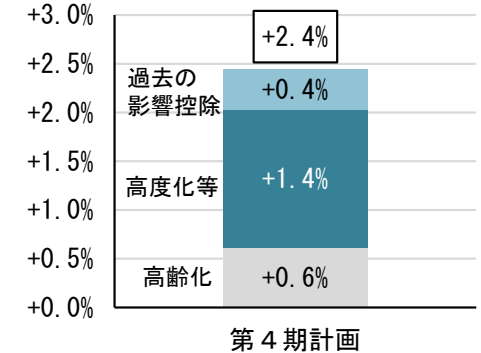
(1) 医療費の管理状況

- 第3期における医療費の管理状況を確認したところ、評価指標として管理していなかった都道府県が35先あった。評価指標として管理していない理由として、国推計ツールにより算出する医療費見込みと実績では大幅に乖離する可能性がある、などが挙げられた。このような状況のなか、厚生労働大臣への「診療報酬に関する意見の提出」(高確法第13条)については、1先を除き検討は行われていない【図7、8】。
- 第4期においては、第3期から見直しが行われ、告示にて、「毎年度の進捗状況を踏まえ、実際の医療費が見込みを著しく上回ると見込まれる場合には、要因分析し、必要に応じて施策の見直し等を行うことに努める」とされている。そこで、都道府県に改めて対応方針について確認したところ、評価指標として管理すると回答したところは第3期と同様に1/4程度にとどまり、依然として評価指標として管理しないと回答したところも存在した【図7】。
- また、計画本文における記載についても、告示にあわせて記載ぶりを更新し、医療費の実績が見込みを著しく上回る場合の対応について明示されている都道府県はわずか11先にとどまっていた。

【図4】医療費の見込み



【図5】入院外医療費の一人当たり医療費の平均伸び率

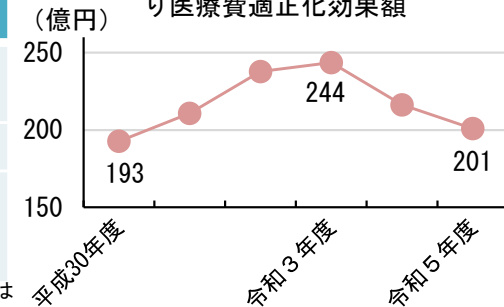


【表2】医療費適正化効果額の内訳 (単位: 億円)

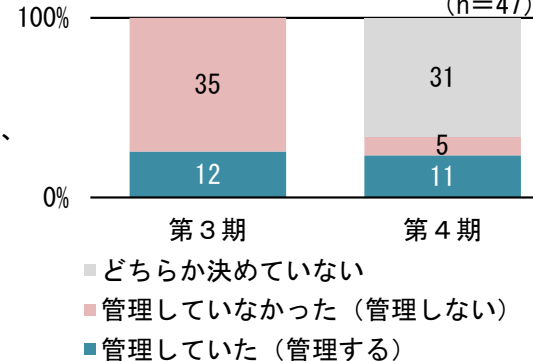
項目	計画	割合
特定健診・保健指導 糖尿病	約600	12.5%
後発医薬品	約2,300	47.9%
バイオ後続品、重複・ 多剤投薬、医療資源の 効果的・効率的な活用	約1,900	39.6%

※後発医薬品の適正化効果額は金額ベースを踏まえたもの。

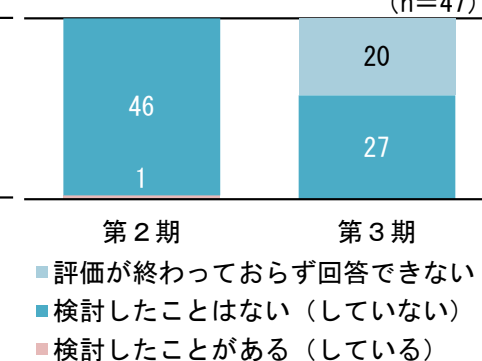
【図6】後発医薬品数量シェア1%当たり医療費適正化効果額



【図7】医療費の見込みと実績の管理状況 (n=47)



【図8】診療報酬に関する意見の提出 (n=47)



総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 医療費適正化計画

③調査結果及びその分析

(2) 都道府県別の一人当たり医療費の管理状況

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「都道府県別の一人当たり医療費の差を半減させることを目指す」とされていたところ、計画においてはこの地域差半減自体を目標として設定はせず、各施策の目標の達成を通じて、この政府目標を達成することを目指していた。第3期計画における地域差縮減を目指す取組として、糖尿病の重症化予防、重複投薬の適正化・複数医薬品投薬の適正化があり、これらの施策の毎年度の進捗評価において、目標達成が困難と見込まれた場合はないと回答している都道府県がそれぞれ34先、38先あった【図9】。

※糖尿病等の34先は、糖尿病一人当たり医療費が全国平均以下の都道府県も含む。

- 一方で、これら施策の医療費適正化効果額の算出に当たっては、糖尿病一人当たり医療費の全国平均との差の半減（又は一人当たり医療費の縮減）、重複・複数医薬品の投薬患者が半減することを前提に算出されているにも関わらず、数値目標としてこれらを設定していないところが大半であった。都道府県に、適正化効果算出に使用した各数値について、その後実績を把握していたか確認したところ、それぞれ1先、2先しか把握していなかった【図10】。

※糖尿病の46先は、糖尿病一人当たり医療費が全国平均以下の都道府県も含む。

※第4期計画においても適正化効果額の算出と統合的な取組目標を設定している都道府県は僅かである。（整合性がある都道府県の数：生活習慣病の重症化予防1/47、重複・複数医薬品投薬の適正化4/47、医療資源の効果的な活用2/47）

※【図7～10】については、財務省によるアンケート調査結果。

- 第3期計画の取組の結果、計画前年度の一人当たり医療費が全国平均を上回る都道府県の地域差がどう推移したか確認したところ、計画期間途中ではあるものの、ほとんどの都道府県では地域差半減に向けた進捗は思わしくない【図11】。

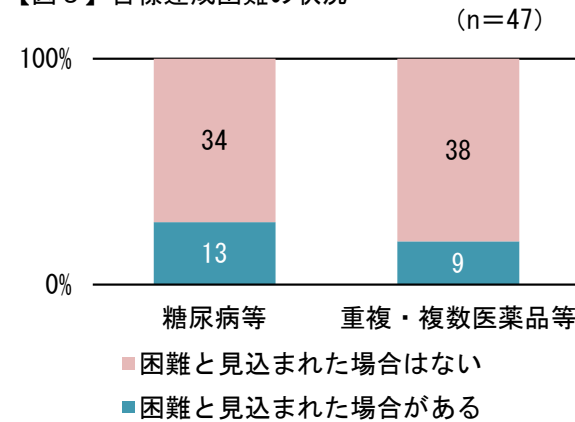
※【図11】については、厚生労働省「医療費の地域差分析」を基に経年で分析。

(3) 第4期計画から新たに追加された主な施策に係る計画上の記載の有無等

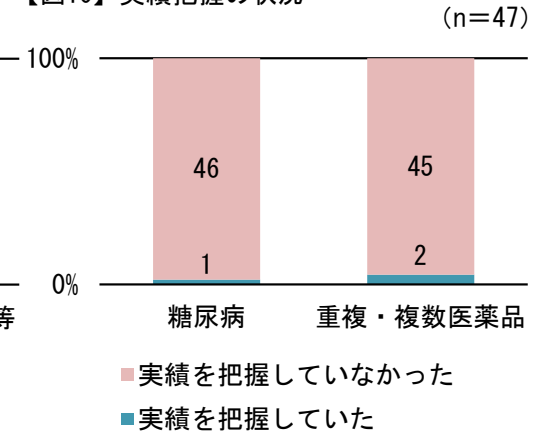
- 計画本文の記載内容を確認したところ、多い県では約130ページある一方、少ない県では4ページにとどまる（表紙、目次はカウントしていない）【図12】。
- 特に、第4期に新たに追加された医療の効率的な提供に関する施策については、外来化学療法に係る設備整備を支援する等により外来治療を促進し医療費の適正化を図るといった、病床機能の分化・連携にも資する取組を推進する県がある一方で、目標について、設定がされていない県も見られた。

※【図12】については、財務省において機械的に集計。

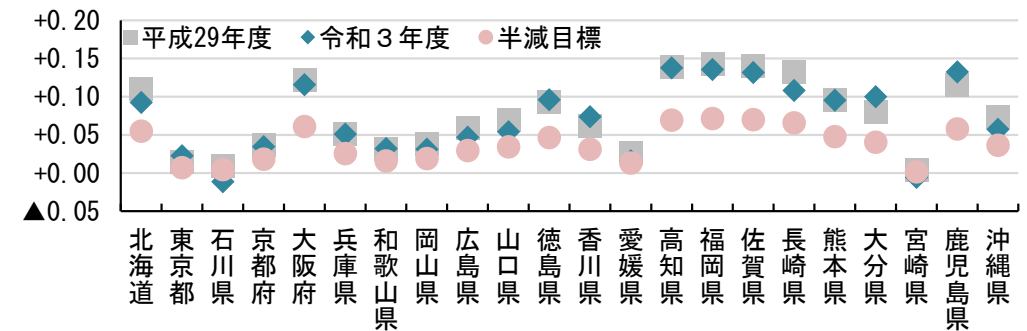
【図9】 目標達成困難の状況



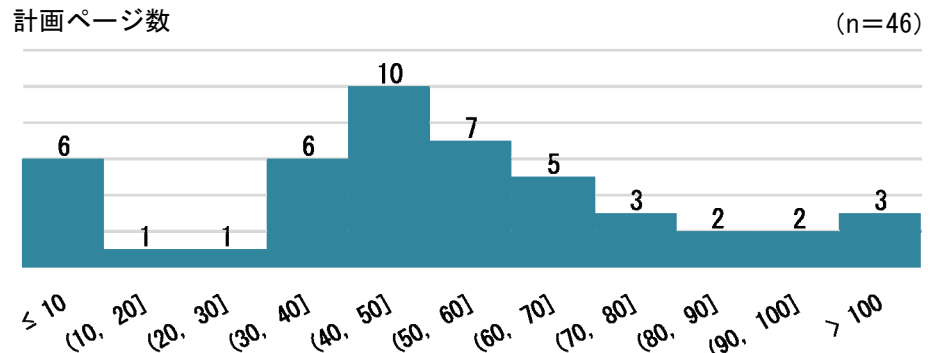
【図10】 実績把握の状況



【図11】 一人当たり医療費の全国平均との地域差の推移



【図12】 計画ページ数



※石川県の計画案は除く。

総 括 調 査 票

調査事案名 (18) 医療費適正化計画

③調査結果及びその分析

○ また、第4期計画から新たに追加された主な施策について、計画上の取組に係る記載の有無を確認したところ、過半で記載されていた。しかしながら、具体的な取組の記載内容について確認したところ、バイオ後続品は大宗が普及啓発にとどまっていたり、リフィル処方箋は約半数が地域の実態を踏まえて今後検討する、など具体的な取組内容は記載されていなかった【図13】。

※【図13】については、財務省において機械的に集計。

【参考1】デジタル行財政改革 取りまとめ2024

(2024年6月18日 デジタル行財政改革会議決定)

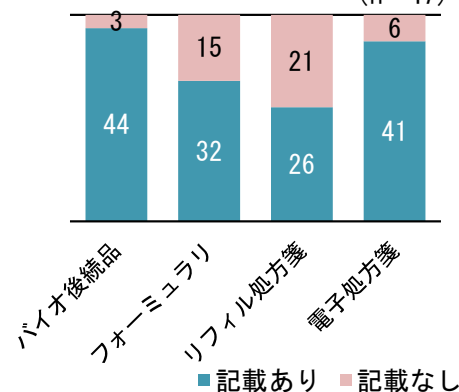
(リフィル処方・長期処方活用の推進)

医療保険者による加入者に対する個別の周知など、医療保険者や医療現場と連携し、あらゆる機会を捉えて、リフィル処方について工夫を凝らした国民に分かりやすい形の周知・広報を行うことで、リフィル処方の認知度を向上させるとともに、その活用を推進する。

加えて、患者の利便性や負担軽減の効果が大きい長期処方についても、リフィル処方と併せて、その活用を推進する。

また、リフィル処方・長期処方に係る取組について、2024年度診療報酬改定による影響の調査・検証を行うとともに、次回診療報酬改定において、適切な運用や活用策について検討する。

【図13】第4期計画における新規施策の記載有無 (n=47)



※「フォーミュラリ」とは、医療機関等において医学的妥当性や経済性等を踏まえて作成された医薬品の使用方針のことを指す。

【参考2】都道府県からの意見
※財務省によるアンケート調査結果

- 各取組の医療費適正化の効果額について、国においてエビデンスを示してほしい。
- 「国民医療費」の公表は翌々年度であり、タイムリーな評価ができない。
- 評価を行うための必要なデータを随時入手できる仕組みがほしい。
- 第4期計画の新たな施策について、国から具体的な取組指針等を示してほしい。
- 計画最終年度の各実績が分からないまま、次期計画を策定するというサイクルになっているのは課題ではないか。

④今後の改善点・検討の方向性

○ 現在、目標とされている項目は医療費適正化の手段にすぎないため、最終的なアウトカムである医療費自体についても継続して評価・管理を行うことが重要である。

○ その際、医療費の総額ベースでの評価だけでは医療費適正化効果を管理できないため、高齢化や診療報酬改定等以外の高度化等の伸びについて毎年度把握し、医療費総額とともに評価・管理すべき。あわせて、1人当たり医療費の全国平均との地域差の進捗管理や医療費適正化効果額について一定の仮定の下、実績額を算出するなど、評価・管理の際の参考となる指標についても検討すべき。

○ 評価・管理に当たっては、診療報酬改定等の制度影響を随時に反映することを基本とし、この制度影響とは別に各都道府県において医療費適正化が達成したかを検証する仕組みが必要である。そのためにも、上述のとおり高度化等の伸び率で検証していくことが重要であり、国民医療費の公表は翌々年度となることから、概算医療費と同様に翌年度に評価できるよう、国が都道府県に必要な情報を提供する仕組みを構築すべき。

○ その上で、推計で用いられている高度化等の伸び率について、実績との乖離を可能な限り生じさせないよう、都道府県において、地域の実情に応じて、国が示す推計と異なる伸び率を採用することを積極的に検討すべき。また、都道府県独自の医療費適正化施策を実施することも重要であり、国としては、保険者努力支援交付金の配分を優遇するなど、都道府県の独自の取組へのインセンティブを高める方策についても検討すべき。

○ 1人当たり医療費の全国平均との地域差半減や国民負担の抑制の観点から、医療費適正化効果の更なる上積みや取組内容の具体化に取り組んでいくことが重要である。そのため、計画期間中であっても、医療費適正化に資する取組についての検討を進め、知見が得られた場合は都道府県に速やかに示し、都道府県においてさらに医療費適正化に取り組むことができるようにすべきである。

○ さらに、医療費の実績を毎年度評価することが求められている以上、適正化効果額の算定と整合するような指標を設定し、評価・管理できるよう検討すべき。

○ また、都道府県の計画の策定や推進において、新規施策など一部の施策については具体的な取組内容が記載されていないなど都道府県ごとの計画の内容に差がある状況を鑑み、国においては取組事例の横展開を図りつつ、全ての都道府県で具体的な議論が行われるように働きかけるべき。

○ これらの見直しにより計画と実態を連動させるとともに、高確法第13条の診療報酬に係る意見の提出等の積極的な活用を促すべき。

○ 今後、第4期計画の進捗状況の評価が行われるが、評価に当たっては、保険者協議会を活用しつつ、中立性が確保された評価体制となるよう促すべき。あわせて、透明性を確保するためにも、特段の理由がない限り、議事録又は議事概要については公表を促すべき。

総括調査票

調査事案名	(19) 鳥獣被害防止総合対策交付金			調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 13,703百万円の内数 ほか (参考 令和6年度 : 9,900百万円の内数)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農山漁村活性化対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	農山漁村活性化対策整備交付金ほか	取りまとめ財務局	(東北財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 鳥獣被害防止のため、市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や、侵入防止柵の整備等を支援するものである。

【事業の流れ】

- ①市町村が被害防止計画(計画期間、被害額等の軽減目標、取組方針等)を作成(令和5年4月時点で1,517市町村が計画作成)
- ②市町村、農林漁業団体、地域住民等で構成する被害防止計画の実施に係る協議会を組織
- ③被害防止計画に基づく鳥獣被害防止対策について、交付申請→対策を実施

(ソフト対策)

- ・捕獲活動経費の支援や鳥獣緩衝帯整備、放任果樹の除去等の生息環境管理の取組等を支援
<補助率>定額、1/2以内

(ハード対策)

- ・侵入防止柵の整備等を支援
<補助率>定額、1/2以内等



放任果樹の除去



鳥獣緩衝帯の整備



侵入防止柵の整備

【鳥獣被害の現状及び調査の背景】

- 鳥獣被害対策には、毎年多額の予算が措置されており、野生鳥獣による農作物被害防止のため、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の整備等の対策が進められている。

(令和6年度当初予算では、ソフト対策に7,580百万円、ハード対策に2,320百万円を措置している【図1】。)

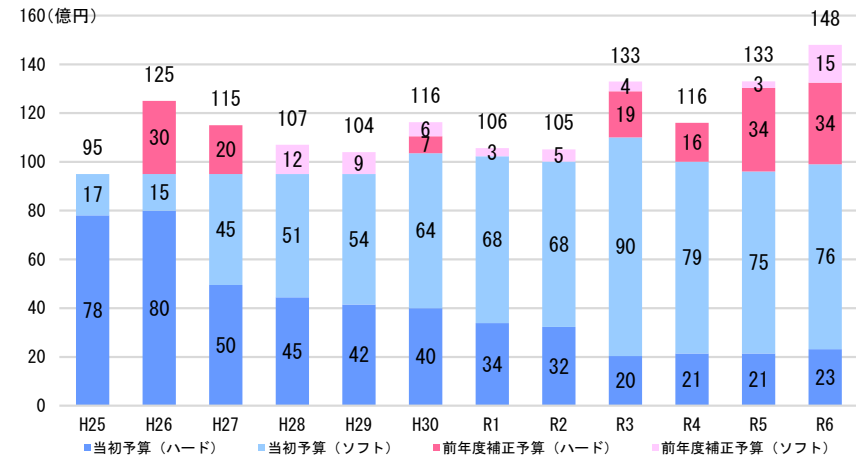
- 一方、野生鳥獣による農作物被害額を見ると、鳥獣被害金額は平成22年度の239億円をピークに減少してきたが、平成30年度以降、停滞しており、多額の交付金が必ずしも被害額減少にはつながない状況にある【図2】。

- 鳥獣被害の減少に向けた主な対策は、有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の整備、生息環境管理(放任果樹の除去等)であり、本交付金の創設から10年以上が経過している(創設年度:平成20年度)中で、効果を上げるための知見は相当程度蓄積している。一方で、対策の成否は市町村によって大きく異なり、取組に質の差があることが推測されることから、被害減少に効果的な方法が実践されているかを把握し、本交付金を被害減少に効果的な仕組みとすることで、被害の着実な減少につなげることを目的に、本調査(調査票によるアンケート調査及び実地調査)を実施した。

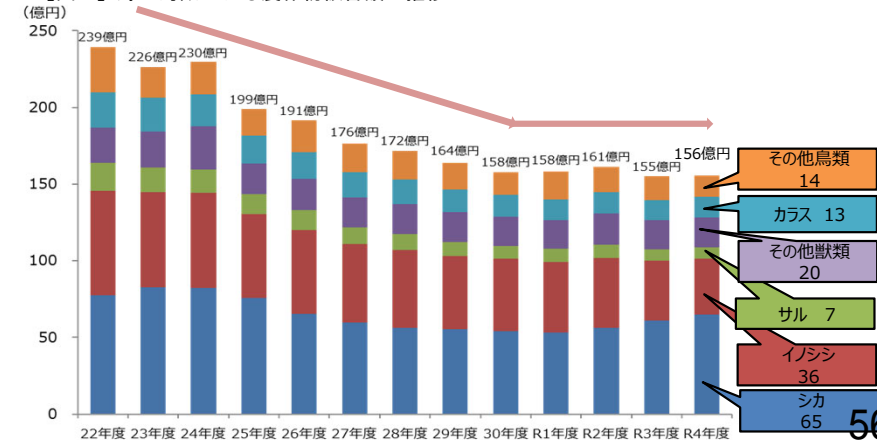
【国費の流れ】



【図1】鳥獣被害防止総合対策交付金 予算額推移



【図2】野生鳥獣による農作物被害額の推移



総 括 調 査 票

調査事業名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

【調査対象】平成30年度～令和4年度 【調査先】市町村：898先

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 交付金額と鳥獣被害減少額の相関性 | 本交付金額の累計額（5か年）と鳥獣被害減少額（平成30年度と令和4年度の被害額の比較）に関係性が見られるか。 |
| 2. 効果的な有害鳥獣の捕獲 | 鳥獣被害減少に向け、効果的な有害鳥獣の捕獲が実施できているか。 |
| 3. 効果的な侵入防止柵の整備 | (1) 鳥獣被害減少に向け、効果的な侵入防止柵の設置・維持管理ができているか。
(2) 将来の営農継続を踏まえた侵入防止柵の整備となっているか。 |
| 4. 生息環境管理の実施 | 有害鳥獣の捕獲・侵入防止柵の整備と一体的に生息環境管理を実施しているか。また、生息環境管理は鳥獣被害防止に効果的か。 |

③調査結果及びその分析

1. 交付金額と鳥獣被害減少額の相関性

○ 交付金累計額と鳥獣被害減少額には明確な相関関係は見られなかった【図3】。

○ 鳥獣被害額が増加した市町村は43%にのぼった。
また、鳥獣被害額が減少した市町村と増加した市町村の間で、耕地面積（1ha）当たり平均交付金額に差はなかった【表1】。

○ 交付金を活用した結果である、鳥獣被害減少効果のばらつきは、市町村ごとの取組内容の違いが一因であることが推察され、交付金を効果的に活用できていない可能性がある。

【表1】被害額が減少した市町村及び増加した市町村における交付金額等

	市町村数	被害減少平均額 (千円)	耕地面積（1ha） 当たり平均交付金額 (千円)
被害減少市町村	572 (57%)	4,026	1,795
被害増加市町村	326 (43%)	-4,235	1,851
[参考] 全市町村	898	1,027	1,817

2. 効果的な有害鳥獣の捕獲

○ 有害鳥獣捕獲数と鳥獣被害減少額には明確な相関関係は見られず、単に捕獲数を増加させるのみでは、被害減少にはつながらない【図4】。

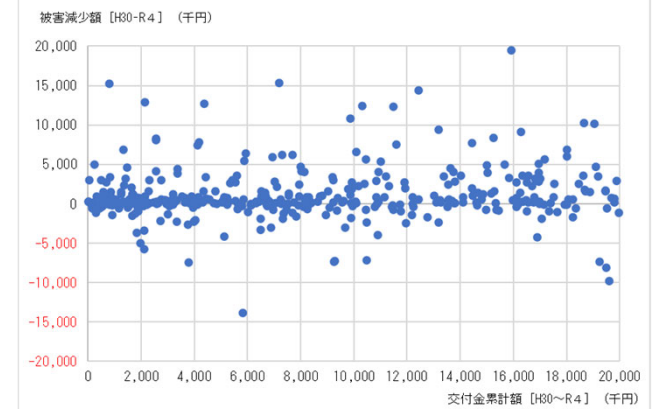
○ 他方、協議会において「重点的に捕獲するエリアや獣種等の捕獲に関する計画を策定している」及び「地図やデータによる捕獲実績を把握している」と回答した市町村は、どちらも実施していない市町村と比して、被害減少額が大きいたことが確認された【表2】。

【表2】「捕獲に関する計画の策定」及び「地図やデータによる捕獲実績の把握」の実施状況

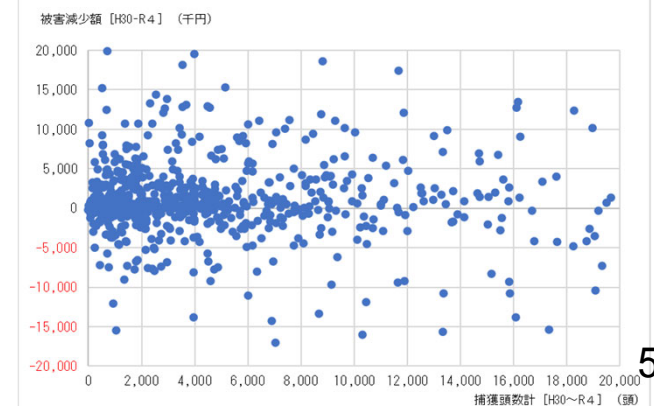
	市町村数	被害減少平均額（千円）
どちらも実施	97	1,980
どちらも実施していない	42	559

○ 鳥獣の生息実態に即した具体的な捕獲計画の策定及び地理的な実績把握を通じたPDCAサイクルの取組が、被害減少に資する捕獲につながったと考えられる。

【図3】市町村別の交付金累計額と鳥獣被害減少額との関係（n=898）



【図4】市町村別の有害鳥獣捕獲数と鳥獣被害減少額との関係（n=898）



総括調査票

調査事業名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

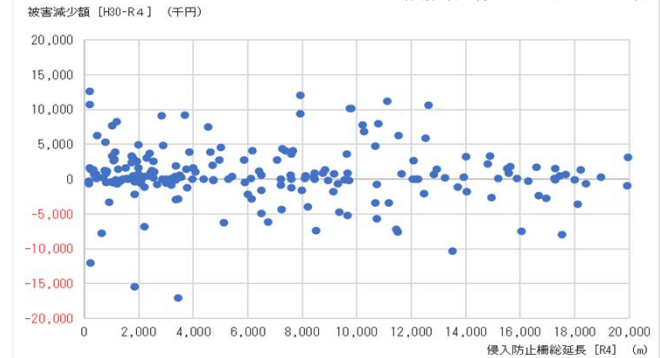
③調査結果及びその分析

3. 効果的な侵入防止柵の整備

(1) 効果的な侵入防止柵の設置・維持管理

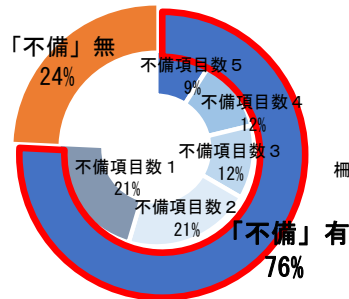
- 侵入防止柵の総延長と鳥獣被害減少額には明確な相関関係は見られなかった【図5】。
正しく設置・維持管理が実施されていれば有害鳥獣の侵入は防げることから、被害減少が進まない市町村では、正しい設置・維持管理が行われていない可能性がある。
- 実際に、侵入防止柵設置後に鳥獣被害が発生した農地33か所（14市町村）を实地調査したところ、約8割の箇所において、侵入防止柵の設置・維持管理に不備が見られた【図6】【図7】【図8】【図9】。
- 現地調査結果を踏まえれば、多数の市町村において、不適切な侵入防止柵の設置・維持管理により、十分な効果が発揮されていない可能性がある。

【図5】市町村別の侵入防止柵の総延長と鳥獣被害減少額との関係（n=502）
（注）有効回答が得られた502先について集計

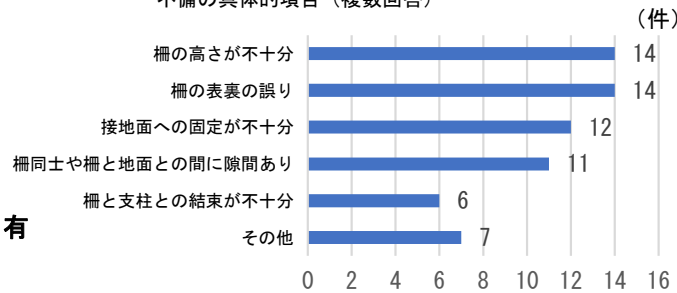


<实地調査の結果>

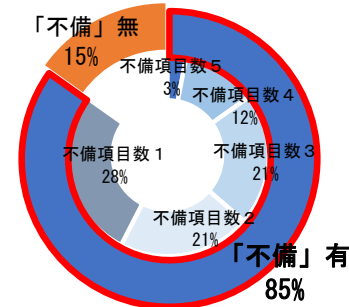
【図6】侵入防止柵の設置状況（n=33）



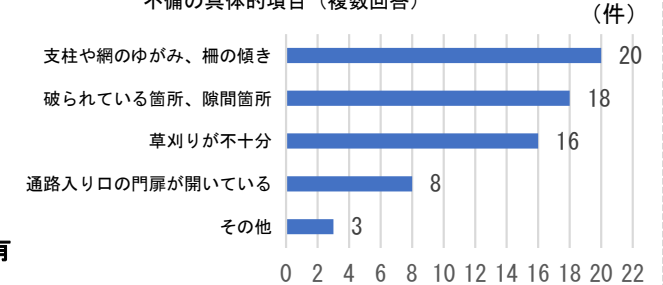
【図7】侵入防止柵の設置状況における不備件数及び不備の具体的項目（複数回答）



【図8】侵入防止柵の維持管理状況（n=33）



【図9】侵入防止柵の維持管理状況における不備件数及び不備の具体的項目（複数回答）



<实地調査で確認された不適切な事例>



柵の接地面への固定が不十分な箇所



柵の高さが法面と同程度しかなく侵入防止効果がない箇所



鳥獣に地面を掘られ隙間が生じている箇所



草刈りが行われていない箇所



電気柵にゆがみが生じている箇所

- A町では、侵入防止柵の設置後に現場確認を行っているが、「交付申請どおりの場所に設置されているか」等の確認にとどまり、柵の設置方法が正しいか等の観点からは確認を行っていなかった。また、柵設置箇所を確認したところ、獣類に侵入された形跡が多く見られた。
- B市では、柵設置後の維持管理は各農家任せとなっており、電気柵が分断されて途切れている箇所や、電気柵の電線が取り外された部分から獣類の侵入形跡が見られるなど、適切な維持管理がなされていなかった。

総 括 調 査 票

調査事業名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

③調査結果及びその分析

○ 他方、協議会において、「侵入防止柵の維持管理体制（見回り頻度、見回り箇所、補修の実施等）について計画を策定している」又は「定期的な見回りを実施している」と回答した市町村は、いずれも未実施の市町村に比して、被害減少額が大きいことが確認された【表3】【表4】。

○ 組織的に正しい維持管理を実践することにより、侵入防止柵の効果が維持されているものと考えられる。

【表3】侵入防止柵の維持管理体制に係る計画策定の有無

	市町村数	被害減少平均額（千円）
策定している	256 (51%)	1,573
策定していない	246 (49%)	1,019

【表4】侵入防止柵の定期的な見回りの実施の有無

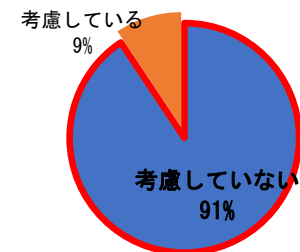
	市町村数	被害減少平均額（千円）
実施している	196 (39%)	1,361
実施していない	217 (43%)	1,041
不明	89 (18%)	1,707

(2) 将来の営農継続を踏まえた侵入防止柵の整備

○ 侵入防止柵の耐用年数は20年程度とされ、整備する際には、長期的に営農が継続される見込みを踏まえて対象農地を選定することが重要だが、侵入防止柵の設置対象選定にあたり、将来の営農継続の可能性を考慮していると回答した市町村は9%にとどまった【図10】。

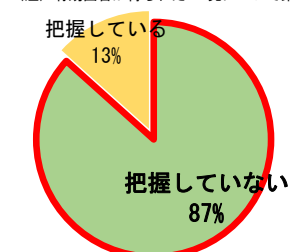
【図10】侵入防止柵の整備にあたり将来の営農継続を考慮しているか

(注) 有効回答が得られた502先について集計



【図11】侵入防止柵を整備した農地のうち、荒廃農地となった割合の把握状況

(注) 有効回答が得られた502先について集計



○ また、過去に侵入防止柵を整備した農地のうち、現在荒廃農地となっている箇所を把握している市町村は13%にとどまっております、過去に侵入防止柵を整備した農地の現状をほぼ把握できていない状態であった【図11】。

4. 生息環境管理の実施

○ 「野生鳥獣被害防止マニュアル〔総合対策編〕」によれば、生息環境管理（鳥獣緩衝帯の整備、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等）を実施することで、有害鳥獣の捕獲や、侵入防止柵の整備の効果が発揮するとされており、実際に協議会において、「生息環境管理を実施している」と回答した市町村は、未実施又は不明と回答した市町村と比して、被害減少額が大きいことが確認された。

【表5】鳥獣緩衝帯の整備の有無

	市町村数	被害減少平均額（千円）
整備実績有	128 (14%)	2,086
未整備または不明	770 (86%)	851

○ しかしながら、鳥獣緩衝帯の整備の実施率は14%、放任果樹の除去や雑木林の刈払いの実施率は10%にとどまっている【表5】【表6】。

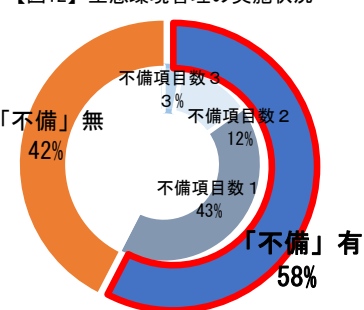
【表6】放任果樹の除去、雑木林の刈払い等の実施の有無

	市町村数	被害減少平均額（千円）
実施している	90 (10%)	1,221
うち毎年実施	38 (4%)	2,254
未実施または不明	808 (90%)	1,006

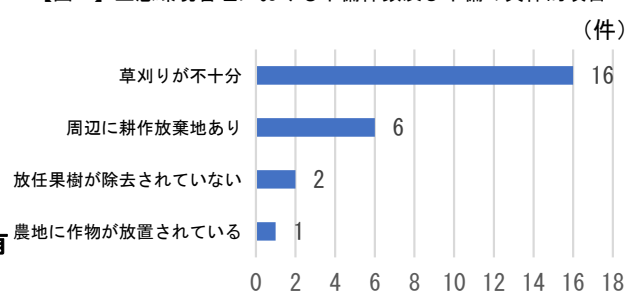
○ 生息環境管理の状況について、農地33か所（14市町村）を実地調査したところ、半数以上の箇所において、不備が見られた。【図12】【図13】

<実地調査の結果>

【図12】生息環境管理の実施状況



【図13】生息環境管理における不備件数及び不備の具体的項目



<実地調査で確認された不適切な事例>



農地に作物が放置されている箇所



耕作放棄地となっている箇所



放任果樹が除去されていない箇所

総 括 調 査 票

調査事案名 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

④今後の改善点・検討の方向性

- 現行の本交付金制度による鳥獣被害対策では、多額の予算措置が鳥獣被害の減少につながっていない。
- その原因は、被害減少効果を発揮する取組ではなく、単なる捕獲や侵入防止柵の設置の実施のみにとどまっている市町村が多いことにあると考えられる。
- 上記のような市町村にも、要望を元に交付金が配分される現行制度は不合理であり、予算の縮減を含め、予算措置の在り方を抜本的に見直すべき。
- 具体的には、被害減少に効果的な取組を実施せず、被害減少の成果も上げられていない市町村には、交付を行わない等、以下のとおり見直すべき。

2. 効果的な有害鳥獣の捕獲

- 効果的な捕獲のためには、捕獲に関する計画の策定、捕獲実績の詳細な把握により、各市町村のPDCAサイクルを推進することが重要であり、当該PDCAサイクルの取組がなく、単に捕獲を実施している市町村への交付は見直すべき。

3. 効果的な侵入防止柵の整備

- 適切な設置・維持管理を促すため、国が正しい設置・維持管理方法等を示し、各市町村において確実に周知し、各農業者の主体的な実施を推進すべき。その上で、正しい設置・維持管理が実施できていない市町村には柵の整備費用の交付を行わない等の見直しをすべき。
- 侵入防止柵の整備の際には、地域計画（※）と整合性を図る仕組みとし、地域の営農の将来像に沿った適正な整備規模とすべき。また、将来の営農継続が見込まれず、適切な柵の維持管理の見通しが立たない農地については、将来的に粗放的管理を行っていくことを検討すべき。
（※）地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、令和7年3月までに全市町村で策定することとされている。

4. 生息環境管理の実施

- 国が生息環境管理の正しい方法・頻度等を示し、市町村の指導等により、各農業者による主体的な実施を推進すべき。その上で、生息環境管理なくして捕獲や侵入防止柵の効果は上がりにくいことを踏まえ、適切な生息環境管理が実施できていない市町村には交付金を交付しない等の見直しをすべき。

総括調査票

調査事案名	(20) 林業・木材産業成長産業化促進対策等			調査対象 予算額	令和4年度：7,510百万円 ほか (参考 令和6年度：6,410百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	森林整備・林業等振興対策費ほか	調査主体	本省
組織	林野庁			目	森林整備・林業等振興整備交付金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 林野庁は、長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再生林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進している。
- うち、高性能林業機械の導入支援については、森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等の購入を支援している。
- 都道府県は、林野庁より配分された交付金を都道府県の裁量により採択された林業経営体等（以下「事業者」という。）に配分する。

事業要件（高性能林業機械の導入支援）

1. 事業構想及び事業計画を作成すること。
2. 1事業費がおおむね500万円以上であること。
3. 合法木材等ガイドラインにより木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
4. 年間3,000m³以上の素材生産実績を有する又は機械導入の翌年度までに3,000m³以上の素材生産量を達成できる者であって、施業集約化等による素材生産量、素材生産性の増加に伴う高性能林業機械等の導入であること。
5. 協定等により出荷先が確保されていること。ほか

事業構想

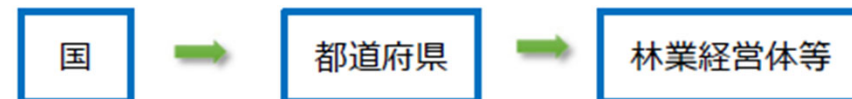
事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



事業の流れ

定額 (1/3以内等)

定額 (1/3以内等)



【伐採、造材】
ハーベスタ
プロセッサ 等



【集材、運搬】
フォワーダ
架線式グラップル 等



総 括 調 査 票

調査事業名 (20) 林業・木材産業成長産業化促進対策等

②調査の視点

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度

【調査対象先数】
都道府県：47先
(調査データ数：630事業者)

1. 素材生産性について

高性能林業機械を導入後、事業者の素材生産性は増加しているのか。

本事業において行政事業レビューの短期アウトカムに設定されている成果指標「高性能林業機械を整備した事業者が、整備完了後5年以内に素材生産性を2割以上増加させる。」は、成果指標として妥当か。

2. 素材生産量について

高性能林業機械を導入後、事業者の素材生産量は増加しているのか。

事業者が設定する各年度の素材生産量増加目標は達成されているのか。

3. 事業採択の視点

都道府県において、事業を採択する際に重視している項目は何か。

③調査結果及びその分析

1. 素材生産性について

- 本事業では、事業者における年間の素材生産量（m³）を附帯作業（作業道開設や搬出等）も含めた年間作業日数と投入人数で除して得られる素材生産性の増加を目的とし、林業生産コストの低減や素材生産量の増加に資する高性能林業機械の導入を支援している。

$$\text{素材生産性 (m}^3\text{/人・日)} = \frac{\text{年間の素材生産量 (m}^3\text{)}}{\text{1日当たりの従事者数} \times \text{作業に従事した日数 (作業道の開設、伐倒、搬出等を含む)}}$$

- 高性能林業機械導入により、一般に素材生産性は増加するのが通常であるが、逆に減少している事業者は平均16%（80者）もあることが分かった【図1】。

減少した理由を個別に聞き取り調査したところ、

- ・ 施業地が奥地である等の地理的要因や、
- ・ 機械導入にあわせて新規に採用した人材が機械の操作経験が未熟な者であったこと等による事例が散見された。

- 他方で素材生産性は向上したが、素材生産量が減少した事例もあった。

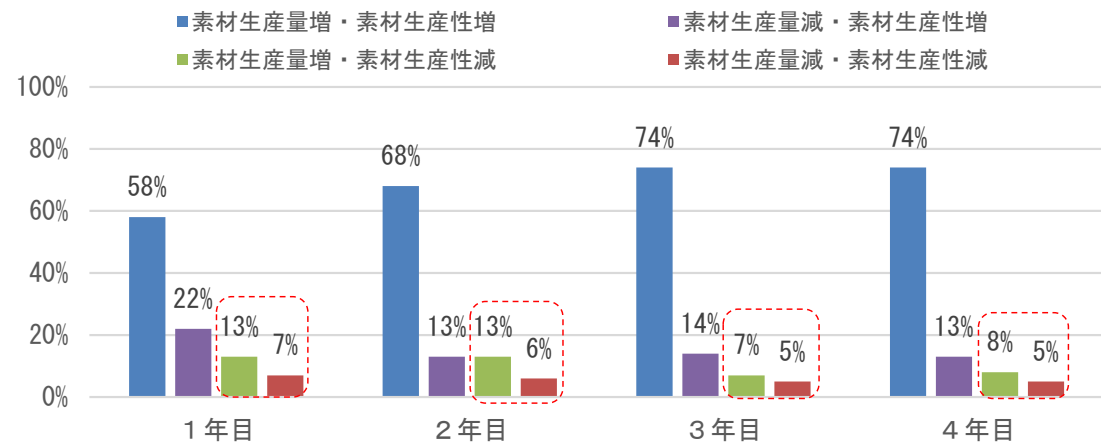
<素材生産性が向上したが、素材生産量が減少した事例>

- A県は、X事業者からの事業申請時点において、オペレーターが翌年から2名減ることを把握し、かつ新規採用の確保が確約されていないにもかかわらず、これまでのオペレーターの人数を前提とした生産計画を基に事業を採択した。最終的にオペレーターの新規採用もかなわなかった。

素材生産性のみに着目すれば増加した事例だが、実際は、人員減少に伴う施業規模の縮小及び作業工程の見直しによる要因が大きい。必ずしも高性能林業機械の導入効果とは言えなかった。また、素材生産量で見れば、むしろ導入前から年々減少する結果となっていた【表1】。

- このように、素材生産性の指標は必ずしも素材生産量の増加、ひいては林業等の成長産業化等の目標に直接つながるものではない。

【図1】素材生産量と素材生産性の各年度における導入前からの増減別事業者数の割合



【表1】A県のX事業者における素材生産量及び素材生産性の推移

フォワーダ1台 (23,738千円)		導入前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産量 (m ³)	目標値	-	18,000	18,000	18,000	18,000	19,100
	実績値	15,643	13,777	11,750	10,566	9,914	-
素材生産性 (m ³ /人日)	実績値	7.93	8.90	10.40	9.00	9.50	-

総 括 調 査 票

調査事業名 (20) 林業・木材産業成長産業化促進対策等

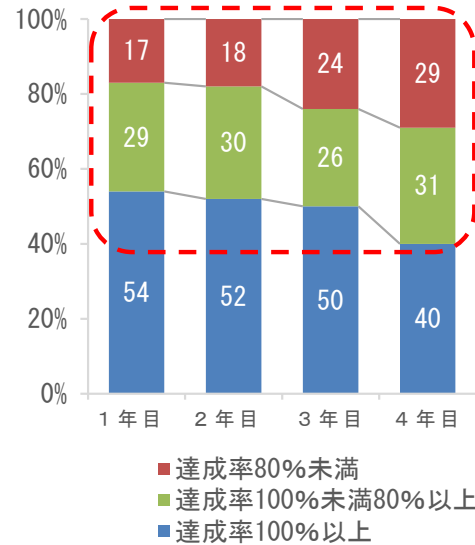
③調査結果及びその分析

2. 素材生産量について

○ 高性能林業機械の導入は、素材生産性の増加のみならず、素材生産量の増加も目的としていることから、導入後、計画的に素材生産量を増加させるための目標を設定させている。事業者が導入当初に計画していた素材生産量を達成しているか否かに着目し導入から各年度ごとの目標値の達成状況を調査したところ、達成率100%以上の者は年々減少傾向にあり素材生産量の増加は伸び悩んでいる事業者が多いことが分かった【図2】。

○ 未達成者のうち、前年より素材生産量が減少した者について都道府県に対し未達成要因を調査したところ、都道府県において「把握していない」とした回答が最も多く95者（29%）、「オペレーターが不足した（人材不足）」とした回答は77者（23%）、「施業地が確保できなかった」とした回答は53者（16%）であった。林野庁や都道府県は要因分析に努めることはもちろんのこと、【図2】と照らし、高性能林業機械を導入しても、当然ながら人材・施業地の確保ができなければ達成率は低調となる【表2】。

【図2】素材生産量における各年度の目標の達成率区分別事業者数の割合



【表2】平成30年度から令和3年度までの未達成要因 (n=251)

未達成要因	回答件数
把握していない	95 (29%)
オペレーターが不足した（人材不足）	77 (23%)
施業地が確保できなかった	53 (16%)
森林所有者の同意取り付けが難航した	26 (8%)
施業予定箇所の路網整備が遅れた	10 (3%)
その他（新型コロナウイルスの影響等）	72 (22%)
合計	333

※複数回答可

<素材生産量が目標どおりに増加しなかった事例>

○ B県の、地域では一定の素材生産量を有している事業者からの下請事業を実施していたY事業者からの申請に対し、元請事業者の施業地はどこで、施業量はどの程度なのか、そのうちY事業者にはどの程度下請けされることとなっているか等を確認することなく、一定の素材生産量を確保している事業者の下請けであることだけをもって採択した。実際はY事業者は、導入後1年目の請負分として導入前と同程度の施業量しか確保できておらず、2年目以降の施業地は全く確保されていない状況であった。結果、導入後1年目から想定どおりに素材生産量を増やせず、目標値どころか導入前よりも素材生産量が減少した【表3】。

○ C県のZ事業者は、導入後に年間500㎡ずつ素材生産量を増加させる目標を計画していたが、申請当時に確保されていた施業地は1年分のみであり、C県は過去の生産実績を重視し、2年目以降の施業地の裏付けの確認までは行わず採択した。結果、導入後4年目に施業地不足となり、目標値を下回った【表4】。

【表3】B県のY事業者における素材生産量の推移

ハーベスタ1台 (25,272千円)		導入前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産量 (㎡)	目標値	-	6,050	6,600	7,150	7,150	8,250
	実績値	5,500	4,965	5,079	7,140	-	-

【表4】C県のZ事業者における素材生産量の推移

プロセッサ1台 (23,976千円)		導入前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
素材生産量 (㎡)	目標値	-	3,000	3,500	4,000	4,500	4,500
	実績値	2,033	3,070	3,089	6,658	3,691	-

総 括 調 査 票

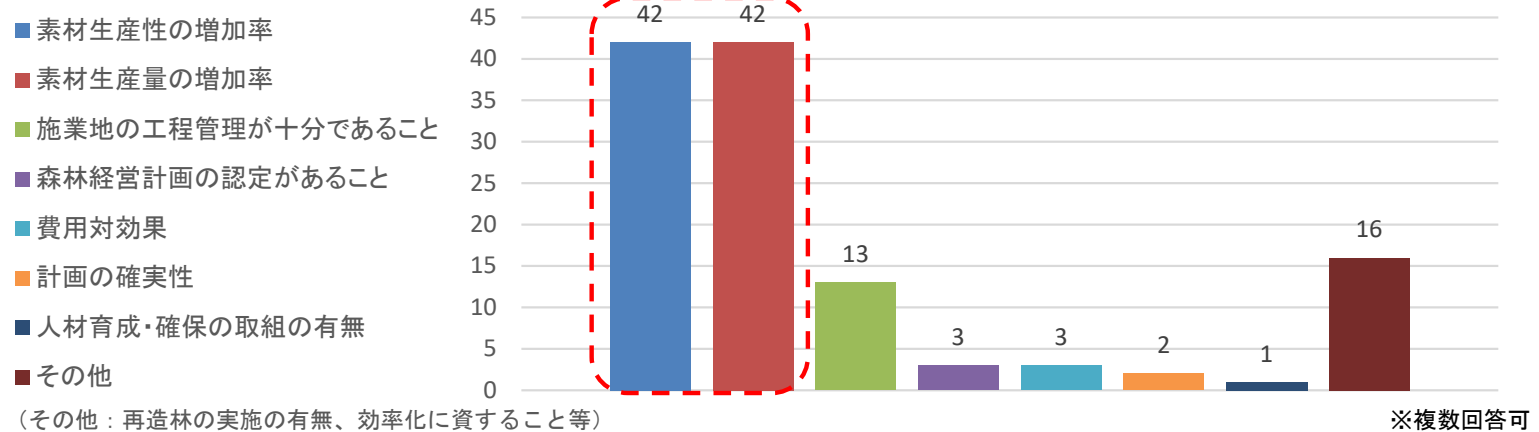
調査事案名 (20) 林業・木材産業成長産業化促進対策等

③調査結果及びその分析

3. 事業採択の視点

○ 事業採択に当たり何が重視されているか調査したところ、ほとんどの都道府県では、各都道府県が設定する事業構想に資する素材生産性の増加率や素材生産量の増加率を重視し、事業者を決定しており、計画の確実性や人材育成・確保の観点から採択している都道府県は少数であることから、既述のような事例が生じたものと考えられる【図3】。

【図3】都道府県において採択時に重視している項目



④今後の改善点・検討の方向性

1. 素材生産性について
2. 素材生産量について
3. 事業採択の視点

今回の調査において、高性能林業機械導入とは別の要因によって素材生産性が大きく増減している事例が散見された。また素材生産性が増加しても素材生産量が減少する例もあった。高性能林業機械導入の効果を素材生産性だけで測るのは不適切である。本事業の効果を素材生産性増加のみで測るのではなく、素材生産量の増加（当然、目標値は導入後増加すべき）や収益増加といった成果もあわせて効果分析するよう成果指標を見直すべき。

また、素材生産量の増加や、素材生産性の増加には、まずは、安定的な施業地の確保や、施業地の集約化、人材育成・確保を進めていくことが重要であり、それらの環境が整っていない条件下で導入しても十分に効果が発揮されない。都道府県においても、集約化や人材育成等を積極的に取り組むべきであることから、林野庁は、

- 施業地の集約化を一層推進するため、都道府県において集約化の具体的目標と取組を計画させた上で、集約化に資する取組や実績に応じた配分とするなど交付金算定の仕組みを見直すべき。
- 高性能林業機械導入により安定的に素材生産量を増加させることができる事業者に絞って採択すべきであることから、素材生産量の増加の前提ともなる施業地の確保や人材確保・育成の見込みがあることを採択要件に追加するとともに、これらの担保となるような施業契約書等の確認を都道府県に義務付け、それを審査した上で採択先を決定するよう制度改善すべき。
- 高性能林業機械導入後、素材生産量や素材生産性が減少した者については、その要因を必ず分析した上で、災害等のやむを得ない事情を除き、次年度以降の目標達成の見通しが無い場合にあっては、採択した当該都道府県の翌年度以降の新規機械導入支援の停止などのディスインセンティブ制度を設けるべき。

総括調査票

調査事案名	(21) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査		調査対象 予算額	令和5年度（補正後）：49,999百万円の内数 ほか （参考 令和6年度：10,000百万円の内数）			
府省名	経済産業省	会計	エネルギー対策特別会計 （エネルギー需給勘定）	項	エネルギー需給構造高度化対策費	調査主体	共同
組織	—			目	非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	取りまとめ財務局	（中国財務局）

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 2050年カーボンニュートラル目標（※）の実現のため、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「補助金」という。）により、全国各地で充電インフラ等の整備を進めているところである。（一般社団法人次世代自動車振興センターを通じた間接補助事業）
（※）2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

【問題意識】

- 充電インフラについては、平成14年度から整備を進めてきたが、設置台数は近年頭打ちとなっている。（2030年までの充電器設置目標30万口に対し、現在の公共用充電器は約3万口。）このため、近年措置された補助金が効果的に活用されていない可能性があるだけでなく、既に事業から撤退した事業者が相当数存在している可能性がある。
- そこで、2030年までの充電器設置目標達成に向けた効率的・効果的な充電インフラの整備を進めていく観点から、令和元年度以降に設置された全国の充電設備の稼働状況等について、令和5年度における利用状況等の実態調査を実施した。（本調査は、平成22年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

【補助内容】

①充電インフラ整備の補助

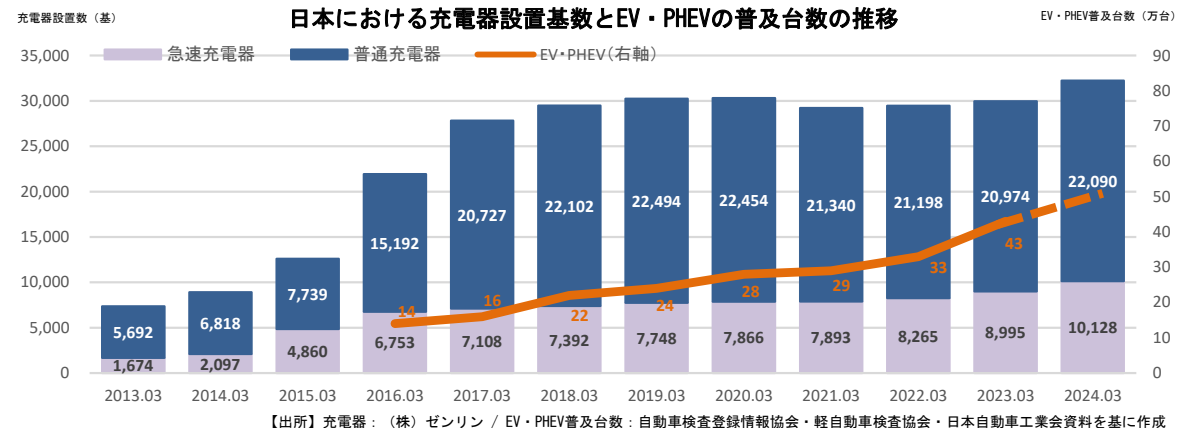


普通充電器：10kW未満の出力ができる充電器
急速充電器：150kWまでの出力ができる充電器

②V2H機器/外部給電器の導入に対する補助 （電気自動車から家庭への給電が可能に）



【出所】 <https://www.nichicon.co.jp/products/ess/system03.html>



【前回の調査結果（平成22年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- ・ 充電設備の稼働状況が低調となっている調査結果も踏まえ、補助金制度を継続して行うにあたり価格低減に向けた方策を官民挙げて検討しその進捗状況をフォローアップするべき。
- ・ 地域の協議会などで地元自治体とも相談の上、地域での電気自動車の利用計画とともに申請があった際に採択を優先する等、地域の実情に即した充電器の設置が進むことを促進すべき。

反映の内容等

- ・ 価格低減の方策については、補助上限の設定を含めた適正な補助水準のあり方について検討を行った。
- ・ 補助金申請書に使用形態や使用見込台数を記載させ、実際の使用率についても後日報告を求める等の措置を行うことにより、稼働状況を的確に把握し使用率の向上を図った。
- ・ 民間の充電設備普及団体とも積極的に情報交換を行い、普及促進のための取組に努めた。

総 括 調 査 票

調査事案名 (21) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査

②調査の視点

【調査対象年度】

令和元年度～令和5年度（調査手法Bのみ令和5年度の1年間を対象）

【調査手法・調査対象先数】

(1) 国の補助金を受けている事業者 (937先)

- A. 充電設備の普及に向けた課題や売上向上への取組状況等についてアンケート調査（書面）
回答数：222/937先（24%）
- B. 設置場所ごとの収益状況調査（書面）
回答数：335/937先（36%）

(2) 地方公共団体

- C. 独自補助制度の有無等について調査（書面）
回答数：1,016/1,788先（57%）
- D. 岡山県・島根県へ実態調査（実地）

1. 充電設備の普及に向けた課題・売上向上への取組

充電設備の普及に向けた課題や売上向上への取組状況について、国の補助金を受けている事業者にアンケート調査を実施した。また、平成22年度に実施された予算執行調査の内容が反映されているか調査した。

2. 設置場所ごとの収益状況

充電設備の設置場所ごとに見たときに、収益が黒字となっている場所はどのようなか、また、事前に事業計画を策定していたか調査した。

③調査結果及びその分析

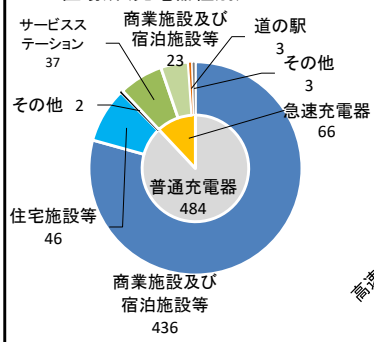
1. 充電設備の普及に向けた課題・売上向上への取組

- 回答のあった事業者のうち約8割の事業者にとって採算性が課題であることが判明した。また、現時点での充電性能や日本におけるガソリンの優位性などを課題に挙げる事業者も多かった【表1】。このほか、補助金申請額に下限が無いため、品質の悪い充電器が将来的に事故を起こし、普及を阻害する可能性があるという声もあった。
- 主な売上向上への取組については、広告活動や市場調査、利用者のニーズ調査を実施している事業者が多いことが分かった【表2】。また、このような取組について、経済産業省と情報交換・意見交換を積極的に行っていることも確認した。

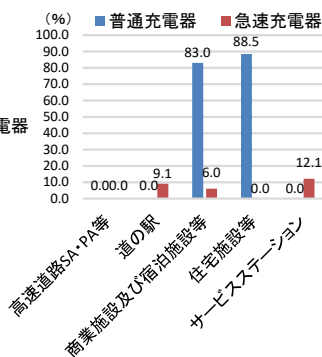
2. 設置場所ごとの収益状況

- 回答のあった設置場所1,441か所のうち、単年度の収益が黒字（令和5年度中の売上が費用を上回ったもの）となっているのは550か所であった【図1】。商業施設及び宿泊施設等の普通充電器（436か所）、住宅施設等の普通充電器（46か所）は、黒字の割合も高い【図2】。また、収益が黒字となっている設置場所550か所のうち、設置前に事業計画を策定していたと回答があったのは514か所（93%）（収益が赤字の場所874か所のうち、事業計画策定は332か所（38%））だった。
- 一方、急速充電器は総じて赤字の箇所が多いことも分かった【図2】。今後の急速充電器の収益化の見通しを把握するために、最もサンプル数の多かった商業施設及び宿泊施設等における急速充電器（計338か所）について詳しく調査したところ、まず、高いビジター料金を設定している箇所は黒字となっている箇所が多いことが分かった【表3】。また、収益と利用回数の関係からは、1分25円等の通常料金の箇所の場合、1か月当たり約300回（1日当たり約10回、1回当たりの平均充電時間は約30分）の利用があれば、単年度の黒字化が見込みやすいと考えられる【表3・図3】。

【図1】収益が黒字となっている設置場所（充電器種別）



【図2】設置場所ごとの黒字割合



※普通充電器：10kW未満の出力ができる充電器、急速充電器：150kWまでの出力ができる充電器

【表1】事業者の声（重複あり）

採算性（EV普及が低調など）	167件（75%）
充電性能（充電時間が長いなど）	19件（9%）
日本におけるガソリン優位性（ガソリン車が高いなど）	12件（5%）

※アンケート調査に回答があった222事業者のうち上位3つの課題を記載

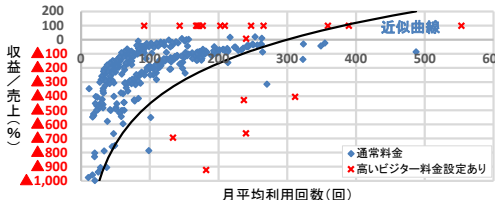
【表2】主な売上向上への取組

看板設置、HP掲載など広告活動	42件（46%）
市場調査、利用者のニーズ調査等	17件（18%）
EVの販売促進	9件（10%）

※売上向上への取組を実施していると回答した92事業者のうち上位3つの取組内容を記載

【表3・図3】商業施設・宿泊施設における急速充電器の状況

	箇所数	月間平均利用回数
30分3,000円などのビジター料金を設定している箇所	黒字	14か所（70%）
	赤字	6か所（30%）
それ以外（1分25円など）	黒字	6か所（2%）
	赤字	312か所（98%）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 充電設備の普及に向けた課題・売上向上への取組
2. 設置場所ごとの収益状況

○ 調査手法Aにより、採算性の低さが充電インフラ普及に向けた課題であることが改めて判明したが、調査手法Bにより、普通充電器が急速充電器かによって、又は設置場所によって、収益状況は大きく異なることが判明した。

○ 具体的には、商業施設及び宿泊施設、住宅施設における普通充電器は、他の設置場所や急速充電器全般に比べて、収益が見込みやすいため、補助率の見直しを含め、こうした収益の状況を本補助金の制度設計に反映することを検討すべき。

今回得られた収益状況等のデータも、回答率が約3割と低かったことは課題である。EBPMの観点から、毎年度、国の補助を受けている事業者の収益状況を調査するとともに、収益と平均利用回数の関係等の公表により、民間事業者の予見可能性を高めるべき。

○ また、収益が黒字となっている設置場所では事業計画を策定している事業者が多いことから、補助金交付の要件に、事前に事業計画を策定することを追加するなど、補助金の効果的な執行に向けた要件を検討すべき。

○ さらに、急速充電器全般の収益向上には、収入面では料金設定の工夫（ビジター料金など）が鍵であるほか、コスト面では高圧電力の基本料金が過去1年間のピーク需要に基づいて算出されるため、急速充電器の電気料金が総じて高くなる。こうした具体的な収入・コスト両面の改善策を検討するべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事業名 (21) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電設備等の実態調査

②調査の視点

3. 地方公共団体の補助制度の状況について

充電設備に対する補助制度がある地方公共団体はどのような制度設計となっているか調査した。

4. 好事例及び撤退事例に関する調査について

地方公共団体が充電設備の利用率向上に向けて取り組んでいる好事例を調査した。

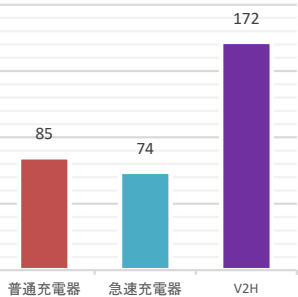
また、地方公共団体が事業から撤退する等の報道がある中で、実際の撤退理由や状況等を調査した。

③調査結果及びその分析

3. 地方公共団体の補助制度の状況について 4. 好事例及び撤退事例に関する調査について

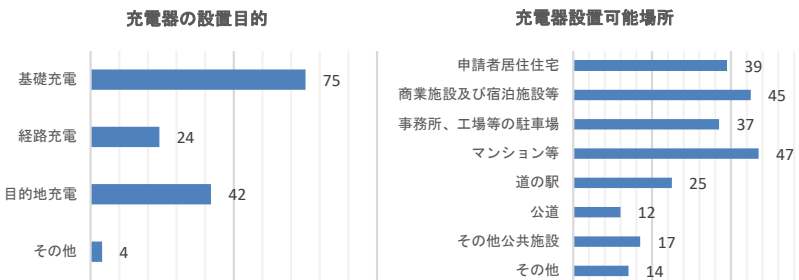
- 回答があった1,016の地方公共団体のうち、規模の大小を問わず合計204の地方公共団体が独自財源によりEV充電器設置補助金制度を制定していた。補助制度の対象としている充電設備については、地域の防災対策にも資するV2H（Vehicle to Home：EVなどの大容量バッテリーを家庭用の電源として活用する充電器）を補助対象としているものが最も多くなっている【図4】。
- また、充電器の設置目的として、「基礎充電」を含めている地方公共団体が最も多く、逆に「経路充電」を含めている地方公共団体は回答のあった204のうち1割程度にとどまっていることが判明した。具体的な設置可能場所については、マンション等の居住施設や商業施設及び宿泊施設等が多いことが分かった【図5】。

【図4】充電設備の補助状況（複数選択式）



※電気自動車及びプラグインハイブリッドに係る充電設備に限る

【図5】充電器設置目的と設置可能場所（複数選択式）



※基礎充電は住宅やマンションなど、経路充電は高速道路や道の駅など、目的地充電は商業施設や宿泊施設などに設置されるものを言う。

- 地方公共団体における充電インフラに関する実態を調査するため、岡山県【表4】と島根県【表5】を対象として実地調査を実施した。

【表4】岡山県の事例（好事例）

EV充電器設置補助制度への取組が積極的な地方公共団体として実地調査を実施。

○県独自のビジョン設定

令和6年3月に「岡山県充電環境整備ビジョン」を策定。県民・事業者・行政が同じ方向性を共有し、効果的・効率的な充電環境となるように取り組んでいる。県にとってビジョンの設定は、EVを安心して利用できる環境をつくることでEVの更なる普及を後押しするという考えに基づく。

○補助金執行の工夫

令和5年度の県のEV充電器設置補助金の執行率が100%であり、その背景として、ラジオやテレビ、各種メディアを活用した継続的な周知活動による認知率の向上とニーズを踏まえた補助要件の見直しがあった。

○充電設備利用率向上に向けた取組

EVの更なる普及が不可欠であるとの認識のもと、平成29年度には、県民個人を対象としたEV車両本体の補助を直接補助から間接補助（県から市町村へ補助金を交付）へ見直し、申請者に身近な存在である市町村が、地域の実情に応じてワンストップサービスで提供できるよう工夫した。また最近では、EVの魅力を広める取組に注力している。試乗会を実施するとともに、充電マネー等を発信するWebサイトの設置やデジタルマーケティングを活用し、EVの購入を考えている者に対して、車両や充電設備への各種補助金・税制上の優遇制度について積極的な働きかけを実施している。

【表5】島根県の事例（撤退事例）

約10年前に国の補助を受けて県有施設に充電設備の設置をしたものの、近く撤去を予定していたことから、事業撤退事例として実地調査を実施。

○充電設備撤去理由

充電設備の利用者は徐々に増加傾向であったものの設置から数年経過し、維持管理コストが増加していたことに加え、無料提供に限界が生じていたことが主な撤去理由であった。また、時代とともに民間による有料施設の設置が進んでいく中で、いつまでも地方公共団体が無料で提供するべきではないと判断した。

さらに、県が設置した充電設備では、一人の利用者が長時間もしくは複数回利用するなど、他の利用者が利用しにくい状態にあったことが判明した。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 地方公共団体の補助制度の状況について 4. 好事例及び撤退事例に関する調査について

- 地方公共団体における補助制度の対象は「V2H」が多く、設置場所及び設置目的は「マンション等の基礎充電」が中心となっていることが判明した。

- また、地方公共団体の中には、地域の実情に応じてきめ細かく対応できるよう市町村を通じた効率的な予算執行に取り組んでいる事例があるほか、利用者の利便性や他の有料サービスとの競合等の観点から、無料の充電サービス提供から撤退する事例もあった。

- したがって、地方公共団体の補助制度やニーズを調査・研究した上で、国の補助制度は地方公共団体で取組の少ない経路充電などに一層重点化すべき。また、地方公共団体における無料充電サービスの有料転換等も含め、地方公共団体との連携が強く望まれる。そのため、地方支分部局の活用等を通じ、国と地方公共団体の役割の違いを意識した効率的な執行体制となるような不断の見直しを行うべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(22) 道路事業	調査対象 予算額	令和5年度（補正後）：2,551,223百万円の内数 （参考 令和6年度：2,118,300百万円の内数）				
府省名	国土交通省ほか	会計	一般会計	項	地域連携道路事業費ほか	調査主体	本省
組織	国土交通本省ほか			目	地域連携道路事業費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

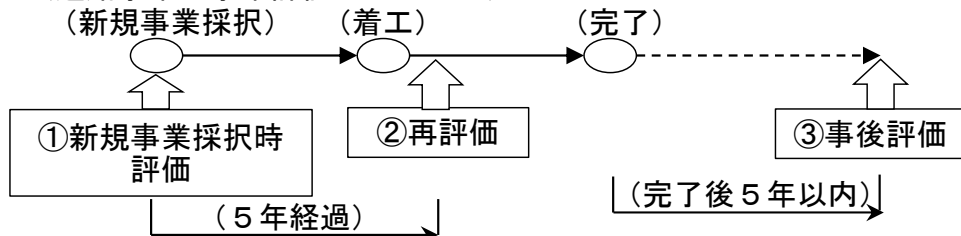
【事案の概要】

- 近年の我が国では、災害の頻発化・激甚化への対応として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを背景に公共事業の予算規模は増加傾向にあり、道路整備事業についても2兆円を超える規模の国費を支出している。（令和5年度補正後予算：2兆5,512億円、令和6年度予算：2兆1,183億円）
- 一方で、我が国の社会資本の整備水準は相当程度に達しており、例えば高規格幹線道路については、計画延長約14,000kmに対して事業中の区間も含めると総延長は約13,300km（約95%）に至っている。今後の道路整備については、人口減少が急速に進むことも見据えつつ、将来世代にも受益が及ぶ事業に重点化を図る必要がある。そのため、事業化に当たっては、費用便益分析等によって適切に事業評価を行い、事業採択の可否を適切に判断することが欠かせないことから、道路整備事業の評価が実際に適切になされているか調査を行った。

【道路整備事業の事業評価の概要】

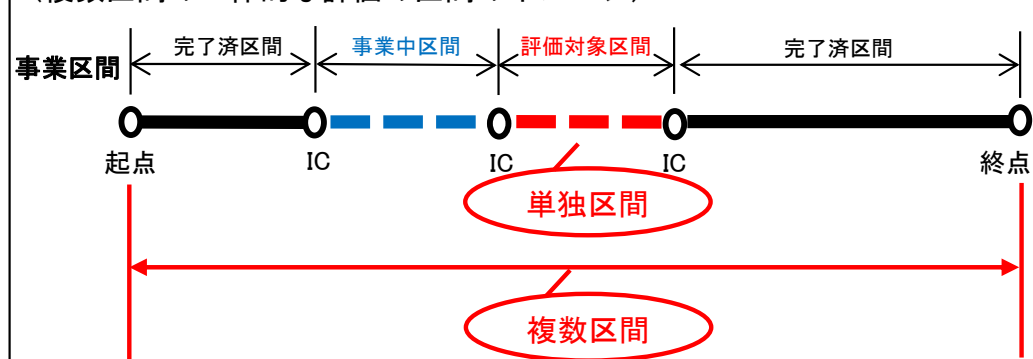
- 道路整備事業は、①新規事業採択時評価（事業費を予算化する時点）、②再評価（事業採択後5年を経過した時点）、③事後評価（事業完了後5年以内）などの各段階における事業評価により、事業の必要性や整備効果の検証等を行っている。
- その際、原則として費用便益分析を実施した上で「便益が費用を上回っていること」を事業採択の前提条件としており、金銭価値化が可能な便益と費用をもとに計算されたB/C（Benefit/Cost）が1を上回ることをしている（「道路事業・街路事業に係る総合評価要綱」より）。
- ただし、再評価の際に事業全体に係る「全体B/C」が1を下回った場合においても、残りの事業の便益と費用を算出し、いわゆる「残事業B/C」が1を上回る場合には、その時点での諸状況も踏まえつつ、事業継続ができることとされている（「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」より）。
- また、B/Cを算出する評価対象区間については、原則として実際の事業を行う「単独区間」を対象としているが、平成29年度より、複数の区間が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめた評価（複数区間の一体的な評価）を行うことができることとされている（「道路事業・街路事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目」等より）。

（道路事業の事業評価のイメージ）



※ 原則として費用便益分析を実施（B/Cを算出）し、B/Cが1を上回ることが必要。ただし、②の再評価の際に事業全体に係る「全体B/C」が1を下回った場合においても、いわゆる「残事業B/C」が1を上回る等の場合には、事業継続が可能。

（複数区間の一体的な評価の区間のイメージ）



総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 道路事業

②調査の視点

1. 新規事業採択後の事業費増について

○ 道路整備事業について、新規事業採択後に事業費が増加した事業はどの程度あり、事業費がどの程度増加したのかを調査した。

○ また、事業費の増加に伴いB/Cがどの程度低下したのかといった点や、事業費の増加要因について調査した。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
10地方整備局等

【調査対象事業】

令和6年度に実施する国直轄の道路整備事業（継続事業）のうち、総事業費100億円以上である341事業を対象とした。

（注）新規事業採択時において事業評価を実施していない事業（新規採択時評価は平成10年度から導入）等については、最初に実施した事業評価等を新規事業採択時の事業評価として扱い、直近の再評価と比較している。

③調査結果及びその分析

1. 新規事業採択後の事業費増について

(1) 新規事業採択後の事業費の増加

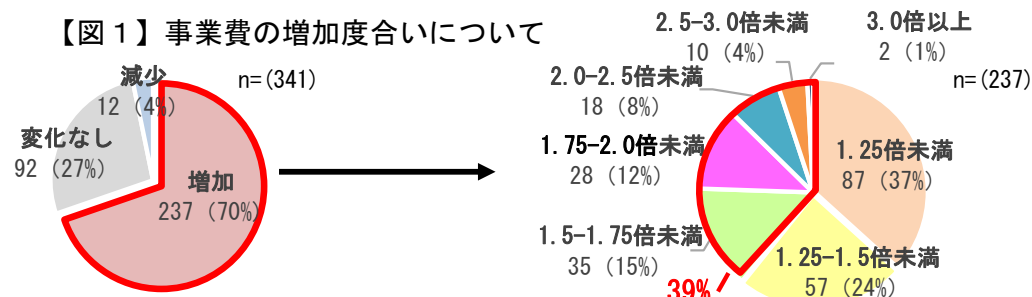
新規事業採択時の事業評価と直近の再評価を比較し、新規事業採択後に事業費が増加している事業がどの程度あるかを調査したところ、調査対象の341事業のうち237事業（約70%）について事業費が増加していた。また、こうした新規事業採択後の事業費の増加額は全体で約7兆円にのぼり、新規事業採択時の事業費と比べて約1.4倍増加していた【表1】。

また、事業費が増加した事業のうち、事業費が1.5倍以上となった事業が39%あり、2倍以上となった事業も13%あった。最大では、事業費が3.6倍となった事業もあった【図1】。

【表1】事業費の増加状況（総額）

調査対象件数	うち事業費増	新規事業採択時の総事業費 (A)	再評価時の総事業費 (B)	増加額 (B-A)	伸率 (B/A)
341事業	237事業 (約70%)	17兆9,024億円	24兆8,601億円	6兆9,577億円	約1.4

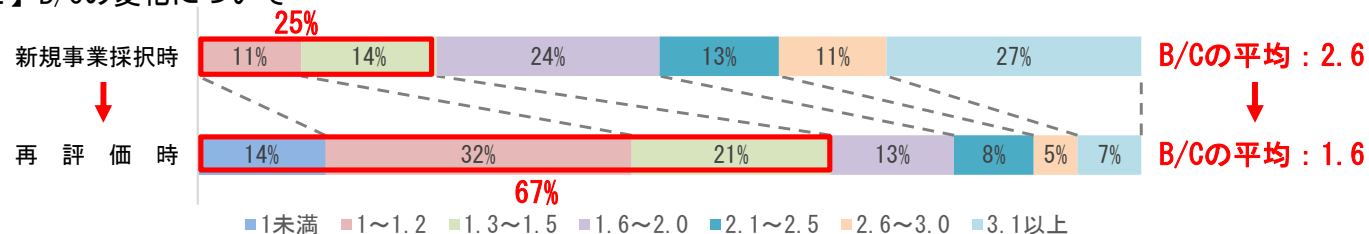
【図1】事業費の増加度合いについて



(2) 事業費の増加に伴うB/Cの低下

新規事業採択後に事業費が増加した237事業に関し、新規事業採択時と直近の再評価によるB/Cの変化を比較したところ、B/Cの平均値が2.6から1.6へと1.0ポイント減少していた。また、B/Cが1.5以下の比較的低い事業に着目すると、新規事業採択時には全体のうち25%であったが、その後の再評価により67%へと大幅に増加していた【図2】。

【図2】B/Cの変化について



（注）新規事業採択時には単独区間の評価を実施している一方、直近の再評価では複数区間の一体評価を実施している場合は、単独区間のB/Cを比較した。 69

総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 道路事業

③調査結果及びその分析

(3) 事業費の増加に伴いB/Cが1を下回った事業

新規事業採択後に事業費が増加した事業のうち、全体評価（全体B/C）が1を下回る結果となった事業が15事業あった。ただし、それらいずれの事業についても、いわゆる残事業B/Cが1を上回ることも踏まえ、事業中止とは判断されなかった【表2】。

【表2】事業費の増加に伴いB/Cが1を下回った事業の主な例

事業名	新規事業採択時の事業評価 (B/C)	再評価時の事業評価 (B/C)	残事業 (B/C)
A県a道	1.5	0.6	1.1
B県b道	2.1	0.7	2.3
C県c道	1.0	0.9	1.6

(4) 事業費の増加要因

また、新規事業採択後に事業費が増加した事業について、主な増加要因やその増加額について地方整備局からの回答を集計したところ、「現地調査結果」によるものが175件、24,682億円（36%）、「設計・計画の成熟度」によるものが98件、22,604億円（33%）を占めた。「物価（資材費・労務費等）の上昇」によるものは47件、4,947億円（7%）であった【表3】。

【表3】事業費の主な増加要因について

要因	概要	件数	金額（億円）
現地調査結果	事業化後の地質調査の結果、事前の文献調査等と異なり、構造や工法が変更となったもの	175 (32%)	24,682 (36%)
設計・計画の成熟度	設計の進捗に伴い、工法の変更等が必要となり増額になったもの	98 (18%)	22,604 (33%)
基準の変更	設計基準の改訂により、基準値を満たすため構造や工法が変更となったもの	75 (14%)	6,629 (10%)
関係機関協議	関係機関との協議の結果、追加的な対策等が生じ増額になったもの	84 (15%)	4,131 (6%)
埋蔵文化財	事業化後の試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認されたことから、本調査が必要となったもの	27 (5%)	766 (1%)
物価（資材費・労務費等）の上昇	資機材・労務費等の上昇を事業費に反映したもの	47 (9%)	4,947 (7%)
その他	道路計画の変更（接続位置の変更等）により、事業費が増加したもの	20 (4%)	1,382 (2%)
不明	事業開始年度が古く、資料が残っていない場合など	26 (5%)	3,224 (5%)

(注) 1事業あたり最大3つまで回答可としている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 新規事業採択後の事業費増について

- 調査結果から以下のような点が明らかとなった。
 - ① 7割の事業について新規事業採択後に事業費が増加し、全体として約7兆円増加した（約1.4倍に増加）。
 - ② 事業費の増加に伴いB/Cが1.5以下の比較的低い事業が増加した。
 - ③ 事業費の増加に伴いB/Cが1.0を下回った事業も少なくないが、いずれも事業中止と判断されなかった。
- こうした状況を踏まえれば、新規事業採択時の事業評価（費用便益分析）において適切に事業費が計上されず、十分な評価ができていないのではないか。
- 上記を踏まえ、今後の方向性としては、
 - ・ 新規事業採択時のB/C算出に当たり、適切に事業費を見込む仕組みとするとともに、
 - ・ 新規事業採択後に事業費が大幅に増加する場合は、事業内容の大幅な見直しや中止などを検討する
 などの対応を図るべきである。

総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 道路事業

②調査の視点

2. 複数区間の一体的な事業評価について

○ 道路整備事業において、複数区間の一体的な事業評価を行っている事業はどの程度あるか、その際に評価区間をどのような基準で決定したか等を調査した。

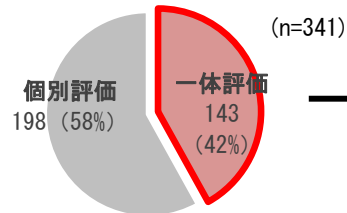
○ また、単独区間の事業評価としてはB/Cが1を下回るが、複数区間の一体的な事業評価の場合にはB/Cが1を上回るとして、着工を認めている事業はどの程度あるか調査した。

③調査結果及びその分析

2. 複数区間の一体的な事業評価について

(1) 調査対象事業のうち、直近の再評価時に複数区間の一体的な事業評価を適用している事業は、143件(42%)あった。このうち、単独区間の事業評価としてはB/Cが1を下回るが、複数区間の一体的な事業評価の場合にはB/Cが1を上回る事業は28件(8%)あった【図3、表4】。

【図3】事業評価手法



【表4】単独区間の事業としてはB/Cが1を下回る例

事業名	単独区間 (B/C)	複数区間 (B/C)
D県d道	0.8	2.8
E県e道	0.3	1.1

(2) 複数区間の一体的な事業評価について、評価区間の決め方を調査したところ、64%が起終点間、18%がジャンクション(JCT)を含むものであった【表5】。

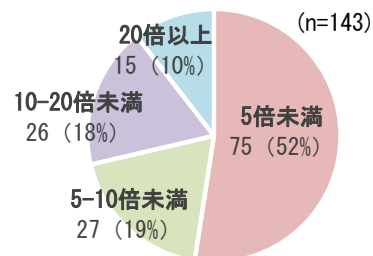
ただし、評価区間をどのような場合に起終点間とし、どのような場合にJCTを含むのかなど、評価区間の決め方については明確かつ具体的なものとなっていない。

【表5】複数区間の一体的な事業評価区間 (n=143)

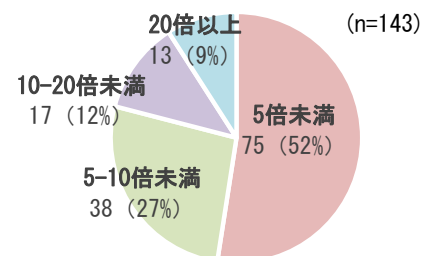
	起終点間	JCT間	起点(終点)~JCT	その他
件数	91 (64%)	7 (5%)	19 (13%)	26 (18%)

(3) 複数区間の一体的な事業評価について、単独区間を評価した場合と比較すると、距離については5倍以上となるものが約48%(最大約140倍)あり、費用についても5倍以上となるものが約48%であった(最大約102倍)【図4、5】。

【図4】単独区間と複数区間の距離の差



【図5】単独区間と複数区間の費用の差



④今後の改善点・検討の方向性

2. 複数区間の一体的な事業評価について

○ 調査結果から以下のような点が明らかとなった。

- ①単独区間としてはB/Cが1を下回るが、複数区間の一体的な事業評価の場合にはB/Cが1を上回る事業が少なからずあった。
- ②複数区間の一体的な事業評価を行う場合、評価区間の決め方については明確かつ具体的なものとなっていない。

○ 上記を踏まえ、複数区間の一体的な事業評価を行う際は、どの区間を評価区間に含めるといった評価区間の決め方について、明確かつ具体的な方法を検討すべきである。

総括調査票

調査事業名	(23) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業		調査対象 予算額	令和5年度(補正後): 230,398百万円の内数 ほか (参考 令和6年度: 69,450百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	項目	住宅防災事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			一般会計	住宅市街地総合整備促進事業費補助	取りまとめ財務局

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 国土交通省住宅局は、2050年カーボンニュートラル、2030年における温室効果ガス46%削減(2013年度比)など、脱炭素社会に向けた政府目標が示される中、CO2排出量全体の約3分の1を占める住宅・建築物分野においても、さらなる省エネルギー化を推進していくことが重要である、とのスタンスである。
また、「エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保(「ストック目標」)及び、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保(「フロー目標」)を目指すことが示されている。
- 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業は、ZEH水準住宅の割合の増加、既存住宅ストックの省エネルギー性能の向上等を目的とし、ZEH水準住宅の取得への誘導、既存住宅のZEH水準等への改修補助等を行っている事業である。
- 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業における主な事業として、「こどもエコすまいる支援事業(新築)」と「地域型住宅グリーン化事業」があり、これらの事業はZEH水準住宅を購入した子育て世帯・若者夫婦世帯に100万円の補助等を行うものである【概要1】。
- 本件事業は、申請者であるハウスメーカー等(補助事業者)に補助金が交付される仕組みとなっている【概要2】。
今回の調査では、事業の効果、事業の補助対象、事業者が徴収する申請手数料について検証を行った。

※ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) : 20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅
 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) : 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
 ZEH水準住宅 : 20%以上の省エネルギーを図った住宅(再生可能エネルギー等の導入は含まない)

【概要1】主な補助事業(こどもエコすまいる支援事業、地域型住宅グリーン化事業)

こどもエコすまいる支援事業の概要

1 制度の目的
エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。
※子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯: 夫婦のいずれかが30歳以下の世帯

2 補助対象
高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)
※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築	住宅のリフォーム*
対象住宅 OZEH住宅 [住宅外皮断熱等級かつ省エネ率(一次エネルギー消費量)A20%に適合する] ※対象となる住宅の種別・階層は、30%以上とする。 ※主要設備別削減率に達しない場合は削減率とする。 ※立地適正化計画区域内の指定地域種別「ゾーンA」(災害危険回避域、等々)への対応。また、災害危険回避域、災害危険地域(指定地域)の避難誘導経路内にて建設されたもの。3F以上の建設又は戸建しの場合は「1000坪未満」に限る。また、専ら住宅用途に使用される建築物とする。	対象工事 ①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。) ※住宅の断熱性能向上のための先天的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)との連携による実施。
補助額 100万円/戸	補助額 リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯による申請の場合、上限が10万円/戸。

3 手続き

※1: 新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事への着手。但し、報告期間までに省エネ住宅の取組工事を完了していない場合は、補助金返還の対象。
 ※2: 住宅の断熱性能向上のための先天的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)との連携による実施。

地域型住宅グリーン化事業

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行う。

グループの構築

地域型住宅の整備

【補助対象】

- 認定長期優良住宅
- ZEH-Nearly ZEH
- 認定低炭素住宅
- ZEH Oriented

【加算措置】①～④の併用が可能

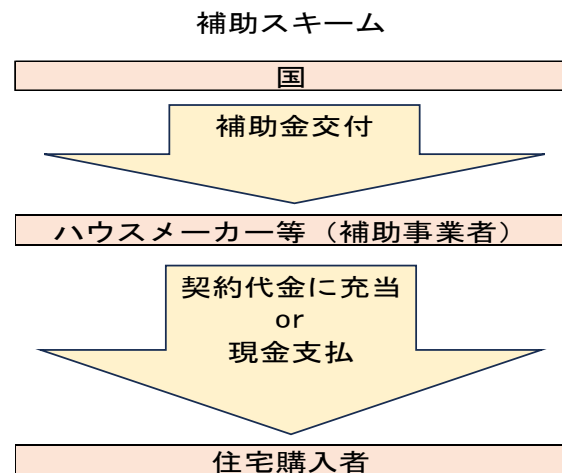
- ①地域材加算
住宅・住宅の過半又は全てに地域材を使用
- ②和の住まい加算(地域文化加算)
地域の伝統的な建築技術活用
- ③三代目同居加算
空室・空き家又は1戸の1つか2つを複数世帯が同居
- ④バリアフリー加算
バリアフリー対策を実施

【補助限度額】140万円/戸等

共通ルールの設定

- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算・施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

【概要2】補助スキーム



総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

②調査の視点

1. 本件事業の効果について

- 本件事業が、事業者のZEH水準住宅供給にどのような効果を与えているか。

【調査対象年度】
令和4年度～令和5年度

【調査対象先数】
・補助金交付事業者
「こどもエコすまい支援事業（新築）」は9,444者を対象に調査を行い4,360者から回答
「地域型住宅グリーン化事業」は2,993者を対象に調査を行い1,923者から回答
・国土交通省住宅局

③調査結果及びその分析

1. 本件事業の効果について

- 本件事業は、ZEH水準住宅につき、省エネルギー性能を引き上げる追加費用の一部を補助し、事業者による供給を促進することで、購入者による選択を後押しするものである。
- 大手事業者、その他事業者の双方において、本件事業がなくとも、事業者はZEH水準住宅を供給する状況にある。大手事業者9者では96%、その他事業者では81%が「補助事業がなくともZEH水準住宅を建築する」と回答している【表1】。
- 「こどもエコすまい支援事業（新築）」では、事業者の23%が、購入者に対するZEH水準住宅を選ぶ後押しよりも、新築住宅自体の購入促進という目的で事業を活用している【表2】。

【表1】大手事業者9者、その他事業者における本件事業とZEH水準住宅の建築の関係（こどもエコすまい支援事業（新築））

	回答事業者数	補助事業がなければZEH水準住宅の建築は行わないと回答した事業者数（割合）	補助事業がなくともZEH水準住宅の建築を行うと回答した事業者数（割合）
大手9者（拠点数48）	48	2(4%)	46(96%)
その他事業者	4,312	813(19%)	3,499(81%)

【表2】事業者による「こどもエコすまい支援事業（新築）」と「地域型住宅グリーン化事業」の活用目的

事業名	回答事業者数	購入者がZEH水準住宅を選ぶ後押し（割合）	購入者が住宅購入に踏み切る後押し（割合）
こどもエコすまい支援事業	4,360	3,347(77%)	1,013(23%)
地域型住宅グリーン化事業	1,923	1,516(79%)	407(21%)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 本件事業の効果について

- ZEH水準住宅は増加しつつあり、補助事業がなくとも、事業者はZEH水準住宅を供給するのではないかと。
- また、本件事業では、本来の政策目的ではない新築住宅自体の購入促進という目的で活用している事業者が散見される。
- よって、補助金でZEH水準住宅に誘導する政策的必要性が必ずしも高くない可能性も踏まえ、今後の事業の在り方を検討すべきではないかと。

総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

②調査の視点

2. 本件事業の補助対象について

- 本件事業の補助対象は、住宅のタイプによって偏りが生じていないか。

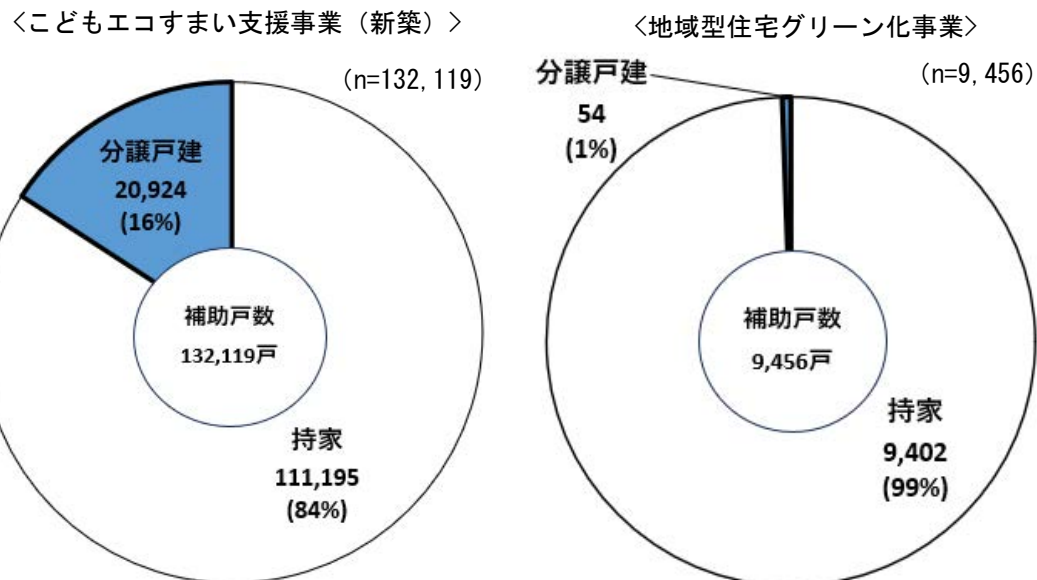
③調査結果及びその分析

2. 本件事業の補助対象について

- 持家ではZEH水準化が十分に行われていることがわかる。国土交通省提供の令和5年3月の建築戸数等に基づく推計では、ZEH水準化率（令和4年度）は持家76%、分譲戸建24%となっている。
- また、本件事業の補助対象は持家に偏っている。「こどもエコすまい支援事業（新築）」では、持家が84%であるのに対して、分譲戸建は16%である。「地域型住宅グリーン化事業」では、持家が99%、分譲戸建は1%である【図1】。

※持家：建築主が自分で居住する目的で建築するもの、いわゆる注文住宅
分譲戸建：建て売り又は分譲の目的で建築するもの

【図1】補助対象となった住宅のタイプ（令和4年度、5年度）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 本件事業の補助対象について

- 持家においては、ZEH水準化の支援の政策的必要性が減じられていると考えられることを踏まえ、今後の事業の在り方を検討すべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (23) 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業

②調査の視点

3. 申請手数料について

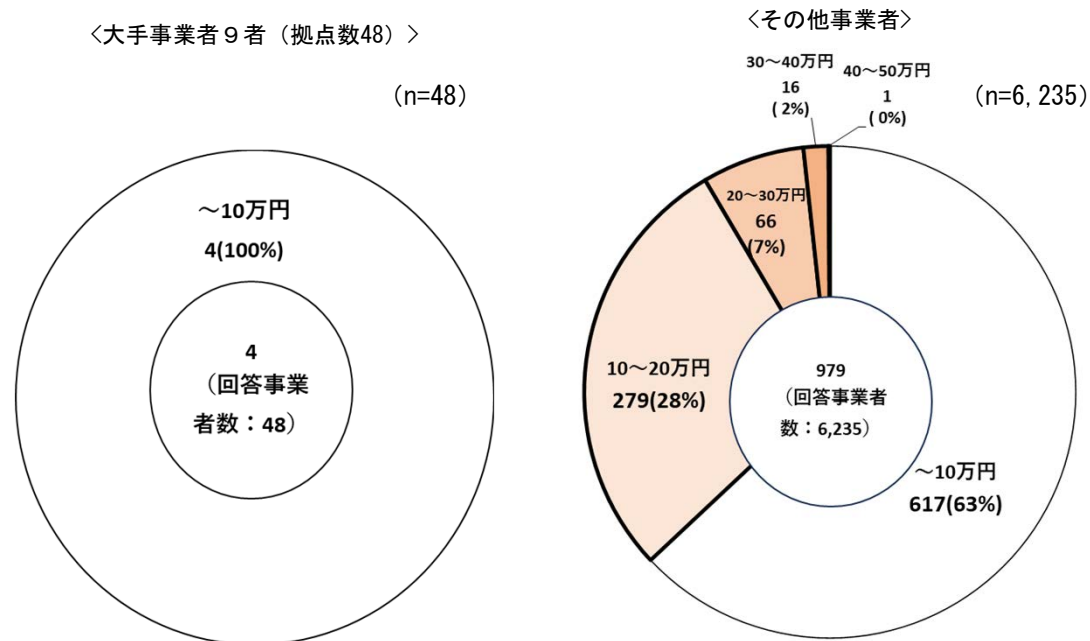
- 住宅の購入者が補助金を活用する際に、補助事業者が申請手数料を徴収しているか。
- 事業者による手数料の徴収は補助金要綱等で禁止されていないものの、本件事業が省エネルギー性能を引き上げる追加費用の一部の補助であることを踏まえ、徴収する手数料の目的はその費用に関連したものとなっているか。
- 手数料の内訳につき、「住宅の性能証明書の取得費用」を除く「その他の事務手数料」をいくら徴収しているか。
- 大手事業者とその他事業者では、手数料徴収の傾向に差があるか。

③調査結果及びその分析

3. 申請手数料について

- 本件事業では、申請者である事業者に補助金が交付される仕組みとなっている。
- 調査に回答があった事業者のうち、「こどもエコすまい支援事業（新築）」と「地域型住宅グリーン化事業」を合わせ、28%の事業者が手数料を徴収していた。
- 手数料の徴収目的を見ると、「住宅の性能証明書の取得費用」については、証明書は本件事業の申請目的でも、それ以外の目的でも取得されうる。また、「その他の事務手数料」については、本件事業との関連が必ずしも明確でない。
- 特に「その他の事務手数料」に着目すると、大手事業者9者では、徴収している事業者は8%だった。本件事業の補助額は100万円であるところ、徴収額はすべて10万円未満だった【図2】。
- 対して、その他事業者では、「その他の事務手数料」を徴収している事業者は16%だった。徴収額は最大45万円であり、徴収している事業者のうち37%が10万円以上を徴収していた【図2】。

【図2】大手事業者9者、その他事業者の「その他の事務手数料」額（徴収している事業者に限る）



④今後の改善点・検討の方向性

3. 申請手数料について

- 一部の事業者が徴収する手数料は、本件事業との関連が必ずしも明確でない状況にあるのではないか。
- 「その他の事務手数料」につき、大手事業者とその他事業者では、徴収の傾向に大きな差があるのではないか。
- 事業者に手数料の内訳を明記させた上で、追加費用に関連する手数料に限定して徴収を認めるなど、手数料の統一的な取扱いを補助金要綱等に定めておくべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名	(24) 空港施設における機器整備費補助		調査対象 予算額	令和5年度：1,577百万円の内数 ほか (参考 令和6年度：4,450百万円の内数)			
府省名	国土交通省	会計	自動車安全特別会計 (空港整備勘定)	項	空港等維持運営費	調査主体	本省
組織	—			目	空港警備機器整備費補助	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 航空運送事業者等が、ハイジャック等の防止のため使用する保安検査機器を設置する場合、空港管理者（国、地方公共団体等）が、その経費の1/2を負担している。
- さらに、今後の航空需要の回復・増大等に対応するため、先進的な保安検査機器（ボディスキャナー、スマートレーン等）を設置する場合は、航空運送事業者等が負担する経費の1/2について、国が特例的に追加で補助を行っている。
※平成28年度～令和2年度は全額補助、令和3年度からは1/2補助
- 当該補助制度は、当初は東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた保安検査レベルの向上のため、先進的な保安検査機器を緊急的に導入することを目的とした時限的な補助制度としていた。
- しかしながら、大会終了後も増大するインバウンド対応や保安検査員の人手不足問題への対応の観点から、保安検査の省人化・効率化も目的として補助が継続されている。
- 創設から既に8年が経過していることから、導入された機器が保安検査の省人化・効率化に十分な効果を上げられているか、また、当該補助制度の完結を見据え、各空港において先進的な保安検査機器の整備が計画的に進んでいるかについて検証を行う。

（先進的な保安検査機器の例）

○スマートレーン



自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン（CT型X線検査装置との組合せによりノートPCや液体物を取り出すことなく検査することも可能）

○ボディスキャナー



現行の接触検査に代わるものとして、自動的に非接触で人体表面の異物を検知する装置

（費用負担）

○従来の保安検査機器

航空運送事業者等 50%	空港管理者 50%(※)
--------------	--------------

※国管理空港は国が負担、会社管理・地方管理・コンセッション空港は当該者が負担。

○先進的な保安検査機器（平成28年度～令和2年度）

国特例補助 50%	空港管理者 50%(※)
-----------	--------------

※国管理空港は国が負担、会社管理・地方管理・コンセッション空港は当該者が負担。

○先進的な保安検査機器（令和3年度～現在）

航空運送事業者等 25%	国特例補助 25%	空港管理者 50%(※)
--------------	-----------	--------------

※国管理空港は国が負担、会社管理・地方管理・コンセッション空港は当該者が負担。

総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 空港施設における機器整備費補助

②調査の視点

1. 先進的な保安検査機器の導入効果

保安検査の省人化・効率化を目的に導入された先進的な保安検査機器（スマートレーン）は期待された効果を発揮しているかを検証する。

【調査対象年度】
平成28年度～令和5年度

【調査対象先数】
航空運送事業者等：61先

③調査結果及びその分析

1. 先進的な保安検査機器の導入効果

補助を受けてスマートレーンを整備した保安検査場のうち、開設時からスマートレーンを設置していた検査場等を除く4空港19検査場について、保安検査場の最大待ち時間を機器導入前後の年末年始で比較すると【図1】のとおりとなった。

導入前は30分超の待ち時間が発生する検査場が半数程度あったが、導入後はその比率が1割程度に改善しており、導入の効果は認められる。

一方、補助を受けてスマートレーンを整備した6空港27検査場について、直近における繁忙期（※）の稼働状況を調査した結果、【表1】のとおりであった。繁忙期においても全て稼働させていない検査場が15検査場（約55.6%）あることが確認された。

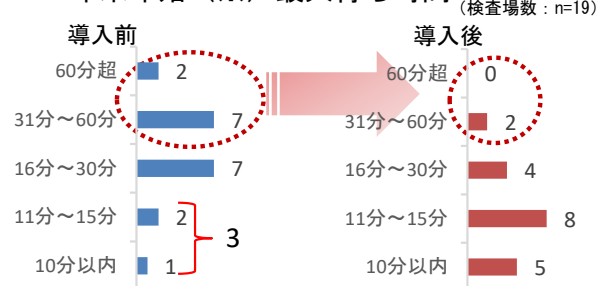
※令和5年末から令和6年3月にかけての最大稼働時

その理由が【図2】のとおりである。「検査員の人員不足のため」との要因もあるものの、「想定していた需要に到達していないため」や「すべて稼働させなくても処理可能であるため」というような回答が多く見られた。

また【表1】のとおり、繁忙期におけるスマートレーンの稼働率が50%以下の検査場も7検査場が国際線において見られ、中には複数台購入したものの繁忙期においても1台も使用していない検査場も確認された。これらの機器は航空運送事業者等負担分を全額国費で補助していた令和元年に導入されたもので、検査機器の一般的な耐用年数（7年）を考えると、有効に使用されないまま耐用年数を経過してしまうおそれがある。

なお、導入前の年末年始における最大待ち時間が15分以下の検査場であってもスマートレーンが導入された検査場が3検査場認められる一方で、スマートレーンを導入しておらず、直近の年末年始における最大待ち時間が30分を超える検査場も全国で複数認められている。

【図1】スマートレーン導入前後における年末年始（※）最大待ち時間



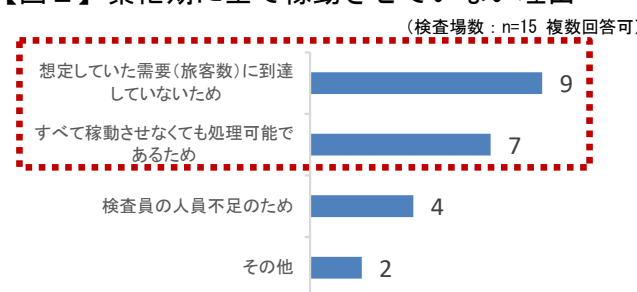
※導入後：令和5年から令和6年にかけての年末年始
導入前：コロナ前の令和元年から令和2年にかけての年末年始
ただし、それ以前に導入している場合は導入直近の年末年始

【表1】繁忙期におけるスマートレーン稼働状況

稼働率	検査場数
100%	12
81%～99%	4
51%～80%	4
50%以下	7

（検査場数：n=27）

【図2】繁忙期に全て稼働させていない理由



④今後の改善点・検討の方向性

1. 先進的な保安検査機器の導入効果

○ 主要空港を中心にスマートレーンの導入が行われてきているが、検査場ごとに稼働率にばらつきがあり、中には繁忙期に全く稼働させていない検査場も認められる。

○ 限られた財源（保安料）での特例的な補助であることを踏まえ、交付審査の段階において、空港・検査場ごとの混雑状況や今後の稼働見込み、省人化効果等を踏まえ、必要基数を見極めて補助する等、予算の効率的な執行を図るべき。

○ 具体的には、現在の補助要綱ではスマートレーンの導入に当たっての要件や基準等が特設設けられていないことから、制度目的を踏まえ、要綱上に一定の基準を定めることが望ましい。

○ 併せて、導入したスマートレーンについては、増大するインバウンド対応等の政策目的に照らし、有効に運用されるよう国土交通省において指導すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 空港施設における機器整備費補助

②調査の視点

2. 先進的な保安検査機器の導入目標、計画等

各空港において、先進的な保安検査機器の導入についての目標や計画が存在するか、導入のボトルネックとなる要因はどのようなものがあるかを検証する。

また、国土交通省においては、先進的な保安検査機器の導入についての将来見通しをどのように管理しているかを検証する。

【調査対象年度】
平成28年度～令和5年度

【調査対象先数】
航空運送事業者等：61先

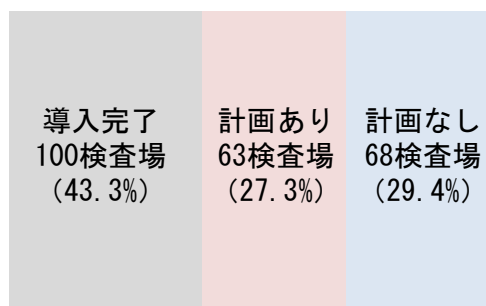
③調査結果及びその分析

2. 先進的な保安検査機器の導入目標、計画等

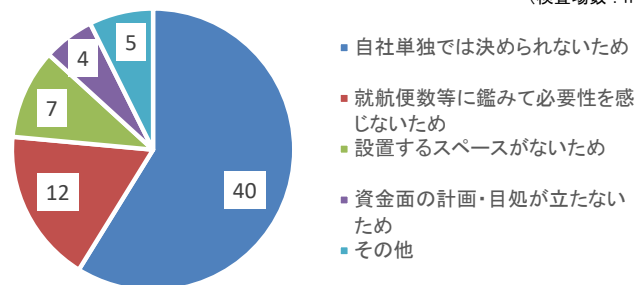
定期便を運航している85空港231保安検査場のうち、先進的な保安検査機器の導入が完了していると回答したのは100検査場（43.3%）、今後導入を予定している計画を有しているのは63検査場（27.3%）、計画を作成していないのは68検査場（29.4%）であった【表2】。

計画を作成していない68検査場において、その理由として「必要性を感じない」との回答が12検査場であった。「自社単独では決められないため」との回答が40検査場と最も多かった【図3】。このうち複数の検査場に対してヒアリングを行ったところ、先進的な保安検査機器の導入に当たっては、機器の大型化に伴うスペースの増大や耐荷重の問題があり、1つの検査場の中で複数の航空運送事業者がそれぞれレーンを管理している場合は、他航空運送事業者や空港ビル会社等との調整が必要で導入が進まないとの回答が寄せられており、検査場運営の形式によって、先進的な保安検査機器の導入の障壁を抱えている実態が認められた。

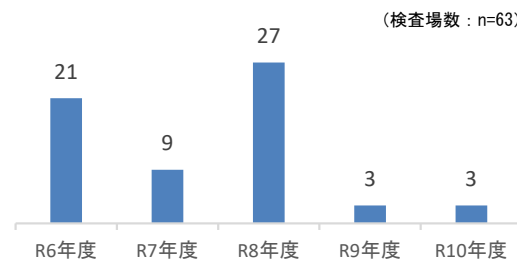
【表2】導入計画の有無 (n=231)



【図3】計画を作成していない理由 (検査場数：n=68)



【図4】導入完了予定時期 (検査場数：n=63)



また、導入計画を作成している検査場における導入完了予定時期は【図4】のとおりであり、令和6年度において21検査場と全体の1/3程度において完了する見込みである一方、完了予定を令和8年度以降としている検査場も半数以上に上っており、先進的な保安検査機器の早期導入を期待した特例制度でありながら、完了まで長期間にわたる計画も確認された。

なお、個別の空港における先進的な保安検査機器の導入は、設置主体たる航空運送事業者や空港ビル会社等の判断に依っており、国土交通省では、我が国の空港全体における先進的な保安検査機器の導入についての進捗や将来計画及び完了時期を管理していない状況である。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 先進的な保安検査機器の導入目標、計画等

- 先進的な保安検査機器の導入の必要性や導入時期等について、現在は設置主体たる航空運送事業者や空港ビル会社等の判断に依っている状況であり、「1.」の指摘のとおり稼働率に課題が認められる検査場が複数存在するなど導入の必要性について精査が必要であるほか、導入予定時期も空港ごとにはばらつきがあり、終期が不明瞭である。
- こうした状況を踏まえれば、先進機器の導入の時期や必要性等を、空港ごとの判断のみに任せるのではなく、導入の必要性や優先度等について国土交通省において整理し、航空運送事業者等の関係者と連携の上、特例補助の終期を見据えた計画的な導入を促進すべき。
- また、先進的な保安検査機器導入の必要性が高いにも関わらず、関係者間の調整がつかずに導入ができていない検査場などにおいては、当該状況を放置することなく、航空運送事業者等への適切な指導、助言等を通じて、計画的な導入を促進すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名	(25) 北海道総合開発推進調査費		調査対象 予算額	令和4年度(補正後): 90百万円の内数 ほか (参考 令和6年度: 64百万円の内数)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	北海道総合開発推進費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	北海道総合開発推進調査費	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【調査事業の概要】

○対象経費は、北海道開発法に基づく「北海道総合開発計画」の企画・立案・推進のために、国が直轄で調査を行うための経費である。

○同計画に沿った「地域構造」「食」「観光」「産業(エネルギー)」などの重点的に実施すべきテーマを設定し、1件の調査につき、2年程度かけて実施している。

○基礎的な情報の収集を1年目で行い、2年目は民間事業者等と協力し、モデル事業を実施するケースが多い。

○調査結果は、地方公共団体や民間事業者等に共有され地域の課題解決に役立てられている。

【調査対象年度】

平成28年度～令和4年度完了事業(表1のとおり)

【調査対象件数】

9事業

(参考)

・「北海道総合開発計画」は、昭和26年に策定されて以降、おおむね10年ごとに改定されている。

・現計画は、令和6年3月に閣議決定されており、
①北海道の定住環境の維持、②食料安全保障への貢献、
③観光立国の再興、④2050カーボンニュートラル実現
などに向けた施策を推進している。

【表1】北海道総合開発推進調査対象事業の一覧

No	調査事業名	調査内容
調査テーマ① 地域構造		
1	北海道型地域構造の保持・形成に向けた仕組みづくり	集落機能や交通機能の低下に対し必要な施策群や諸課題を整理。
2	物流インフラ維持のための公的施設の利用可能性調査	道の駅などの公的施設を拠点とした共同配送等の実証実験を実施。
3	地域産業の活性化に向けた物流システム等の実装に関する調査	上記の調査を発展。地域を限って、研究会を設立。今後の本格運用に向けたロードマップを作成。
調査テーマ② 食		
4	「食」の総合拠点づくり	食品工場を誘致するための分析と整理を行い、普及啓発を実施。
5	「食」のワンストップ輸出実現に向けた調査	食品輸出拡大に向けた実証実験を実施。輸出ニーズ等をHPで発信。
調査テーマ③ 観光		
6	ドライブ観光共通パスの創設による旅行需要の平準化	旅行需要平準化のため、外国人観光客向けの実証事業を実施。
7	北方領土隣接地域への外国人旅行者誘客に向けた調査	ドライブ観光等の状況を調査し、交通安全情報等の発信方策を検討。
8	北方領土隣接地域への新たな日常における誘客調査	コロナ禍後の観光振興のため、旅程の検討や観光情報発信を実施。
調査テーマ④ 産業(エネルギー)		
9	再生可能エネルギーを活用した地域づくり	電力自由化を踏まえ、地域新電力会社の導入可能性等を調査。

②調査の視点

1. 平成27年度の行政事業レビューの指摘事項を踏まえた改善状況はどうか。

下記の視点により調査を行った。

○北海道庁、他省庁及び民間事業者等の関係者間での役割分担等が行われているか。

○他省庁等において、類似の調査や支援等が行われていないか。

○定量的な数値目標が設定されているか。

○調査結果のフォローアップを行っているか。内容は十分か。

【参考:平成27年度レビュー指摘概要】

- ・北海道庁との業務分担のあり方を検討すべき。
- ・他省庁の類似施策との整理や見直しを検討すべき。
- ・客観的かつ具体的な数値目標を設定すべき。
- ・単年度限りで終わりではなく、フォローアップを行うべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 北海道総合開発推進調査費

③調査結果及びその分析

1. 平成27年度の行政事業レビューの指摘事項を踏まえた改善状況はどうか。

【表2】予算執行調査結果の一覧

No	役割分担	類似支援策	調整困難度	数値目標	フォローアップ	
					状況確認	実装化
調査テーマ① 地域構造						
1	-	無	-	×	○	-
2・3	△	有	○	×	○	○
調査テーマ② 食						
4	△	有	△	×	△	△
5	△	有 ^(※)	△	×	○	△
調査テーマ③ 観光						
6	△	有	△	×	×	○
7	△	有	△	×	×	×
8	△	有	△	×	○	×
調査テーマ④ 産業（エネルギー）						
9	△	有 ^(※)	△	×	○	○

(※) 所管省庁による支援制度の開始が調査実施年度以降のもの
(注) 調査内容を踏まえ、評価になじまない項目は「-」としている

【調査結果の分析】

役割分担

○ 北海道庁等の関係者に調査内容を事前に説明しているが、その結果、関連する調査等を協働して実施したような事例はなかった。
(○:協働調査等実施 △:事前説明実施 ×:無)

国による類似の支援施策

○ モデル事業のうち、地方創生推進交付金など、他の支援策を活用して自治体事業として実施可能と考えられるものが7件あった。

調整の困難度

○ 課題解決のために、国が主体的に複数者間の利害調整などを行う必要性が高いと考えられるものは1件あった。
(○:高い △:高いとは言えない)

数値目標

○ 事前に、定性的な目標は設定されていたが、定量的な数値目標が設定されたものはなかった。調査後に設定されたものもなかった。

フォローアップ

○ 調査後の状況確認が1回限りとなっているものが2件あった。
(○:継続して確認 △:複数回確認 ×:1回限り)

○ 調査の結果、実装化に至ったものが3件あった。このほか、民間ベースで取組が進展したものが2件あったが、調査結果がどの程度寄与しているか確認できなかった。
(○:実装化 △:取組の進展有 ×:無)

④今後の改善点・検討の方向性

1. 平成27年度の行政事業レビューの指摘事項を踏まえた改善状況はどうか。

• 平成27年度の行政事業レビューの指摘について一定程度改善はしているものの、不十分な点もあることから、下記の点を踏まえて更なる改善を行うべき。

○ 関連する調査等を北海道庁等と協働して行うなど、調査内容の説明にとどまらない実効性のある協議を行うべき。

○ 「食」や「観光」については、他省庁等の各種支援を活用して行うことが可能なものも多いことから、モデル事業は、利害調整が困難なものなどに重点化を図るべき。

○ 事前または事後に定量的な目標を設定した上で、フォローアップを行うとともに、必要な助言等を行うことにより、課題解決に向け、継続的に支援を行うべき。

総括調査票

調査事案名	(26) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業		調査対象 予算額	令和4年度補正(第2号) : 100,000百万円 ほか (参考 令和6年度: -)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	観光振興費	調査主体	共同
組織	観光庁			目	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

- コロナ禍で失われたインバウンド需要を復活させ、地域経済を支える観光産業のコロナ禍からのV字回復を実現させるためには、宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を進めていくことが重要である。
- 観光地の面的な再生・高付加価値化を通じて、観光産業においては、必要な設備投資等により高付加価値なサービスの提供や生産性の向上が図られ、適正な対価の收受を通じて収益の増加が可能となる。また、その収益により更なる設備投資の増加、従業員の待遇改善が図られることによって、サービスの更なる高付加価値化につながるという好循環が実現することが期待される。
- このため、令和2年度以降、「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」(令和2年度補正予算)や「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」(令和3年度経済対策)、「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」(令和4年度補正予算)により、①改修前後で客室単価を一定割合以上増加させる等の宿泊施設の収益力が向上する改修や、②跡地を観光目的に利用するための廃屋の撤去などの取組を短期集中で支援してきた【図1】。
- 令和5年における訪日外国人消費額については、コロナ禍前を上回る5.3兆円と過去最高の水準(令和元年は4.8兆円。令和元年比10.2%増)となっており、また、訪日外国人(一般客)1人1回当たりの旅行消費単価についても、宿泊費等の上昇によりコロナ禍前を上回る水準となっている【図2・3】。
- コロナ禍以降実施してきた「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」等による支援が、宿泊施設の高付加価値化にどの程度寄与したか等について検証するため、改修前後における宿泊単価の増加状況や宿泊単価に係る目標値の設定状況・達成状況について調査を実施した。また、本事業による廃屋撤去後の跡地について、観光地の面的な再生・高付加価値化のために活用されているかを検証するため、実際の跡地の活用状況について調査を実施した。

【図1】

「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の概要

<主な支援メニュー>

① 宿泊施設の高付加価値化改修

- 観光地の面的再生に資する宿泊施設の改修支援
- 補助上限1億円(補助率1/2等)



② 廃屋撤去

- 観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援
- 補助上限1億円(補助率1/2)

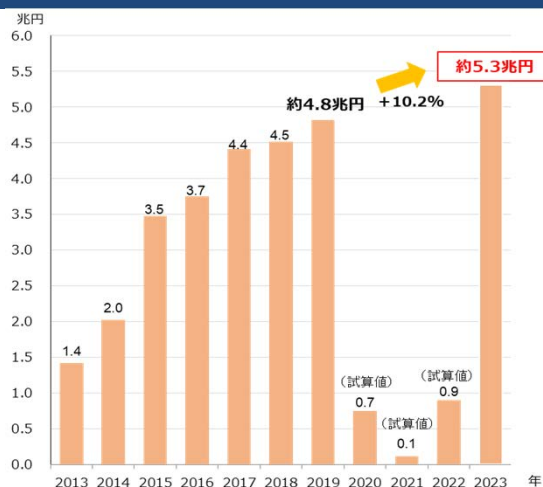


<補助対象>

国→民間事業者(事務局)→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等

【図2】

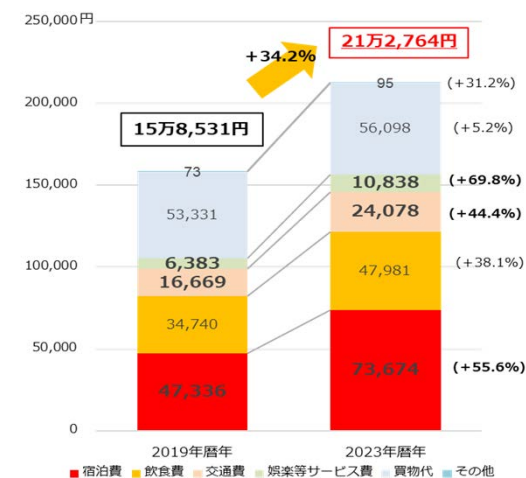
訪日外国人旅行者による消費額の推移



出典:観光庁「訪日外国人消費動向調査」

【図3】

訪日外国人1人1回当たり旅行消費単価の推移



出典:観光庁「訪日外国人消費動向調査」

総 括 調 査 票

調査事業名 (26) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業

②調査の視点

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

本事業による宿泊施設の高付加価値化改修については、改修前後で客室単価を一定割合以上増加させる等の宿泊施設の収益力が向上する改修であることが補助要件となっており、本事業による改修後、宿泊施設の宿泊単価がどの程度増加しているかについて検証を行った。

また、本事業の交付申請に当たっては、宿泊単価に係る目標値を設定することとなっているところ、当該目標値はどのような水準となっているか、また、当該目標値は計画どおり達成されているかについて検証を行った。

【調査対象年度】
・ 令和2年度～令和4年度

【調査対象先】
・ 調査対象先数：5,945事業者
(民間事業者ほか)
・ 回答数：2,266事業者
・ うち、宿泊施設の高付加価値化改修を実施したと回答があった事業者数は1,357(有効回答のみ)

③調査結果及びその分析

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

(1) 宿泊施設の高付加価値化改修の内容【表1～3】

- 宿泊施設の高付加価値化改修の内容については、内装改修を実施した施設が約9割となっており、内装改修の具体的な内容については、「客室改修」を実施した施設が約7割となっているほか、「食事処等改修」(宴会場を個室に改修する等)や「大浴場改修」(露天風呂化等)を実施した施設がそれぞれ約3割となっている。
- また、外観改修については、「外壁・屋根改修」を実施した施設が約7割を占めている。

【表1】宿泊施設の高付加価値化改修の内容(1,357施設)

内装改修・外観改修をともに実施	内装改修を実施(外観改修なし)	外観改修を実施(内装改修なし)	左記以外
47%	42%	6%	5%

【表2】外観改修の内容(724施設、重複あり)

外壁・屋根改修	玄関改修	駐車場改修	フェンス改修	庭園改修	看板改修	その他
74%	23%	17%	16%	16%	15%	11%

【表3】内装改修の内容(1,211施設、重複あり)

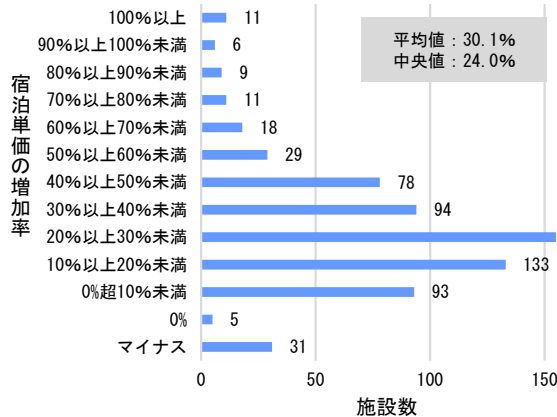
客室改修	食事処等改修	大浴場改修	ロビー改修	エントランス改修	ラウンジ改修	テラス整備	サウナ整備	売店改修	カフェ改修	その他
74%	26%	25%	20%	14%	8%	7%	5%	4%	1%	28%

(2) 改修後の宿泊施設における宿泊単価の状況【図4】

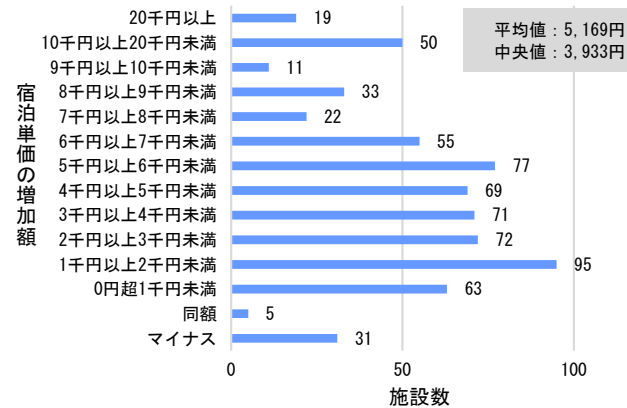
- 本事業による改修を実施した宿泊施設における1人当たり平均宿泊単価について、平成31年1月と令和6年1月の実績を比較した場合、
・ 宿泊単価が50%以上増加している施設が約1割となっている一方、宿泊単価の増加率が10%未満(増加率がマイナスのものも含む)である施設が約2割となっており、また、
・ 宿泊単価が5千円以上増加している施設が約4割となっている一方、宿泊単価の増加額が1千円未満(増加額がマイナスのものも含む)である施設が約1割となっている。

【図4】改修を実施した宿泊施設における1人当たり平均宿泊単価の状況(673施設、平成31年1月と令和6年1月の実績値の比較)

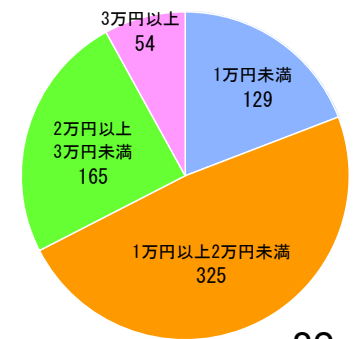
<宿泊単価の増加率の分布>



<宿泊単価の増加額の分布>



<参考：宿泊単価の分布>
(平成31年1月の実績値)



総 括 調 査 票

調査事業名 (26) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業

③調査結果及びその分析

(2) 改修後の宿泊施設における宿泊単価の状況 (つづき)

【図5】

○ 宿泊施設の改修内容別（客室改修あり・なし）に1人当たり平均宿泊単価の増加状況（平成31年1月と令和6年1月の実績値の比較）を比べた場合、客室改修を行ったか否かで宿泊単価の増加傾向に大きな差異は見られなかった。

【図6】

○ 本事業に係る補助金申請額別に1人当たり平均宿泊単価の増加状況（平成31年1月と令和6年1月の実績値の比較）を比べた場合、補助金申請額の大小によって、宿泊単価の増加率の分布に大きな差異は見られなかった。

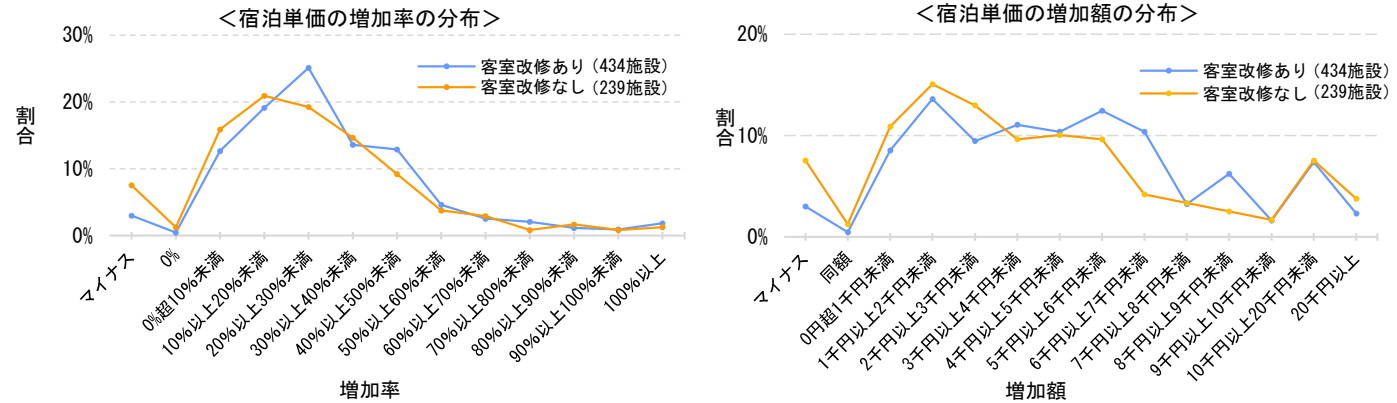
【図7】

○ 本事業の交付決定を受けているものの、令和6年1月時点で事業が未完了である宿泊施設における1人当たり平均宿泊単価の増加状況（平成31年1月と令和6年1月の実績値の比較）を見ると、

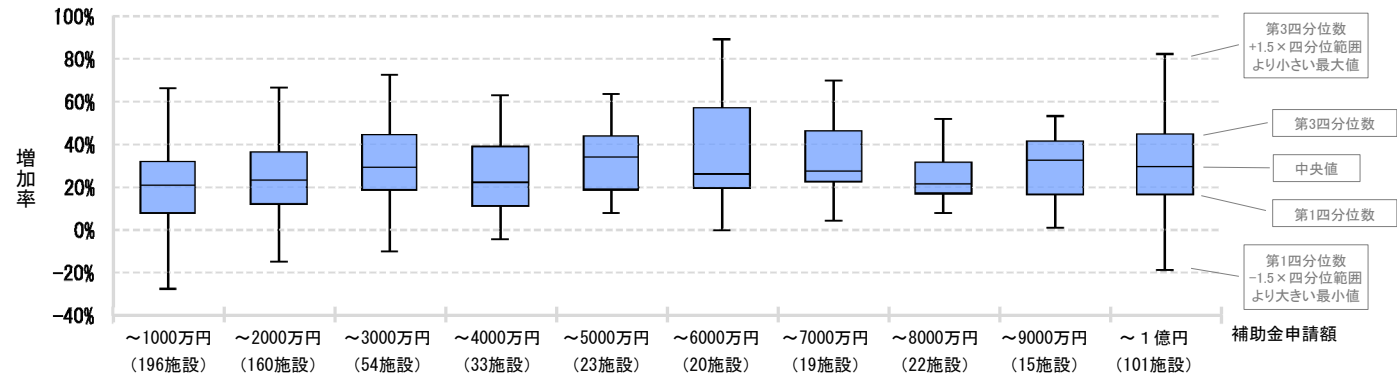
- ・ 本事業による改修が完了していないものの、宿泊単価を大きく増加させている施設も存在しており、また、
- ・ 令和6年1月時点で事業が完了している施設（673施設）と比較した場合、事業が完了しているか否かによって宿泊単価の増加傾向に大きな差異はみられなかった。

○ 以上を踏まえると、本事業による宿泊施設の高付加価値化改修の中には、必ずしも宿泊単価の増加につながっているとは言えないものが含まれている可能性があり、また、各施設における宿泊単価の増加については、本事業による改修以外の要因が寄与している可能性があると考えられる。

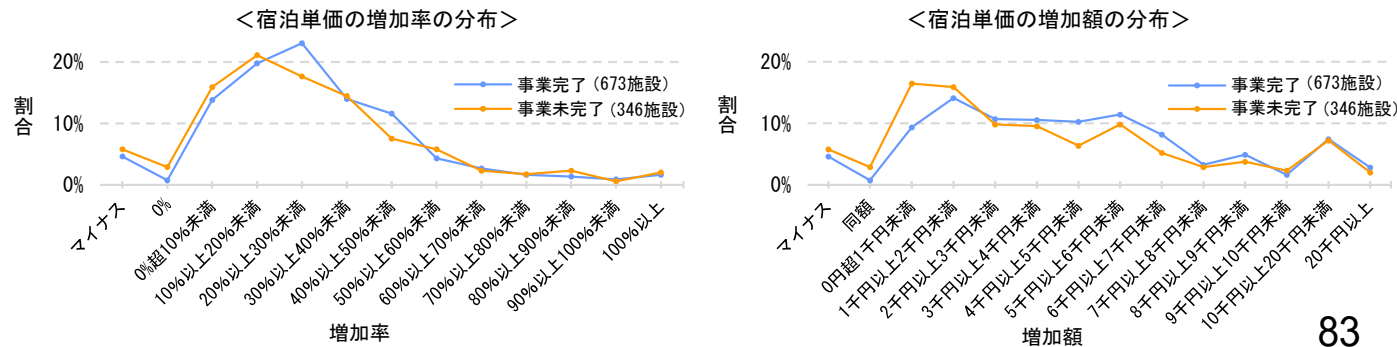
【図5】改修を実施した宿泊施設における1人当たり平均宿泊単価の状況（673施設、宿泊施設の改修内容別）



【図6】改修を実施した宿泊施設における1人当たり平均宿泊単価の状況（643施設、補助金申請額別・宿泊単価の増加率の分布）



【図7】改修を実施した宿泊施設における1人当たり平均宿泊単価の状況（1,019施設、事業完了・未完了別）



総 括 調 査 票

調査事業名 (26) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業

③調査結果及びその分析

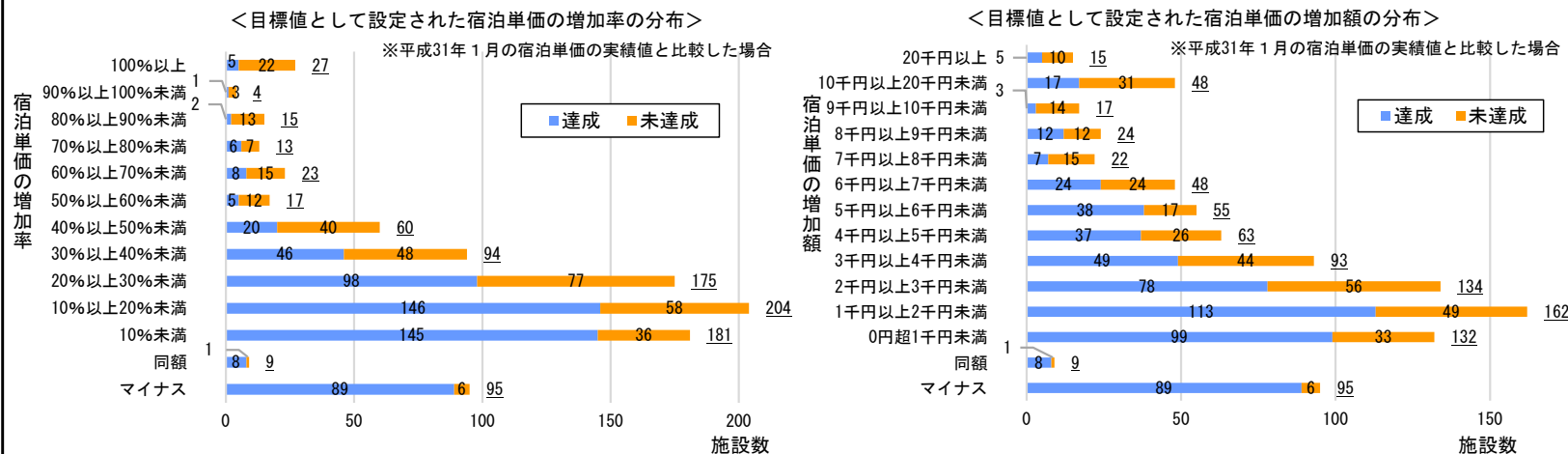
(3) 交付申請時における宿泊単価に係る目標値の設定状況【図8】

- 本事業の対象となっている宿泊施設（事業未完了のものも含む）における交付申請時に設定された1人当たりの平均宿泊単価の目標値については、施設ごとにばらつきがあり、当該目標値を平成31年1月の宿泊単価の実績と比較した場合、
 - ・ 宿泊単価の増加率が50%以上であるものが約1割となっている一方、増加率が10%未満であるものが約3割となっており、また、
 - ・ 宿泊単価の増加額が5千円以上であるものが約2割となっている一方、増加額が1千円未満であるものが約3割となっている。

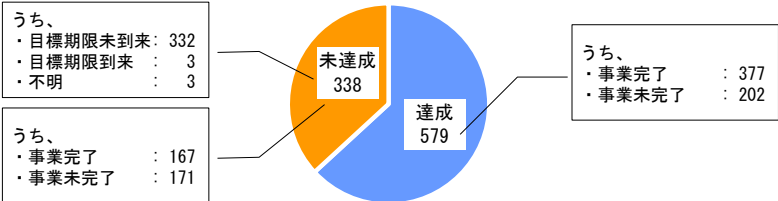
(4) 交付申請時における宿泊単価に係る目標値の達成状況

- 令和6年1月時点における、交付申請時に設定された目標値の達成状況については、全体の約6割の施設が達成している一方、目標値を達成している施設においては、設定されていた目標値の水準が比較的低い傾向がある【図8・9】。
- 目標値を達成している施設（579施設）のうち、約3割はまだ事業が完了していない施設となっており、本事業による改修以外の取組も評価する必要があるが、本事業による改修によらずに目標値を達成している状況となっている【図9】。
- 事業が完了した施設（544施設）のうち、目標値を達成していないものは約3割となっている。目標期限は改修から一定期間経過した後設定される例が多いため、目標未達成の施設のほとんどは設定した目標期限がまだ到来しておらず、今後の状況をフォローアップしていく必要があるが、一部、目標期限が到来しているにもかかわらず目標値を達成していない施設がある【図9・10】。

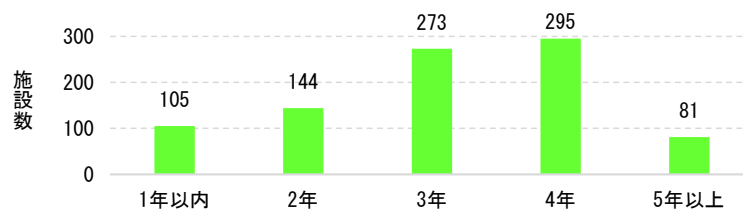
【図8】目標値として設定された1人当たり平均宿泊単価の状況（917施設、目標達成・未達成別）



【図9】目標値の達成状況（917施設）



【図10】目標値に係る期限の設定状況（898施設）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 宿泊施設における高付加価値化改修の状況

本事業の趣旨に沿った十分な高付加価値化が図られるよう、本事業の交付決定に当たっては、

- ・ 宿泊単価に係る目標値が、当該宿泊施設の宿泊単価の実績等を踏まえた十分な水準となっているか
- ・ 施設改修の内容が、当該目標値の達成に十分に資するような内容となっているか

についての審査を徹底し、真に高付加価値化に資する改修に対して支援がなされるよう徹底すべき。

また、本事業により改修を行った宿泊施設において、事業の趣旨に沿った十分な高付加価値化が図られているかについて、事業完了後における定期的なフォローアップを徹底した上で、目標値が未達成である場合や達成の見込みが低い場合などにおいては、十分な高付加価値化が図られるよう、指導・助言を強化していくべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業

②調査の視点

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

本事業による廃屋撤去については、廃屋撤去後の跡地を観光目的で活用することが要件となっているところ、実際に跡地は活用されているか、また、どのような用途に活用されているかの検証を行う。

③調査結果及びその分析

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

○ 本事業により撤去した廃屋については、宿泊施設が約5割、民家が約1割となっており、そのほか、飲食店等の店舗や老朽化した社宅・保養所等の福利厚生施設などとなっている【表4】。

【表4】廃屋撤去の内容（154箇所、重複あり）

宿泊施設	民家	その他
52%	10%	39%

（その他の例：社員寮・従業員寮、保養所、倉庫、飲食店、事務所、プール、トイレ、リフト、アーケード 等）

○ 本事業による廃屋撤去後の跡地については、約4割が既に活用されており、その用途としては、主に、駐車場・宿泊施設のほか、展望台や温泉施設などとなっている【表5・図11】。

○ 他方、残りの約6割の跡地はまだ活用されていない状況であり、そのうち、交付申請時点で見込んでいた跡地の「活用開始時期が到来していない」以外の理由でまだ跡地が活用されていないものは約2割となっている。その具体的な理由としては、「需要がない」や「活用方法を再考中」など、計画時点の見込みが甘いと考えられるものが含まれている【表5・図11】。

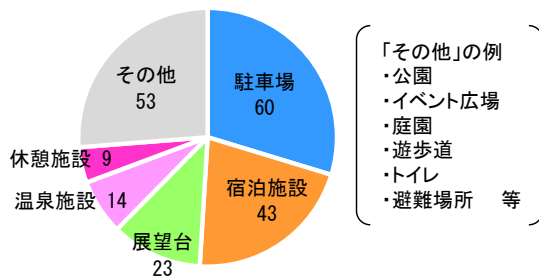
○ 交付申請時点における跡地の活用開始時期について、約6割が廃屋撤去後1年以内に跡地活用を行う計画としている一方、跡地の活用開始時期が5年以上先に設定されているものもある【図12】。

【表5】廃屋撤去後の跡地の活用状況（154箇所）

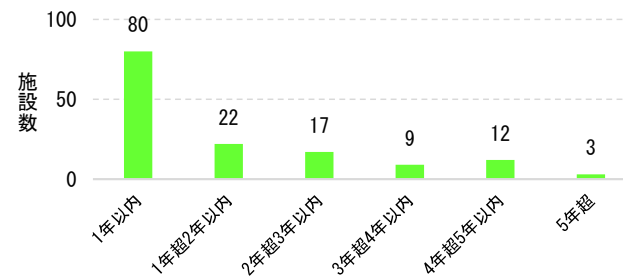
既に跡地活用している	69箇所
まだ跡地を活用していない	85箇所
活用開始時期が到来していない	66箇所
その他	19箇所

「その他」の例：
・災害により事業が遅れているため
・需要がないため
・活用方法を再考中であるため
・当初想定していた整備費を上回ったため 等

【図11】跡地活用の内容（154箇所、重複あり）



【図12】廃屋撤去後から跡地活用までの期間（143箇所）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 廃屋撤去後における跡地の活用の状況

本事業の趣旨に沿った跡地の活用が図られるよう、本事業の交付決定に当たっては、

・ 廃屋撤去後の跡地活用の内容や時期が、地域の面的な高付加価値化に十分に資するものとなっているか

についての審査を徹底し、真に地域の面的な高付加価値化に資する跡地活用がなされるものに対して支援がなされるよう徹底すべき。

本事業による廃屋撤去後の跡地において、本事業の趣旨に沿った活用が十分に図られているかについて、廃屋撤去後における定期的なフォローアップを徹底した上で、未活用である場合や活用の見込みが低い場合などにおいては、十分な活用が図られるよう、指導・助言を強化していくべき。

【調査対象年度】
・ 令和2年度～令和4年度

【調査対象先】
・ 調査対象先数：5,945事業者（民間事業者ほか）
・ 回答数：2,266事業者
・ うち、廃屋撤去を実施したと回答があった事業者数は154（有効回答のみ）

総 括 調 査 票

調査事案名	(27) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)		調査対象 予 算 額	令和4年度(補正後):7,700百万円 ほか (参考 令和6年度:3,329百万円)		
府省名	環境省	会計	項	エネルギー需給構造高度化対策費	調査主体	本省
組織	—		目	二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組(削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大するため、環境省では、民間企業等に対して削減計画策定や設備導入等に対して補助を行っている。

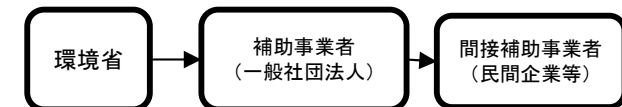
【事業イメージ】



(3) 企業間連携先進モデル支援



【資金の流れ】



【事業概要】(今回の調査対象は下線)

(1) 計画策定補助

脱炭素に関する知識や人材が確保できず、自力では対応困難な中小企業等のCO₂削減目標・計画の策定を支援する。

【補助率: 3/4(補助上限100万円)】

(2) 設備更新補助

①A事業(標準事業)

CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援する。

【補助率: 1/3(補助上限1億円)】

②B事業(大規模電化・燃料転換事業)

主要なシステム系統で「電化・燃料転換」、「4,000t-CO₂/年以上削減」、「CO₂排出量を30%以上削減」の全てを満たす設備更新を支援する。【補助率: 1/3(補助上限5億円)】

③C事業(中小企業事業)

中小企業等による設備更新に対し、CO₂排出削減量に応じて支援する。

【補助率: 1/2又は年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂のいずれか低い額を上限(1件当たりの補助上限5,000万円)】

※本調査においては、前身事業である「グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO₂削減比例型設備導入支援事業」(令和3年度補正予算事業)を含む。

(3) 企業間連携先進モデル支援

Scope3(※)削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援する。

【補助率: 1/3、1/2(補助上限5億円)】

※Scope3: バリューチェーンにおける他社の温室効果ガスの排出量(自社の事業活動に関連する原材料の調達、輸送、廃棄物処理等の排出量が該当する。)

(注)上記の各事業のほか、補助事業者に対する事務局費用の補助を含む。

総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)

②調査の視点

1. 計画策定補助について

○ C02排出削減に取り組む事業者の裾野の拡大につなげるため、自力ではC02排出削減計画策定が困難な中小企業等に対して支援を行うとの事業目的に沿った支援となっているか。

○ 事業の成果を活用して、C02排出削減に取り組む事業者の裾野拡大ができてきているか。

【調査対象年度】 【調査対象先数 (全て書面調査)】

令和3年度、令和4年度

・環境省

・計画策定事業者67者

※令和3年度32者、令和4年度35者

※回答数:41者、回答率:約61.2%

○ 今回の調査結果を確認したところ、スーパーマーケット及び介護施設におけるC02削減の取組は、SHIFT事業のウェブサイトに掲載されている事例集や脱炭素化実践ガイドラインにおいて紹介されている取組と基本的に同じ内容となっている【表1】。

【表1】事例集記載の取組例と実際の提案内容

業種	令和元・2年度の事例集に記載のある取組例	令和3・4年度の実際の提案内容 (下線は取組例と同一の対策)
スーパーマーケット	高効率空調の導入、高効率冷凍冷蔵設備の導入、高効率給湯器の導入、空調の設定温度の変更、LED照明の導入、商品陳列の見直し	高効率空調の導入、高効率冷凍冷蔵設備の導入、空調の設定温度の変更、 <u>LED照明の導入</u> 、 <u>照明点灯時間の短縮</u>
介護施設	高効率空調の導入、高効率給湯器の導入、LED照明の導入、節水シャワーヘッドへの更新	高効率空調の導入、高効率給湯器の導入、高効率冷凍冷蔵設備の導入、 <u>LED照明の導入</u> 、 <u>空調の設定温度の変更</u>

○ また、計画策定補助を受けた事業者への調査の結果、実際に提案された対策が「設備導入のみ」又は「設備導入+運用改善2取組以下」となっている事業者が約3割を占め、運用改善の内容は、事例集に記載のある一般的な省エネの取組、かつ、事業者の実際の導入コストはゼロ円との回答であった【表2】。また、これらの事業者は、C02排出削減計画の策定を申請要件とする、本事業の設備更新補助で採択されていたことから、実質的に、計画策定支援事業により設備導入コンサル費を高い補助率(3/4)で支援を受けていた状況となっている。

【表2】実際に提案された対策の状況

事業者の回答	回答事業者数	SHIFT設備導入支援	運用改善の具体的な提案内容
設備導入のみ	3者(7%)	3者	
設備導入+運用改善1取組	5者(12%)	5者	不使用時の消灯、空調温度設定、空調フィルター清掃、冷温水の出口温度調整、冷凍冷蔵設備の抑制運転 (注) いずれも、事業者は導入コスト「ゼロ円」と回答している。
設備導入+運用改善2取組	3者(7%)	3者	

(2) SHIFT事業のウェブサイト(事例集等)の活用状況

○ 回答があった41事業者のSHIFT事業ウェブサイト活用状況を調査したところ、以下のとおりであった。

活用している:21者、ウェブサイトの存在を知らなかった:20者

○ 補助を受けた事業者でも十分認知されていない状況を踏まえると、本事業による計画策定補助を受けていない事業者の認知度は低いことが想定され、C02削減に取り組む事業者の裾野の拡大につなげることができていない可能性が高い。

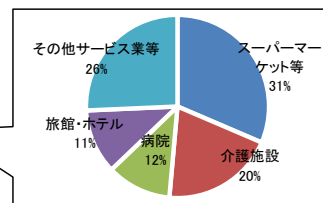
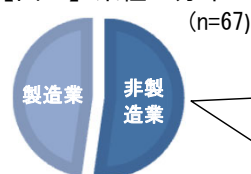
③調査結果及びその分析

1. 計画策定補助について

(1) 補助先の業種別の概況や提案された計画の状況

○ 環境省の補助実績データに基づき、令和3年度、令和4年度の計画策定事業者の業種を確認したところ、C02排出削減困難業種の多い製造業が約半数を占め、さらに、非製造業については、スーパーマーケットや介護施設の割合が高い【図1】。

【図1】業種の分布



(参考) 支援件数

・スーパーマーケット等

令和3年度:6件

令和4年度:5件

・介護施設

令和3年度:4件

令和4年度:3件

④今後の改善点・検討の方向性

1. 計画策定補助について

○ 本事業は、C02排出削減に取り組む事業者の裾野の拡大につなげるため、自力ではC02排出削減計画策定が困難な中小企業等に対して支援を行うものであり、優良事例が積み上がっていることに鑑み、今後については、策定された計画が優良事例の範囲内に留まらぬよう、支援対象を設備の運転データ等に基づくより高度な計画策定に限るなど、メリハリをつけて、真に自力ではC02排出削減計画の策定が困難な中小企業等に重点化すべき。

○ また、実態として設備導入のコンサル費補助となっている支援例も見られることから、策定する計画については、

・設備導入以外の一定数以上の対策検討を義務付けるとともに、

・計画策定補助を受けた事業者が、本事業の設備更新補助を受ける際には、設備更新補助以外の複数の対策を実行に移していることを要件とする

等の見直しを行うべき。

○ また、SHIFT事業ウェブサイトが十分に認知・活用されていないことから、環境省の他事業との連携に加え、関係省庁とも連携し、様々な機会を活用して広く周知を図ることで、C02排出削減に取り組む事業者の裾野拡大を図るべき。

例えば、環境省において実施している環境金融事業等を活用して、脱炭素関連融資を実施する金融機関にSHIFT事業ウェブサイトの事例集等を活用してもらうなどが考えられる。

総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)

②調査の視点

2. 設備更新補助について

(1) 設備導入に対する補助の現状

C02排出削減に取り組む企業の裾野拡大という事業目的に沿った、補助なしでは設備導入費用が回収できず、C02排出削減に取り組むことが困難な事業者向けの補助事業となっているか。

(2) 他事業との効果的な役割分担

企業向けの設備導入補助は他事業でも実施されている。本事業における設備導入補助の実績や他事業との比較を踏まえ、本事業による支援メニューが事業目的に沿った効果的な内容となっているか。

【調査対象年度】

令和3年度、令和4年度

【調査対象先数 (全て書面調査)】

・環境省
・設備導入事業者236者 (令和3年度完工120者、令和4年度完工116者)

回答数:175者 (令和3年度完工86者、令和4年度完工89者)

回答率:約74.2%

※回答数について、令和3年度完工案件は全てA事業、令和4年度完工案件は38者がA事業、51者がC事業

(2) 他事業との効果的な役割分担

○ A事業とC事業の工場・オフィス等別の支援状況を分析したところ、C事業は工場向けが75%、オフィス等向けが25%と工場向けに重点化している一方、A事業は工場向けが39%、オフィス等向けが61%と、オフィス等向けの比重が高い傾向が見られた。

○ また、A事業における工場・オフィス等別の本補助金の脱炭素費用効果を集計したところ、工場は平均9,164円/t-C02、オフィス等は平均13,840円/t-C02と、オフィス等の方がC02削減1トン当たりの補助金が高い (補助金の脱炭素効果が低い) ことが分かった。

○ このうち、A事業におけるオフィス向け支援設備の主要システム別の割合を調査したところ、空調関係が約半数を占めていた【表4】。

【表4】オフィス等向け設備導入の件数割合

空調システム	給湯システム	冷凍冷蔵設備	その他
47%	33%	9%	10%

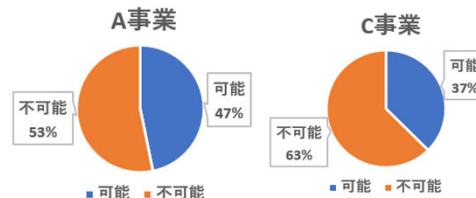
③調査結果及びその分析

2. 設備更新補助について

(1) 設備導入に対する補助の現状

○ A事業及びC事業について、設備の耐用年数内における総事業費の回収可否を調査したところ、A事業においては約5割、C事業においては約4割が補助金なしでも設備の耐用年数内で投資回収可能となっていた【図2】。

【図2】各事業における投資回収可否



※設備ごとの「総事業費÷設備導入によるコスト削減額」を投資回収期間とし、導入設備の耐用年数と比較。

○ 設備導入の動機について、ほぼ全事業者が老朽化対策と回答しており、また、C02削減対策が動機となっているか確認したところ、事業者の回答に占める割合が低く、工場向けは基本的に3/4程度、中でも、A事業の事業場 (オフィス等) 向けは6割に留まり、主に老朽化対策となっている【表3】。

【表3】事業別の設備導入の動機 (割合は全回答事業者に占める割合)

	工場向け設備	老朽化対策	自主的C02削減	オフィス等向け設備	老朽化対策	自主的C02削減
A事業		45者 (94%)	36者 (75%)	A事業	73者 (96%)	46者 (60%)
C事業		31者 (82%)	28者 (74%)	C事業	13者 (100%)	10者 (77%)

(注) 調査票の動機調査で「中期計画で削減目標設定」「温暖化対策・脱炭素経営による企業イメージの向上」と回答した事業者の動機を自主的C02削減に分類。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 設備更新補助について

○ 補助なしでも投資回収が可能となっている補助案件が多いことや、特にA事業のオフィス等の設備更新を中心にC02排出削減よりも老朽化対策に主眼を置いた設備導入の割合が多いことを踏まえて、C02排出削減に意欲的な事業者に対する、自力では導入困難かつ高度な設備の支援に重点化するとともに、投資回収期間による一定の補助要件を設定する等の見直しを行うべき。

○ 特に、オフィス等向け支援については、補助の脱炭素効果が低く、更に約半数を占める空調設備向け支援は、新たに創設したビルリノベ事業により支援可能であり、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上で、脱炭素効果のより高い取組に重点化していく必要があること等を踏まえ、他事業との役割分担を踏まえた効果的なすみわけを行うべき。

その上で、本事業は他事業で対象とならない省C02効果の高い設備向けに重点化するべき。

○ 令和5年度より環境省では「業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (以下「ビルリノベ事業」という。)」により、高い省エネ基準を満たす、既存オフィスビル等の脱炭素化改修支援を開始しており、高効率な空調設備の導入も支援対象となっている【表5】。

【表5】本事業とビルリノベ事業の比較 (ビルリノベ事業の下線は本事業との重複箇所)

	SHIFT (A事業)	SHIFT (C事業)	ビルリノベ事業 (※1)
対象建築物	工場、事業場 (オフィスビル、商業施設等)		オフィスビル、商業施設等
対象外の建築物	住宅		工場、住宅
補助対象設備	エネルギー使用機器、燃料・エネルギー供給設備機器	C02排出量を削減する目的での既存設備やシステム系統の更新	建物の外皮 (断熱材、窓) 空調設備、照明設備、BEMS (※2) (注) 給湯システムは対象外
補助率等	1/3 (上限額1億円)	1/2又は年間C02削減量×法定耐用年数×7,700円/t-C02のいずれか低い額かつ5,000万円上限	定額 (設備ごとに単価設定、上限額10億円)

(※1) 改修後の外皮性能BPIを1.0以下とすること、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%~50%されることという要件がある。
(※2) BEMS: Building Energy Management System (ビルエネルギー管理システム) の略

総 括 調 査 票

調査事案名	(28) 防衛装備品調達価格算定の在り方 (加工費率等)	調査対象 予算額	令和5年度(補正後) : 5,435,128百万円の内数 ほか (参考 令和6年度 : 5,720,623百万円の内数)				
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	航空機整備費ほか	調査主体	本省
組織	防衛本省ほか			目	航空機修理費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【調査の背景・概要】

<防衛装備品の価格算定の概要>

主要な防衛装備品（以下「装備品」という。）の多くは、競争的な市場価格が存在しないため、防衛装備庁は原価計算方式により予定価格を決定し入札を行っている。具体的には、各装備品の製造に要する費用の積み上げである製造原価をベースとし、これに各社の一般管理費・販売費の配賦率や防衛装備庁が定める各社の利益率等に乗じることにより算定される。

製造原価は、直接材料費、加工費（人件費、設備の減価償却費等）、直接経費（設計・開発費等）で構成され、これらの費用の多くの部分（製造、設計、試験、管理といった作業を要する費用）は、各社が自らの防衛部門・各部署で見込んでいた総費用（分子）を総工数（分母）で除した作業単価である「加工費率（円/h）」（以下「レート」という。）を用いて、これに各装備品の製造に要する工数を乗じて算出する方法が認められている（※各装備品の費用全ては特定せず、人件費や減価償却費等については、防衛部門費用に防民共通費用の一部を配賦し合算し、それを防衛部門の工数で除したレートを、各装備品の工数に乗じる）。

<レートに係る課題>

このように、レートは装備品価格に大きな影響を及ぼしているが、現状以下の課題が存在している。

- レートの水準が近年増加傾向にあり、今後、装備品の発注は更に増加見込みであることを踏まえると、コスト低減が喫緊の課題。
- 各社のレートの水準にばらつきがあるが、レート設定が適正化・標準化されておらず、横比較等を通じた合理性の検証やコスト低減努力の評価が困難。
- 防民（防衛部門及び民間部門）の共通費用の配賦がレートが高額となる要因の一つとなっており、防民の経費区分や費用の配賦の考え方を改めて精査する必要。

<問題意識・調査方針>

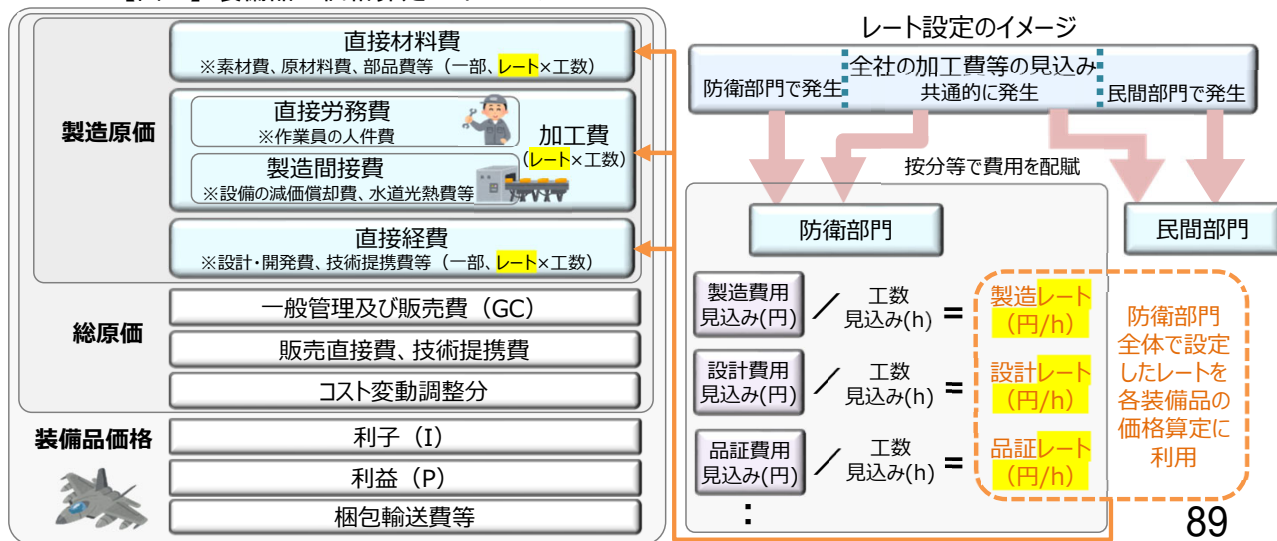
今後の防衛費の国民負担の観点から、装備品価格の算定根拠には更なる明確化が求められるとともに、限られた予算の範囲内で効果的・効率的に装備品を取得していく上で、可能な限りのコスト低減を図っていく必要がある。

そのためには、レートの透明性を向上させることで官民双方でコストを精査するとともに、生産性向上や価格低減につながるような取組を促していくことが重要である。

また、コストの精査・理解が進むことで、将来の原価計算において、各社が個別に設定するレートではなく、在るべき/標準的な作業単価や計算方法の検討に資することも期待される。

こうした論点を踏まえ、レート等の実態や今後の在り方について調査を実施した。

【図1】 装備品の価格算定のイメージ



総括調査票

調査事案名 (28) 防衛装備品調達価格算定の在り方(加工費率等)

②調査の視点

1. レートの実態・今後の見通し

- (1) レートが装備品価格に及ぼす影響を調査する。
(2) 近年のレート推移や今後の見通しを分析する。

【調査対象年度】平成29年度～令和5年度

【調査対象先】防衛関連企業のうち防衛装備庁と継続的に契約があり令和5年度のレート等の算定対象となっている全事業所(回答数73)

2. 各社のレート水準及び比較

- (1) 各社のレート水準の実態を把握する。
(2) 各社のレートの横比較等による合理性の検証可能性を調査する。

3. 高額なレートの要因分析

- (1) レートが高額となる要因を分析する。
(2) レート算定における防民の経費区分の状況を調査する。

③調査結果及びその分析

1. レートの実態・今後の見通し

○ 各企業のレートが装備品価格に与える影響について調べたところ、最大約8割の費用項目がレートの影響を受けていることが確認された(レートの影響が大きいと推察される加工費・直接経費が約4割、一部レートが用いられうる直接材料費を含めると約8割)【表1】。

○ 直近(平成29年度～令和5年度)のレートの推移を見ると、平均15%と大きく上昇していた。一般的には、発注額の増加により、レート等の単位当たりコストは低減していくことが期待されるが、これまで発注額が増加した期間もレートは一貫して上昇しており、コスト低減の状況は不透明である【図2】。

○ 各社に今後の見通しを聴取したところ、今後の防衛事業売上高は73事業所中54事業所(約4分の3)が拡大を見込んでいる一方で、レートの減少を見込む企業はわずか4事業所のみとなり、39事業所が上昇見通し、18事業所が横ばいとの回答であった【図3】。

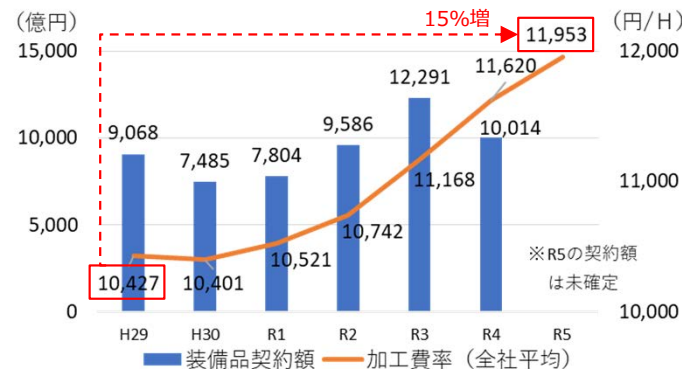
○ レートが減少しない主な要因は(複数回答可、<>内は回答数)賃金の増<57>、人員数の増<40>、設備投資・更新<36>、水道光熱費等物価上昇<24>、セキュリティ対策等システム投資・更新<11>などであった。

⇒今後のレート上昇圧力が高まっている中、防衛装備庁において、レートの適正性や設備投資等の合理性の評価などを通じ、コスト低減努力を促していくべき。

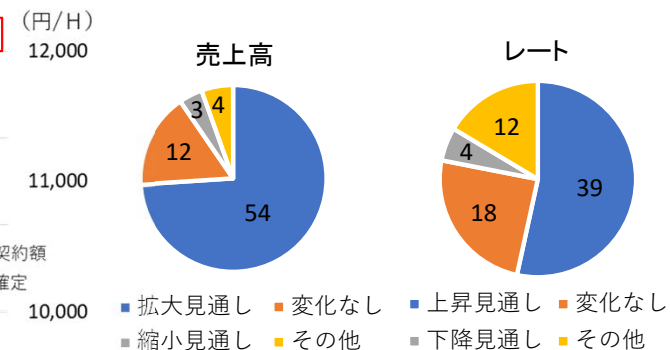
【表1】原価計算方式の費用別価格構成割合(令和4年度契約)

構成費用	構成比	レートとの関係
直接材料費	45%	外注品については外注先企業の製造レート等が使用される場合がある
加工費	10%	受注企業の製造レート等を使用
直接経費(初度費含む)	26%	主に装備品や専用治工具の設計・開発費であり、受注企業の設計レート等を使用
GCIP・販管費	19%	直接レートは用いないが上記費用に一定割合を乗じるため比例的関係にある

【図2】装備品契約額とレートの推移



【図3】各社の今後の売上高とレートの見通し



総 括 調 査 票

調査事案名 (28) 防衛装備品調達価格算定の在り方（加工費率等）

③調査結果及びその分析

2. 各社のレートの水準及び比較

- 各社のレートの水準を調査したところ、製造工程に関わるレートの中でも最小約5,000円/h～最大約38,000円/hと大きな差があり、更に同様の製品の中でもなお大きな差が確認された【図4】。
- 実質的に競争のない装備品調達では、レートの比較検証などを通じ、各社の合理性を評価しコスト低減の取組を促すことが重要である一方、各社のレートの設定状況を調査したところ、区分数（1～11区分まで様々）や設定単位（工程別、工場別、製品別など様々）がバラバラであり、精緻な横比較等の検証が困難な状態であった。

⇒防衛装備庁において、レート区分の適正化・標準化を推進し、コストの比較検証を機能させるべき。現状でも防衛装備庁から各社に一定の要請を行っているが、透明化せずとも制度上は利益が確保できることなどから十分に進んでいない。中小企業の状況等にも留意しつつ、インセンティブの強化を含めた更なる取組を行うべき。

【表2】レート区分の適正化のその他の課題（各社回答）

主な課題	回答数	対応の考え方
細分化するとシステム投資や業務プロセス変更、管理コスト増が発生、検討の人的リソース不足（主に中小企業）	46事業所	・ 中小を含めた各社が取り組みやすいベストプラクティス等について、業界内での共有を促進
細分化すると人員や設備が固定化され社内の柔軟な人事変更や業務負担に支障	13事業所	・ 標準的な経費やレート区分の考え方や費用配賦方法を設定し、取組の雛形として提示 ・ 標準化された区分設定を基本としつつ、非効率を生じるといった個別事情がある場合は考慮（原則・例外の整理）
細分化すると年度毎の受注額によるレートの年度変動幅が大きくなり事業見通しに影響	9事業所	・ 受注額（工数、レートの分母）によるレートの変動は、その背景となる設備投資等が合理的であり、かつ不断のコスト削減（費用、レートの分子）に取り組んでいることを前提に、一定程度許容されるよう防衛装備庁の調整を精緻化

3. 高額なレートの要因分析

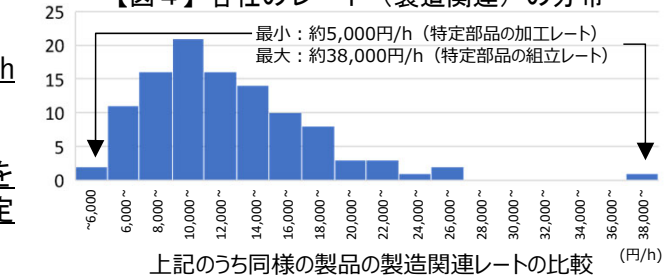
- レートが高額なものの中身を個別に精査したところ、以下の要因が多く見受けられた。
 - ①民需と共有されない防衛専用設備への投資や専門人員の維持に費用がかかり、さらにその稼働率（工数）が低いままとなっているケース
 - ②防民共通の補助部門からの費用配賦が、レートの費用の大部分（半分以上など）を占めるケース

- ①について、装備品とはいえ、生産体制が非効率なまま長期間レートが高止まりするのは問題である。民需と共有できない防衛省の特殊な仕様や性能要件の合理性など、そもそもの調達内容も含め厳格にチェックする必要がある。

⇒レートへの影響も含め防衛省の調達内容を精査する観点から、防衛装備庁から財政当局に対し情報共有を行うべき。

- ②について、直近のレートの動向を見ると、大きな民間事業を抱える（防衛割合が低くかつ全社売上高が高い）事業所は、特に上昇率が高い傾向が実際に確認された【表3】。防衛装備庁は、レート算定における各社の防民の経費区分状況を厳格にチェックすべき。

【図4】各社のレート（製造関連）の分布



上記のうち同様の製品の製造関連レートの比較

	レート区分	レート水準
A事業所	X工場	約28,000円/h
B事業所	組立運転	約23,000円/h
C事業所	製造部	約19,000円/h
D事業所	製造（Y組立）	約8,000円/h

【表3】各社の事業の状況と直近のレート上昇率

各社の防衛・民需の事業の状況	R3-R5平均レート上昇率
全事業所(73)	5.9%
うち防衛割合が平均より低い事業所(50)	6.0%
うち全社売上高が平均より高い事業所(21)	9.4%

総 括 調 査 票

調査事案名 (28) 防衛装備品調達の価格算定の在り方（加工費率等）

③調査結果及びその分析

○ 全73事業所のうち22事業所は、防需と民需の費用切り分けがなく、レートの合理性について精査する必要性が高い。また、残りの51事業所は防民共通費用を配賦（多くは防民の「工数/人員数」での按分）することで経費区分を行っているが、直近のレート上昇を踏まえれば、配賦対象となる費用の範囲が過大となっていないかや、現状の配賦方法が機械化が進む現場のコスト因果関係を正確に反映できているか等を改めて確認する必要がある【表4】。

○ また、「防需と民需のシナジー・スケールメリットはない」、「防民で同様の製品の取扱はない」との認識の事業所も多数（合計20事業所）存在しており、そもそもの部門・経費区分の在り方も含め議論する余地はあると考えられる【表4】。

⇒ 防衛装備庁において、防民のレートや経費区分を可能な限り明確に切り分けるよう、各社と更なる調整を進めるとともに、やむを得ず費用配賦が必要な場合、それが合理的なコスト因果関係に基づいているか等の、基本的考え方を整理し提示すべき。

【表4】各社の防民費用配賦等の状況

防民共通費用の扱い	防民でのシナジー・スケールメリット 防民で同様の製品
按分計算で配賦 51事業所	あり:37事業所 なし:14事業所
切り分けなし (防民同一レート) 22事業所	あり:16事業所 なし:6事業所

④今後の改善点・検討の方向性

1. レートの実態・今後の見通し

2. 各社のレートの水準及び比較

3. 高額なレートの要因分析

- レートは装備品価格に大きく影響することから、防衛装備庁において、レートの適正性に関する評価・調整を強化すべき。防衛装備庁から各事業所に対し、
 - 原則として、工程（製造、設計、品証、管理等）や性質（専用・大規模設備、特殊な工程等）などの適正かつ標準化された区分に応じ、経費の管理単位やレートを設定する
 - 防民のレートや経費区分を可能な限り明確に切り分けるとともに、やむを得ず明確に経費区分できない場合、費用毎の因果関係に基づく適切な方法で配賦する
 といった業界全体に基本的な考え方等を示す取組の雛形を提示し、契約に際しての要請事項としていくべき。
- 上記の取組インセンティブを強化し、コスト低減努力を促す観点から、各事業所の経費・レートの区分状況や設備投資の合理性等について、防衛装備庁が実施する利益率の「QCD評価※」の評価対象項目に位置付ける等の対応を行うべき。
※各企業の防衛事業に係るQ:品質管理、C:コスト管理、D:納期管理等を防衛装備庁が評価し、原価計算上の利益率に反映する仕組み。
- 予算編成過程等を通じ、レートへの影響等を含め防衛省の調達内容を精査する観点から、防衛装備庁から財政当局に対し、各社とのレートの調整結果やその内容等について共有すべき。

また、こうした取組を通じコスト等の検証・議論が進むことにより、将来の原価計算含めた価格算定の在り方や、防衛省の調達、防衛産業の在り方の検討にも資することが期待される。

総 括 調 査 票

調査事案名	(29) 防衛分野の先端的研究事業の成果把握等			調査対象 予算額	令和5年度：30,090百万円（契約ベース） ほか （参考 令和6年度：29,053百万円（契約ベース））		
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費	調査主体	本省
組織	防衛装備庁			目	試験研究費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【防衛分野の先端的研究事業の概要】

○安全保障技術研究推進制度（以下「ファンディング制度」という。）

防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な技術についての基礎研究を発掘・育成する制度である。防衛装備庁が対象とする研究テーマを提示した上で、研究課題を公募し、外部有識者による委員会の審査を経て、研究機関等に研究を委託する事業である。得られた研究成果については、防衛分野での活用のみならず、広く民生分野で活用されることで、技術基盤の強化につながる波及効果を得ることも期待されている。

○先進技術の橋渡し研究（以下「橋渡し研究」という。）

民生分野で急速に進展する技術や、ファンディング制度をはじめとする政府の科学技術投資等で得られた基礎研究の成果の中から、防衛装備庁が育成対象として選定した技術について、防衛装備庁事業として調査研究・仮作品の製造等を行うことで、先端技術を活用した装備品の創出につなげることを目標とする事業である。

【調査の概要】

ファンディング制度は平成27年度から開始して10年目、橋渡し研究は令和2年度から開始して5年目を迎えているが、これまでこれらの事業を踏まえて開発された防衛装備品は生まれていない状況である。これらの研究事業について、他国への技術的優越性を獲得し、将来の新たな戦い方の創出を目指すという趣旨から、すぐに効果が現れてこない面があることは理解するが、事業開始以来令和5年度までに、ファンディング制度については700億円以上【表1】、橋渡し研究については200億円以上【表3】の予算措置を行ってきたところであり、国民の目に見える効果をしっかりと出していく必要がある。こうした点を踏まえ、これらの事業について、画期的な装備品等を生み出す機能として効果的な予算執行となっているかという観点から調査を実施した。

また、装備品の高度化等に伴い、装備品に係るコストが増大してきている状況である。装備品に要するコストは、その研究開発段階で一定程度決まってしまう面もあることから、装備品化された場合のコスト面を研究開発時点から考慮していくことが重要であり、上記2事業に限らず、防衛省の研究開発事業全般における、装備品化後のコスト低減に向けた取組の状況についても調査を実施した。

【表1】ファンディング制度の予算額・採択数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
予算額(億円)	3	6	110	101	101	95	101	101	112	730
採択数(件)	9	10	14	20	21	21	23	24	23	165

【表3】橋渡し研究の予算額・研究数の推移

	R2	R3	R4	R5	計
予算額(億円)	6	6	9	188	210
研究数(件) (当該年度新規開始件数)	11	7	6	26	50

【表2】ファンディング制度における具体例

研究課題名	現在の状況
グラフェン等2次元機能性原子薄膜を用いた光検知素子の基礎研究	橋渡し研究で成果を活用
超高温遮熱コーティングシステムの開発	他府省の研究で継続
金属酸化物のナノ構造制御による高速充放電材料の研究	自機関で継続
MUT型音響メタマテリアルによる音響インピーダンスのアクティブ制御の研究	後続事業なし

【表4】橋渡し研究における具体例

研究課題名	現在の状況
先進熱交換技術の研究	後続事業検討中
意思決定の迅速化を支援する機能の研究	装備化に向けた研究で継続
脅威可視化機能の研究	橋渡し研究の途中で中止
先進量子暗号技術の研究	橋渡し研究の途中で中断
高出力EMP発生方式の研究	橋渡し研究中

総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 防衛分野の先端的研究事業の成果把握等

②調査の視点

1. 先端的研究事業の成果等の状況について

- ファンディング制度・橋渡し研究を踏まえて具体的な防衛装備品が開発された実績は、現時点では存在しない。

一方で、研究開発には一定の期間を要することを踏まえると、現時点では成果が出ておらずとも、今後具体的な開発につながる成果を挙げる見込みがある事業となっているかについて検証を行う必要がある。

- 具体的には、
 - ・ 研究終了した案件について、実際に防衛装備品の開発につながると見込まれる成果が出ているか
 - ・ 採択時や研究途中時での評価機能が実効的に運用され、効果的な執行につながっているか

を調査し、事業の現状を把握するとともに、より効果的な事業としていくための改善点を抽出する。

【調査対象年度】
平成27年度～令和5年度
【調査対象先数】
防衛装備庁：1先

③調査結果及びその分析

1. 先端的研究事業の成果等の状況について

(1) ファンディング制度

- 研究終了事業のうち、研究成果が防衛分野での研究開発（橋渡し研究や装備品の研究開発事業）に繋がっているものの割合は14.6%（12件/82件）であった。

一方で、現時点で後続事業がない事業が25.6%（21件/82件）存在していた。このうち、研究体制が維持できなくなったことが要因となるものも5件あり、研究終了後も含めた持続的な研究体制についての評価が不十分であると考えられる【図1】。

また、47.6%（39件/82件）を占める「他府省等の研究で継続しているもの」及び「自機関で継続しているもの」について、将来的に防衛分野での研究開発につながる成果を挙げているかという観点からのフォローアップ調査はされていない。

- ファンディング制度から防衛分野の研究開発につながる研究成果を増やしていくに当たっては、採択時等から防衛目的の将来可能性を見据えた選定が重要と考えられるが、ファンディング制度においては、大学や研究機関のレピュテーションリスクの観点から、採択審査や中間・終了評価時に、防衛目的の将来活用可能性については考慮されていない。

- また、各種政策評価の指標においても、「研究委託の新規契約件数」「終了評価において成果が得られた評価となされた」といった指標しか設定されておらず、「防衛分野での研究開発につながった件数」等といったアウトカムの指標による評価がなされていない状況である。

(2) 橋渡し研究

- 令和5年度までに開始した研究事業50件のうち、終了した研究は2件あり、1件は具体の装備化の研究に移行しているが、もう1件は具体の装備化の研究に向け、当てはめ先を検討している状況であり、研究段階における運用側（自衛隊）との調整が十分に図られていないと考えられる。

なお、橋渡し研究において、元となる技術の由来がファンディング制度の成果となっている研究の割合は26.0%（13件/50件）にとどまり、民生の先進技術が由来となっている研究が多くを占めていた（86.0%（43件/50件））。

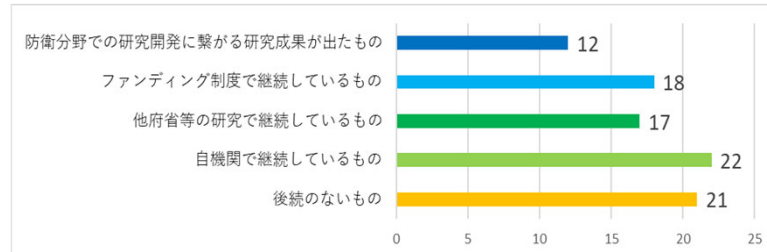
- また、研究開始後の評価により、途中で中止・中断することとなった事業は、全事業数のうち24.0%（12件/50件）もあり、その要因として、

- ・ 装備品の運用側（自衛隊）のニーズが特定できないなど、運用への寄与が見出せないもの（6件）
 - ・ 類似する研究が外国や他省庁で進んでいるなど、防衛装備庁自身の事業として伸ばすべき先進技術が疑念が生じたもの（6件）
- といった、採択時に見極め可能とも考えられるものが多く見られた【表5】。

- 各種政策評価の指標においては、「研究事業の実施件数」「研究試作等へ反映可能との審査結果を得た研究事業の割合」といった指標しか設定されておらず、「具体的な防衛装備品の開発につながった件数」といったアウトカムの指標による評価がなされていない状況である。

- 以上を踏まえると、防衛装備品の研究開発につながる成果を増加させていくに当たり、特にファンディング制度における後続の民生分野での研究を活用する仕組みや、両事業に共通して、採択時の選定における更なる工夫や、事業自体の評価のあり方に課題があると考えられる。

【図1】研究が終了したファンディング制度の後続の内容について



※複数項目に該当する研究があるため合計値は母数の82件とは一致しない

【表5】橋渡し研究を途中で中止・中断した理由について

件数	中止・中断内容
3	伸ばすべき先進技術が特定されているか
6	民生分野での研究開発ではなく、防衛装備庁自身の事業として伸ばすべき先進技術か
1	防衛装備庁内で類似の研究開発がなされていないか
6	研究成果が反映された装備品等の運用への寄与 ➤研究成果が、装備品の機能、性能や戦い方そのものにどのような影響を及ぼすのか
5	全体計画 ➤計画が適切に立てられ、必要な時期に必要な技術が獲得できるか見通しがあるか

※中止・中断内容の件数は複数回答のため重複カウントしている

総 括 調 査 票

調査事案名 (29) 防衛分野の先端的研究事業の成果把握等

②調査の視点

2. 研究開発段階における、将来のコストを考慮した取組について

○ 防衛装備品に係る高度化に伴い、装備品のコストが増大してきている中で、その構想・開発から廃棄に至るライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）を抑制していく必要があるが、実際にはLCCが増加し続けている装備品が多く存在している。

○ 装備品のLCCは、その設計・仕様の内容によって大きく左右されることから、研究開発段階において、将来の量産・維持管理等のコストを考慮した取組が重要である。

○ これらを踏まえ、先端的研究事業に限らず、具体的な装備品の研究開発事業も含め、防衛省の研究開発事業における将来のコスト低減を意識した取組の状況について調査を行う。

【調査対象年度】

令和5年度

【調査対象先数】

防衛装備庁：1先

③調査結果及びその分析

2. 研究開発段階における、将来のコストを考慮した取組について

(1) 具体的な装備品の研究開発における取組

○ 各装備品のLCCが増加し続ける中、防衛装備庁内の研究開発事業を管理する部門においては、量産段階以降のコストを研究段階から低減できるよう、研究開発事業実施部門に対し、企業に発注する仕様書に、民生品の活用や部品の共通化などのLCC低減に関する取組の実施について明記するよう通知を行っていた。

○ しかし、量産価格や整備費用等をどの程度のレベルに抑えるかといった上限が設定されていない上、研究開発事業管理部門として上記通知に基づく取組状況についてのフォローアップが十分に行われておらず、実際にどれだけLCCが低減される見込みかも把握されていない状況であった。

【図2】LCCが増加し続けている装備品の具体例
(令和5年10月27日 財政制度等審議会 財政制度分科会 資料より抜粋)

装備品名	LCC上昇の状況 (H27→R5※)
輸送機C-2 	19,326億円 (補正前) +21% → 23,346億円 22,458億円 (補正後) +4%
哨戒機P-1 	32,182億円 (補正前) +27% → 40,907億円 37,548億円 (補正後) +9%
SH-60K 能力向上型 	11,020億円 (補正前) +24% → 12,422億円 11,607億円 (補正後) +7%
UH-2 	3,993億円 (補正前) +41% → 5,627億円 4,880億円 (補正後) +15%

(注1) 各装備品毎、H27年度の当初ベースライン（補正前、補正後）とR5年度見積もりラインを比較するもの。

(注2) ベースラインの補正：見直し基準等に達しているかの判断のために最新のLCC（年度見積りライン）とベースラインを比較する際、ベースライン設定後に生じた為替や物価等の変動をベースラインに加味すること。

(2) 橋渡し研究における取組

○ 外部有識者からの指摘※も踏まえ、令和5年度より、装備品への適用性が明確化される仮作品の製造段階まで至った段階では、コストによる装備化への障壁がないかを評価することとされている。

※ 外部有識者からの指摘（令和5年度防衛省行政事業レビュー公開プロセス）

「『死の谷』は、研究開発から実用化に向けてコスト、量産化などの問題が『谷』となって現れる。コストや量産化を評価する仕組みを審査項目に入れるべき。」

○ ただし、具体的にどのように評価を行うかは定められておらず、例えば、研究成果を活かして装備品の開発を行った場合、「現状よりも製造工数の増加は見込まれるが、維持整備の工数は減少する」といった定性的な評価に止まっている状況であり、将来のコスト低減に資する検討となっているか疑問である。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 先端的研究事業の成果等の状況について

○ ファンディング制度の採択時等に、少なくとも、将来的に防衛目的での活用につながる潜在的可能性の評価を行うべき。加えて、ファンディング制度・橋渡し研究の両事業において、実際の運用側となる自衛隊のニーズと合致するものとなるよう、防衛装備庁と運用側との連携をより強化するなど、防衛装備品に繋がる研究成果を生み出せるよう、研究開始前からの取組を強化すべき。

○ ファンディング制度の成果を踏まえて民生分野で研究が継続されているものについて、継続的にフォローアップを行い、防衛分野での研究開発に繋げていく対象の幅を広げていくべき。

○ 国民から具体的な成果が見えるようにするため、ファンディング制度・橋渡し研究の両事業の政策評価において、防衛装備品に成果をつなげる視点のアウトカム指標を設定した上で評価を行うべき。

2. 研究開発段階における、将来のコストを考慮した取組について

○ 装備品の効率的な調達に加え、装備移転の拡大も見据え、研究開発段階から将来のコスト低減に向けた取組を強化すべき。

○ 具体的には、以下のような取組を実施するべき。

- 各装備品の研究開発事業において、研究開発事業管理部門として、あらかじめ量産や整備に要する費用などについて許容可能な上限を設定した上で、LCC低減に向けた個別の取組とその成果をしっかりと管理するなど、可能な限り定量的なコスト低減に取り組むべき。
- 橋渡し研究においても、量産化以降のコストに関する評価方法を具体化し、可能な限り定量的に評価を行う取組を行うべき。
- これらによる管理・評価の対象となるコスト上限等については、運用側と連携して設定するべき。

総括調査票

調査事案名	(30) 近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性		調査対象 予算額	令和5年度：246,922百万円の内数 (参考 令和6年度：261,505百万円の内数)			
府省名	防衛省	会計	一般会計	項	防衛力基盤強化推進費ほか	調査主体	本省
組織	防衛本省ほか			目	営舎費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

1. 事案の概要

防衛省・自衛隊は、駐屯地・基地・研究所等（以下「駐屯地等」という。）が全国に283箇所所在し、約23,000棟の施設を所有しており、自衛隊等の活動の拠点としている。

このうち、同じ敷地内に複数の部隊または機関が所在している駐屯地等を含む地区（以下「混在地区」という）が18地区、複数の駐屯地等の敷地が接している地区（以下「隣接地区」という。）が9地区、駐屯地等の間隔が6km以内（車で約10分以内）である地区（以下「近接地区」という。）が15地区ある。

防衛省では、複数の部隊または機関が同一又は近接の施設に所在する場合における施設の管理等の業務を能率的、かつ、経済的に処理することを目的に「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊等が同一施設等に所在する場合における施設の管理等の業務の処理に関する訓令（以下「訓令」という。）」を発出している。

当該訓令において一体的運用の在り方について規定されているところ、本調査では当該訓令も参考にしつつ、駐屯地等間で共通する外部委託契約の集約化、隊員が自らで実施している警備業務の駐屯地間での統一など、一体的運用の状況について実施状況を調査する。

併せて、一体的運用の一例として、消耗品や糧食（米）の一括調達の実施状況を調査する（本調査の一部は、平成19年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施）。

【前回の調査結果（平成19年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

防衛省・自衛隊が使用する生活物品の調達について、①競争性の確保の有無、②単価は妥当な水準か、③三自衛隊のまとめ買いにより効率的な調達が図れているか、を検証する観点から、三自衛隊の「寝具」「隊舎における備品」「糧食(米)」について調査を実施。

近接する基地における糧食(米)の調達について、近接する複数の基地で個別に調達しているため、これら近接する複数の三自衛隊の基地において一括調達すること等により単価減などコストの低減を図る。

反映の内容等

糧食（米）の調達については、近接する基地（八戸、大村、那覇）を個別に抽出し、契約スケジュール等を調整して同一日の発注量を増やし、まとめ買い効果を促すとともに18年度契約実績を反映し、調達価格の低減を図った。



総 括 調 査 票

調査事案名 (30) 近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性

②調査の視点

1. 訓令で示されている業務の運用状況について

訓令で示されている業務のうち、施設の管理、施設の警備等、給養（給食）、衛生について、混在地区、隣接地区及び近接地区ごとにどの程度、一体的運用が実施されているのか。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先数】
駐屯地等：42地区

③調査結果及びその分析

1. 訓令で示されている業務の運用状況について

【表1】一体的運用が実施されていた地区数

	施設の管理	施設の警備等	給養（給食）	衛生
混在地区 18地区	17地区(94%)	12地区(67%)	15地区(83%)	18地区(100%)
隣接地区 9地区	4地区(44%)	2地区(22%)	5地区(56%)	9地区(100%)
近接地区 15地区	2地区(13%)	0地区(0%)	3地区(20%)	15地区(100%)

衛生業務を除く全ての業務において、混在地区の実施率が高く、隣接地区、近接地区の順に一体的運用の実施率が低くなっている【表1】。

一体的運用を行っていない地区の検討状況を確認したところ、検討の実績なしと回答したのが、隣接地区では、施設の管理 80%（4地区/5地区）、施設の警備等 86%（6地区/7地区）、給養（給食） 0%（0地区/4地区）

近接地区では、施設の管理 100%（13地区/13地区）、施設の警備等 87%（13地区/15地区）、給養（給食）100%（12地区/12地区）

であり、隣接地区の給養（給食）業務以外については、ほぼ全ての場合において一体的運用の検討すらされていないことが判明した。

【業務分野ごとの分析】

〈施設の管理業務〉

混在地区では、ほぼ全ての地区において、施設を管理する駐屯地等が水質検査、受水槽清掃、空調機点検、消防設備点検保守、ゴミ処理などについて外部委託等を行い一体で管理運用していた。

隣接・近接地区では、部隊規模の小さい通信所・訓練場の浄化槽の検査・清掃や給排水設備の維持などについて一体的に運用している例がみられたが、このような場合に限らず一体的な運用を検討すべき。

〈施設の警備等業務〉

混在地区では、施設を管理する駐屯地等が入出門手続・管理、基地警戒監視の業務を実施していた。

隣接地区では、入出門手続き及び巡察等を一体的に運用している例がわずかに見られたが、近接地区においては、駐屯地等の距離が離れている、警備責任者が異なるなどの理由で駐屯地等ごとに施設の警備をしていた。少なくとも隣接地区については、隊員が自ら警備を実施する場合を含め、一体的運用の検討を進めるべきではないか。

〈給養（給食）業務〉

混在地区では、15地区において給食業務全般を施設の管理部隊が一体運用しており、そのうち10地区では調理業務、食器洗浄、食堂清掃等を外部委託していた。

隣接地区では、給食業務全般の一体的な運用が3地区、食材の一括調達が1地区あり、残り1地区は献立・発注業務を一体的に運用していた。近接地区では、食料の調達について、部隊規模の小さい通信所等の食材を近接する駐屯地等が一体的調達している例が3地区あった。各地区の実情を踏まえつつ、他の区域の例も参考に、一体的な運用の検討を進めるべき。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 訓令で示されている業務の運用状況について

○訓令で示されている業務について

混在地区で一定の一体的運用がされている業務については、従前の運用にとらわれず、業務を能率的、かつ、経済的に処理することを目的に一体的運用の可能性を検討すべきである。特に、混在地区と地理的実態が近いと考えられる隣接地区においては一体的運用の余地があると考えられる。

○各業務について

施設の管理業務及び給養（給食）業務については、特に隣接地区において共通する外部委託業務を精査し地区内で一括で外部委託契約を行うことで業務の効率化、経費の節減効果について検討すべきである。

施設の警備等業務については、特に隣接地区において地区内の警備体制を見直すと共に警備システムの統一化を図り、業務の効率化、経費の節減効果について検討すべきである。

総括調査票

調査事案名 (30) 近接自衛隊施設の一体的運用の実態及び可能性

②調査の視点

2. 物品調達の一括運用について

近接地区における物品の一括調達が実施されているか。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先数】
駐屯地等：7地区

③調査結果及びその分析

2. 物品調達の一括運用について

事務用品、生活用品の調達については、陸海空自衛隊において中央（補給統制本部等）で年間の所要分を一括で単価契約し、各部隊は必要に応じWebで購入できる方式を平成23年度より順次導入していた。

糧食の調達は、非常用糧食を除き、部隊の活動や献立を踏まえ各部隊の会計担当が調達している。

平成19年度調査において、米の調達を近接に位置する複数の自衛隊基地による一括調達などにより調達コストの低減を進めるべきであると3地区（八戸、大村、那覇）について方向性を示していたが、今回、再度同地区について調査したところ、一括調達を実施している地区はなかった【表2】。

実施していない理由は、執行機関が異なることで生じる予算の付け替えが必要、不調になった際の他部隊間との調整に時間を要するためとの回答であった。

実施していない理由に関しては、1. 訓令で示されている業務の運用状況についての調査の給養（給食）業務において食材の一括調達を実施している地区があることから、当該地区における運用方法を参考に懸念事項の解消を図るべきである。

【表2】八戸、大村、那覇地区における調達単価等

地区等		基地名	単価	数量
八戸	陸自	八戸駐屯地	321円/kg	11,790kg
	海自	八戸航空基地	322円/kg	1,800kg
大村	陸自	竹松駐屯地	311円/kg	2,500kg
	海自	大村航空基地	375円/kg	1,500kg
那覇	陸自	那覇駐屯地	349円/kg	5,000kg
	海自	那覇航空基地	346円/kg	4,000kg
	空自	那覇航空基地	349円/kg	4,000kg

④今後の改善点・検討の方向性

2. 物品調達の一括運用について

米の調達については、近接する複数の駐屯地等で一括調達を導入し調達コストの低減を進めるべきである。

また、1. 訓令で示されている業務の運用状況についての給養（給食）業務の一体運用と糧食（米以外の糧食を含む）の一括調達を併せて実施することによる、業務コスト、調達コストの低減について検討すべきである。